官報

法律

医薬部外品等取締法をここに公布する。

御名御璽

昭和二十二年十二月二十四日
内閣総理大臣　片山　哲

法律第二百三十二号

医薬部外品等取締法

第一條　医薬部外品及び化粧品の衛生上の見地からの取締については、この法律の定めるところによる。

第二條　この法律で医薬部外品とは、その化学的作用によつて左の各号の一に該当する効能があるとして製造又は販賣されるもの（薬事法の適用されるものを除く。）をいう。

一　皮膚組織の変更又は体臭の防止
二　脱毛の防止、毛生え、除毛又は染毛
三　飲酒、喫煙その他の習癖の矯正
四　ねずみ、はえ、蚊、のみ等の駆除又は防止（専ら農業上に使用されるものを除く。）

この法律で化粧品とは、人の身体を清潔にし、美化し、若しくはさわやかにし、身体の諸機能を増進し、若しくは抑止し、又は容貌を変えるために、身体に塗擦、さん布その他の方法で施用するすべての物をいう。

第三條　医薬部外品の製造業（小分業及び加工業を含む。以下同じ。）を営もうとする者は、品名、原料品名並びにその分量、用法、用量及び効能を記載し、見本品を添えて、主たる営業所の所在地を管轄する都道府縣知事の許可を受けなければならない。

化粧品の製造業（小分業及び加工業を含む。以下同じ。）を営もうとする者は、品名、原料品名並びにその分量、用法、用量及び効能を記載し、見本品を添えて、主たる営業所の所在地を管轄する都道府縣知事に届け出なければならない。

第四條　医薬部外品又は化粧品の製造業者は、厚生大臣の定める医薬部外品又は化粧品については、厚生大臣の定める規格に適合したものでなければ、これを製造してはならない。

第五條　医薬部外品又は化粧品の製造業者が、主たる営業所の外に製造所、小分所若しくは加工所を開設したとき、又は営業所、製造所、小分所若しくは加工所を変更し、若しくは廃止したときは、主たる営業所の所在地を管轄する都道府縣知事及び当該製造所、小分所又は加工所の所在地を管轄する都道府縣知事に届け出なければならない。

第六條　医薬部外品又は化粧品の製造業者は、命令の定めるところにより医薬部外品又は化粧品の容器又は被包に一定の標示をしなければならない。

何人も、前項の標示に虚偽の記載をし、その他医薬部外品又は化粧品の容器又は被包に虚偽の事項を記載してはならない。

第七條　都道府縣知事は、医薬部外品又は化粧品であつて第四條に規定する基準に適合せず、又は変質し、若しくは変敗し、その他特に衛生上危害を生ずる虞があると認めたものについては、その販賣を禁止することができる。

第八條　都道府縣知事は、第三條第一項の許可に附せられた條件に違反して製造した場合及び特に衛生上危害を生ずる虞があると認めた場合には、営業の全部若しくは一部を禁止し、又は期間を定めて停止することができる。

第九條　都道府縣知事は、第四條に規定する基準に適合せず、又は衛生上危害を生ずる虞があると認めたときは、当該吏員に医薬部外品又は化粧品の製造、貯藏、陳列又は販賣の場所に立ち入り、検査をし、又は試験のため必要な分量に限り、無償でこれを収去させることができる。

前項の場合には、当該吏員は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

第十條　この法律に定めるものを除くの外、医薬部外品及び化粧品の取締の実施に関して必要な事項は、厚生大臣が、これを定める。

第十一條　左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　第三條第一項又は第四條の規定に違反して医薬部外品を製造した者
二　第六條の規定に違反した者
三　第七條の規定による販賣の禁止又は第八條の規定による営業の禁止若しくは停止中その販賣又は営業をした者

前項各号に掲げる罪を犯した者には、情状によつて懲役及び罰金を併科することができる。

第十二條　左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

一　第三條第二項又は第五條の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をした者
二　第九條に規定する当該吏員の検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第十三條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務について、第十一條第一項又は前條の違反行為をしたときは、その行為者を罰するの外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

附　則

第十四條　この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第十五條　この法律施行前、昭和七年内務省令第二十五号医薬部外品取締規則の規定に基いてした免許その他の処分は、これをこの法律又はこの法律に基いて発する命令の相当規定に基いてした許可その他の処分とみなす。

厚生大臣　一松定吉
内閣総理大臣　片山　哲

食品衛生法をここに公布する。

御名御璽

昭和二十二年十二月二十四日
内閣総理大臣　片山　哲

法律第二百三十三号

食品衛生法目次

第一章　総則
第二章　食品及び添加物
第三章　器具及び容器包装
第四章　標示
第五章　検査
第六章　営業
第七章　食品衛生委員会
第八章　雑則
第九章　罰則
附則

食品衛生法

第一章　総則

第一條　この法律は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

第二條　この法律で食品とは、すべての飲食物をいう。但し、医薬として摂取するものは、これを含まない。

この法律で添加物とは、食品の調味、着色、着香、保存、漂白又は膨脹その他食品の加工の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によつて使用する物をいう。

この法律で器具とは、飲食器、割ぽう具その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯藏、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、且つ、食品又は添加物に直接接触する機械、器具その他の物をいう。但し、農業及び水産業における食品の採取の用に供される機械、器具その他の物は、これを含まない。

この法律で容器包装とは、食品又は添加物を容れ、又は包んでいる物で、食品又は添加物を授受する場合そのままで引き渡すものをいう。

この法律で標示とは、食品、添加物、器具又は容器包装に明示された文字又は図形をいう。

この法律で食品衛生とは、食品、添加物、器具及び容器包装を対象とする飲食に関する衛生をいう。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第6285号　本文

本文

第6285号 本文

この法律で営業とは、業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、加工し、調理し、貯藏し、若しくは販賣すること又は器具若しくは容器包裝を製造し、若しくは販賣することをいう。但し、農業及び水産業における食品の採取業は、これを含まない。

この法律で営業者とは、営業を営む人又は法人をいう。

第二章　食品及び添加物

第三條　販賣（不特定又は多数の者に対する販賣以外の授與を含む。以下同じ。）の用に供する食品又は添加物の採取、製造、加工、使用、調理、貯藏、運搬、陳列及び授受は、清潔で衛生的に行われなければならない。

第四條　左に掲げる食品又は添加物は、これを販賣し（不特定又は多数の者に授與する販賣以外の場合を含む。以下同じ。）、又は販賣の用に供するために、採取し、製造し、加工し、使用し、調理し、貯藏し、若しくは陳列してはならない。

一　腐敗し、若しくは変敗したもの又は未熟であるもの。但し、一般に人の健康を害う虞がなく飲食に適すると認められているものは、この限りでない。

二　有毒な、又は有害な物質が含まれ、又は附着しているもの。但し、人の健康を害う虞がない場合として厚生大臣が定める場合においては、この限りでない。

三　病原微生物により汚染され、又はその疑があり、人の健康を害う虞があるもの。

四　不潔、異物の混入又は添加その他の事由により、人の健康を害う虞があるもの。

第五條　省令を以て定める疾病にかかり、若しくはその疑があり、又はへい死した獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊並びに命令を以て定めるその他の物をいう。）の肉、骨、乳、臓器及び血液は、これを食品として販賣し、又は食品として販賣の用に供するために、採取し、加工し、使用し、調理し、貯藏し、若しくは陳列してはならない。但し、へい死した獣畜の肉、骨及び臓器であつて、当該吏員が、人の健康を害う虞がなく飲食に適すると認めたものは、この限りでない。

第六條　人の健康を害う虞のない場合として厚生大臣が定める場合を除いては、食品の添加物として用いることを目的とする化学的合成品並びにこれを含む製剤及び食品は、これを販賣し、又は販賣の用に供するために、製造し、加工し、使用し、貯藏し、若しくは陳列してはならない。

第七條　厚生大臣は、公衆衛生の見地から、販賣の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、使用、調理若しくは保存の方法につき基準を定め、又は販賣の用に供する食品若しくは添加物の成分につき規格を定めることができる。

前項の規定により基準又は規格が定められたときは、その基準に合わない方法により食品若しくは添加物を製造し、加工し、使用し、調理し、若しくは保存し、その基準に合わない方法による食品若しくは添加物を販賣し、又はその規格に合わない食品若しくは添加物を製造し、加工し、使用し、調理し、保存し、若しくは販賣してはならない。

第三章　器具及び容器包裝

第八條　営業上使用する器具及び容器包裝は、清潔で衛生的でなければならない。

第九條　有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは附着して人の健康を害う虞がある器具若しくは容器包裝又は食品若しくは添加物に接触してこれらに有害な影響を與えることにより人の健康を害う虞がある器具若しくは容器包裝は、これを販賣し、販賣の用に供するために製造し、又は営業上使用してはならない。

第十條　厚生大臣は、公衆衛生の見地から、販賣の用に供し、若しくは営業上使用する器具若しくは容器包裝若しくはこれらの原材料につき規格を定め、又はこれらの製造方法につき基準を定めることができる。

前項の規定により規格又は基準が定められたときは、その規格に合わない器具若しくは容器包裝を販賣し、販賣の用に供するために製造し、若しくは営業上使用し、その規格に合わない原材料を使用し、又はその基準に合わない方法により器具若しくは容器包裝を製造してはならない。

第四章　標示

第十一條　販賣の用に供する食器及び添加物並びに前條の規定により規格又は基準が定められた器具及び容器包裝で、公衆衛生の見地から必要なものには、一定の標示をしなければならない。

前項の規定により標示を行うべき食品、添加物、器具及び容器包裝並びに標示の要領に関しては、省令でこれを定める。

第十二條　食品、添加物、器具又は容器包裝に関しては、公衆衛生に危害を及ぼす虞がある虚偽の標示その他の標示はこれを行つてはならない。

第十三條　販賣の用に供する食品又は添加物につき、乳幼児用、病者用その他特別の用途に適する旨の標示をしようとする者は、厚生大臣の許可を受けなければならない。

第五章　検査

第十四條　厚生大臣又は都道府縣知事は、公衆衛生の見地から、販賣の用に供する食品、添加物、器具又は容器包裝の製品につき必要な検査を行うことができる。

前項の規定による製品検査を行うべき食品、添加物、器具及び容器包裝、製品検査の方法、手続及び手数料その他製品検査に関し必要な事項は、省令でこれを定める。

第十五條　前條第一項の規定による製品検査を行つた場合においては、省令の定めるところにより、その製品検査に合格した食品、添加物、器具又は容器包裝にその旨の標示をしなければならない。

第十六條　第十四條第一項の規定による製品検査を受けるべき食品、添加物、器具又は容器包裝は、その製品検査に合格した旨の標示がなければ、これを販賣し、販賣の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならない。

第十七條　厚生大臣又は都道府縣知事は、必要があると認めるときは、営業を行う者その他の関係者から必要な報告を求め、当該官吏吏員に営業の場所、事務所、倉庫その他の場所に臨検し、販賣の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包裝、営業の施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な程度において、販賣の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包裝を無償で收去させることができる。

前項の規定により当該官吏吏員に臨検検査又は收去をさせる場合においては、これにその身分を示す証票を携帯させなければならない。

第十八條　國及び都道府縣は、第十四條第一項の規定による製品検査及び前條第一項の規定により收去した食品、添加物、器具又は容器包裝の試験に関する事務を行わせるために、必要な検査施設を設けなければならない。

食品衛生検査施設に関し必要な事項は省令でこれを定める。

第十九條　第十七條第一項に規定する当該官吏吏員の職権及び食品衛生に関する指導の職務を行わせるために、國及び都道府縣に食品衛生監視員を置く。

食品衛生監視員は、官吏又は都道府縣の吏員の中から、厚生大臣又は都道府縣知事が、これを命ずる。

食品衛生監視員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。食品衛生監視員を退職した後においても、同様とする。

前三項に定めるものの外、食品衛生監視員の定員及び資格その他食品衛生監視員に関し必要な事項は、省令でこれを定める。

第六章　営業

第二十條　都道府縣知事は、飲食店営業その他公衆衛生に與える影響が著しい営業であつて、厚生大臣の指定するものの施設につき、業種別に、

公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。

第二十一條　前條に規定する営業を営もうとする者は、省令の定めるところにより、都道府縣知事の許可を受けなければならない。

前項の場合において、都道府縣知事は、その営業の施設が前條の規定による基準に合うと認めるときは、許可をしなければならない。

都道府縣知事は、第一項の許可に二年を下らない有効期間その他の必要な條件を附けることができる。

第二十二條　都道府縣知事は、営業者が第四條乃至第六條、第七條第二項、第九條、第十條第二項又は第十二條の規定に違反した場合においては、営業者若しくは当該吏員にその食品、添加物、器具若しくは容器包裝を廃棄させ、その他営業者に対し食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命じ、又は前條第一項の許可を取り消し、若しくは営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

第二十三條　都道府縣知事は、営業者が第十一條第一項、第十三條若しくは第十六條の規定又は第二十一條第三項の規定による條件に違反した場合においては、同條第一項の許可を取り消し、又は営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

第二十四條　都道府縣知事は、営業者がその営業の施設につき第二十條の規定による基準に違反した場合においては、その施設の整備改善を命じ、又は第二十一條第一項の許可を取り消し、若しくはその営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

第七章　食品衛生委員会

第二十五條　厚生大臣又は都道府縣知事の諮問に應じ、食品衛生及び食品衛生に関する行政に関し調査審議させるため、食品衛生委員会を置く。

食品衛生委員会は、中央食品衛生委員会及び地方食品衛生委員会とし、中央食品衛生委員会は厚生省に、地方食品衛生委員会は都道府縣ごとに、これを置く。

中央食品衛生委員会は、厚生大臣、地方食品衛生委員会は、都道府縣知事の監督に属する。

中央食品衛生委員会は、委員五十人以内で、地方食品衛生委員会は、委員三十人以内でこれを組織する。

特別の事項を調査審議するため必要があるときは、食品衛生委員会に臨時委員を置くことができる。

中央食品衛生委員会又は地方食品衛生委員会の委員及び臨時委員は、関係行政廳の官吏又は吏員、食品、添加物、器具又は容器包裝に関する事業に従事する者及び学識経験のある者の中から、厚生大臣又は都道府縣知事が、夫々これを命ずる。

食品衛生委員会に、委員の互選による委員長一人を置く。

食品衛生委員会の委員及び臨時委員は、予算に定める金額の範囲内において、手当及び旅費を受けるものとする。

前八項に定めるものの外、食品衛生委員会に関し必要な事項は、省令でこれを定める。

第八章　雑則

第二十六條　國庫は、政令の定めるところにより、左に掲げる都道府縣の費用に対して、その二分の一を補助する。

一　第十七條第一項（第二十九條第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による收去に要する費用

二　第十九條第一項（第二十九條第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による食品衛生監視員の設置に要する費用

三　第二十一條第一項（第二十九條第一項において準用する場合を含む。）の規定による営業の許可に要する費用

四　第二十二條（第二十九條第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄に要する費用

五　第二十八條第一項又は第二項（第二十九條第一項において準用する場合を含む。）の規定による死体の解剖に要する費用

六　この法律の施行に関する訴訟事件に要する費用及びその結果支拂う賠償の費用

第二十七條　食品、添加物、器具若しくは容器包裝に起因して中毒した患者若しくはその疑のある者を診断し、又はその死体を検案した医師は、直ちに最寄の保健所長にその旨を届け出なければならない。

第二十八條　都道府縣知事は、原因調査上必要があると認めるときは、食品、添加物、器具又は容器包裝に起因し、又は起因すると疑われる疾病で死亡した者の死体を遺族の同意を得て解剖に附することができる。

前項の場合において、その死体を解剖しなければ原因が判明せず、その結果公衆衛生に重大な危害を及ぼす虞があると認めるときは、遺族の同意を得ないでも、これに通知した上で、その死体を解剖に付することができる。

前二項の規定は、刑事訴訟に関する規定による強制の処分を妨げない。

第一項又は第二項の規定により死体を解剖する場合においては、礼意を失わないように注意しなければならない。

第二十九條　第四條、第六條、第七條、第九條乃至第十二條、第十四條乃至第二十五條、第二十七條及び前條の規定は、乳幼児が接触することによりその健康を害う虞があるものとして厚生大臣の指定するおもちやについて、これを準用する。

第八條乃至第十條、第十六條乃至第二十條及び第二十二條乃至第二十四條の規定は、営業以外の場合で寄宿舎、学校、病院等の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供與する場合に、これを準用する。

第九章　罰則

第三十條　第四條（第二十九條第一項において準用する場合を含む。）、第五條又は第六條（第二十九條第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、これを三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

前項の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第三十一條　左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一　第七條第二項（第二十九條第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第九條（第二十九條第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第十條第二項（第二十九條第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第十二條（第二十九條第一項において準用する場合を含む。）、第十六條（第二十九條第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第十九條第三項（第二十九條第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第二十一條第一項（第二十九條第一項において準用する場合を含む。）又は第二十七條（第二十九條第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第二十條（第二十九條第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による基準又は第二十一條第三項（第二十九條第一項において準用する場合を含む。）の規定による條件に違反した者

三　第二十二條（第二十九條第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第二十四條（第二十九條第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による都道府縣知事の命令に従わない営業者（同項に規定する食品を供與する者を含む。）又は第二十二條、第二十三條（第二十九條第一項及び第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十四條の規定による処分に違反して営業を行つた者

第三十二條　左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

一　第十一條第一項（第二十九條第一項において準用する場合を含む。）又は第十三條の規定に違反した者

二　第十七條第一項（第二十九條第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による当該官吏吏員の臨檢檢査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

三　第十七條第一項の規定による報告をせず、又は虚僞の報告をした者

第三十三條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の從業者が、その法人又は人の業務に関し、前三條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

附　則

第三十四條　この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第三十五條　左に掲げる法令は、これを廃止する。

飲食物その他の物品取締に関する法律（明治三十三年法律第十五号）

飲食物その他の物品取締に関する法律及び有毒飲食物等取締令の施行に関する件（昭和二十二年厚生省令第十号）

飲食物営業取締規則（昭和二十二年厚生省令第十五号）

牛乳営業取締規則（昭和八年内務省令第三十七号）

清涼飲料水営業取締規則（明治三十三年内務省令第三十号）

氷雪営業取締規則（明治三十三年内務省令第三十七号）

人工甘味質取締規則（明治三十四年内務省令第三十一号）

メチールアルコホル（木精）取締規則（明治四十五年内務省令第八号）

有害性著色料取締規則（明治三十三年内務省令第十七号）

飲食物防腐劑、漂白劑取締規則（昭和三年内務省令第二十二号）

飲食物用器具取締規則（明治三十三年内務省令第五十号）

第三十六條　この法律施行の際現に旧法に基いて発せられた命令の規定による営業の許可を受けて当該営業を営んでいる者は、当該営業が第二十一條第一項の規定により許可を必要とする営業である場合においては、これを同項の規定による許可を受けた者とみなす。

大藏大臣　栗栖　赳夫
厚生大臣　一松　定吉
内閣総理大臣　片山　哲

理容師法をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十二年十二月二十四日
内閣総理大臣　片山　哲

法律第二百三十四号

理容師法

第一條　この法律で理容とは、理髪及び美容をいう。

この法律で理髪とは、頭髪の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整えることをいう。

この法律で美容とは、パーマネントウエーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることをいう。

この法律で理容師とは、理髪師及び美容師をいう。

この法律で理髪師とは、理髪を業とする者をいい、美容師とは、美容を業とする者をいう。

この法律で理容所とは、理髪所及び美容所をいう。

この法律で、理髪所とは、理髪の業を行うために設けられた施設をいい、美容所とは、美容の業を行うために設けられた施設をいう。

第二條　左に掲げる者は、都道府県知事の免許を受けて、理髪師になることができる。

一　学校教育法第四十七條に規定する者で、厚生大臣の指定した理髪師養成施設において一年以上理髪師たるに必要な知識及び技能を修得した者

二　学校教育法第四十七條に規定する者で、理髪師たるに必要な知識及び技能に関して都道府県知事が行う理髪師試験に合格した者

第三條　左に掲げる者は、都道府県知事の免許を受けて、美容師になることができる。

一　学校教育法第四十七條に規定する者で、厚生大臣の指定した美容師養成施設において一年以上美容師たるに必要な知識及び技能を修業した者

二　学校教育法第四十七條に規定する者で、美容師たるに必要な知識及び技能に関して都道府県知事が行う美容師試験に合格した者

第四條　都道府県知事は、前二條に規定する理髪師試験及び美容師試験を夫々毎年一回以上行わなければならない。

この法律に定めるものの外、理髪師試験及び美容師試験に関して必要な事項は、省令でこれを定める。

第五條　都道府県に理容師名簿を備え、理容師及び美容師の免許に関する事項を登録する。

前項の登録については、手数料として三百円を國庫に納めなければならない。

前二項に定めるものの外、理容師の免許及び登録に関して必要な事項は、省令でこれを定める。

第六條　理髪師の免許を受けた者でなければ、理髪を業としてはならない。

美容師の免許を受けた者でなければ、美容を業としてはならない。

第七條　理容師の免許は、精神病者又はてんかんにかかっている者は、これを与えない。

第八條　理容師は、理容の業を行うときは、左に掲げる措置を講じなければならない。

一　皮ふに接する布片及び器具は、これを清潔に保つこと。

二　皮ふに接する布片は、客一人ごとにこれを取りかえ、皮ふに接する器具は、客一人ごとにこれを消毒すること。

三　その他都道府県知事が定める衛生上必要な措置

第九條　理容師は、毎年一回以上結核、トラホーム、皮ふ疾患等の疾病の有無につき行政廳の行う健康診断を受けなければならない。

第十條　都道府県知事は、理容師が第七條に規定する者に該当するとき、又は第八條若しくは前條の規定に違反したときは、その免許を取り消し、又は期間を定めてその業務を停止することができる。

第十一條　理容所を開設しようとする者は、省令の定める様式により、理容所の位置、設備等を都道府県知事に届け出なければならない。届け出た事項を変更し又は理容所を廃止した場合も、同様とする。

第十二條　理容所の開業者は、理容所につき左に掲げる措置を講じなければならない。

一　常に清潔を保つこと。

二　消毒設備を設けること。

三　採光、照明及び換氣を充分にすること。

四　その他都道府県知事が定める衛生上必要な措置

第十三條　都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該吏員に、理容所に立入、第八條又は前條の規定による措置の実施の状況を檢査させることができる。

前項の規定により当該吏員に立入臨檢檢査をさせる場合においては、これにその身分を示す証票を携帯させなければならない。

第十四條　都道府県知事は、理容所の開設者が第十二條の規定に違反したときは、期間を定めて理容所の閉鎖を命ずることができる。

第十五條　左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

一　第六條の規定に違反した者

二　第十條の規定による業務の停止処分に違反した者

三　第十一條の規定による届出をしなかつた者

四　前條の規定による理容所の閉鎖処分に違反した者

第十六條　第十三條第一項の規定による当該吏員の檢査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、これを千円以下の罰金に処する。

第十七條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の從業者が、その法人又は人の業務に関して第十五條第三号若しくは第四号又は前條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の刑を科する。

附　則

第十八條　この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第十九條　この法律施行の際現に都道府県知事の免許、許可その他の処分を受けて理髪又は美容を業としている者は、これを第二條又は第三條の規定による理髪師又は理容師の免許を受けた者とみなす。

この法律施行の際現に都道府県知事の免許、許可その他の処分を受けないで美容を業としている者は、第六條第二項の規定にかかわらず、この法律施行の日から三年間を限り、その業務を継続することができる。

厚生大臣　一松　定吉
内閣総理大臣　片山　哲

船員保險法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十二年十二月二十四日
内閣総理大臣　片山　哲

法律第二百三十五号

船員保險法の一部を次のように改正する。

第一條中「負傷」の下に「、失業」を加える。

第五條中「傷病手當金」の下に「、失業保險金」を加える。

第九條に次の二項を加える。

被保險者タリシ者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ從前ノ船舶所有者ニ對シ失業保險金ノ支給ヲ受クルニ必要ナル證明書ノ交付ヲ請求スルコトヲ得其ノ請求アリタルトキハ船舶所有者ハ其ノ請求ニ係ル證明書ヲ被保險者タリシ者ニ交付スベシ

行政廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被保險者又ハ保險給付ヲ受クル者ヲシテ其ノ者ノ異動、報酬其ノ他必要ナル事項ニ關シ報告ヲ爲サシメ、文書ヲ提示セシメ又ハ出頭セシムルコトヲ得

第十條中「船舶借入人」の下に「、船舶所有者、船舶管理人及船舶借入人以外ノ者ガ船員ヲ使用スル場合ニ在リテハ其ノ者」を加える。

第二十二條第三項中「保險給付」を「失業保險金以外ノ保險給付」に改める。

第二十七條ノ三中「最終平均報酬月額」を「最終報酬月額」に、同條第二項中「前三月間（繼續シテ被保險者タリシ期間三月未滿ナルトキハ其ノ期間）ノ平均報酬月額」を「ノ報酬月額」に、同條第五項中「最終平均報酬月額」を「最終報酬日額」に改める。

第三十三條の次に次のように加える。

第二節ノ二　失業保險金

第三十三條ノ二　被保險者ガ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレザルニ至リ勞働ノ意志及能力ヲ有スルニ拘ラズ職業ニ就クコトヲ得ザルトキハ失業保險金ヲ支給ス

第三十三條ノ三　被保險者タリシ者ガ失業保險金ノ支給ヲ受クルニハ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレザルニ至リタル日以前一年間ニ於テ通算シテ六月以上被保險者タリシコトヲ要ス

前項ニ規定スル被保險者タリシ期間ニハ左ニ揭グル契約ニ基キ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタル期間ハ之ヲ算入セズ但シ第一號又ハ第二號ノ契約ニ基キ使用セラルル者ガ所定ノ期間ヲ超エテ引續キ同一船舶所有者ニ使用セラルルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一　二月以内ノ期間ヲ定メテ使用スル契約

二　季節的業務ニ四月以内ノ期間ヲ定メテ使用スル契約

第一項ノ規定ニ依リ失業保險金ノ支給ヲ受クベキ者ガ第三十三條ノ六第一項ニ規定スル一年ノ期間内ニ再ビ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタル後使用セラレザルニ至リタル場合ニ於テハ第一項ノ規定ニ該當セザルトキト雖モ前ノ資格ニ基ク失業保險金ノ支給ヲ受クルコトヲ得

第三十三條ノ四　前條ノ規定ニ該當スル者ガ失業保險金ノ支給ヲ受クルニハ政令ノ定ムル所ニ依リ船員職業紹介所又ハ公共職業安定所ニ出頭シ求職ノ申込ヲ爲シタル上失業ノ認定ヲ受クルコトヲ要ス

第三十三條ノ五　失業保險金ハ被保險者タリシ者ノ被保險者タリシ期間ノ最後ノ月及其ノ前月ニ於ケル報酬日額ヲ平均シタル額ニ基キ之ヲ算定ス但シ其ノ最後ノ月ノ報酬ガ法令又ハ勞働協約若ハ就業規則ニ基ク昇給其ノ他之ニ準ズル報酬ノ增加ニ因リ其ノ前月ノ報酬ニ比シ多額トナリタルトキハ最後ノ月ニ於ケル報酬日額ニ基キ之ヲ算定ス

〔失業保險金ノ額ハ一日ニ付前項ノ規定ニ依リ計算シタル報酬日額ノ平均額ニ其ノ額ニ應ジ別表第五ニ定ムル率ヲ乘ジテ得タル金額トス

被保險者タリシ者ハ第三十三條ノ四ノ規定ニ依リ船員職業紹介所又ハ公共職業安定所ニ於テ認定ヲ受ケタル失業ノ期間内自己ノ勞働ニ依リ收入ヲ得ルニ至リタル場合ニ於テ其ノ收入ノ額ガ失業保險金算定ノ基礎トナリタル報酬日額ノ百分ノ八十ニ相當スル金額ニ達セザルトキハ失業保險金ノ支給ヲ受クルコトヲ得此ノ場合ニ於ケル失業保險金算定ノ方法ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

被保險者タリシ者第三十條ノ規定ニ依リ傷病手當金ノ支給ヲ受クル場合ニ於テハ失業保險金ハ其ノ者ニ支給スベキ失業保險金ノ額ヨリ其ノ支給ヲ受クベキ傷病手當金ノ額ヲ控除シタル額トス

第三十三條ノ六　失業保險金ノ支給ヲ受クル期間ハ被保險者ガ第三十三條ノ三第一項ノ規定ニ該當スルニ至リタル後最初ニ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレザルニ至リタル日ノ翌日ヨリ起算シ一年間ヲ限度トス

前項ニ規定スル期間内ニ同項ニ規定スル者再ビ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレ新ニ第三十三條ノ三第一項ノ規定ニ該當スルニ至リタル後船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレザルニ至リタルトキハ前項ノ期間ハ其ノ使用セラレザルニ至リタル日ノ翌日ヨリ新ニ之ヲ起算ス

第三十三條ノ七　失業保險金ハ被保險者タリシ者ガ第三十三條ノ四ノ規定ニ依リ船員職業紹介所又ハ公共職業安定所ニ求職ノ申込ヲ爲シタル日ヨリ起算シ失業ノ日數ヲ通算シ七日ニ滿タザル間ハ之ヲ支給セズ但シ失業保險金ノ支給ヲ受ケタル者ガ再ビ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレ前條第一項ニ規定スル期間内ニ再ビ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレザルニ至リタルトキハ此ノ限リニ在ラズ

第三十三條ノ八　失業保險金ハ第三十三條ノ六第一項ニ規定スル期間内ニ於テ通算シテ百八十日分ヲ超エテ之ヲ支給セズ

失業保險金ノ支給ヲ受クベキ者ガ第三十三條ノ六第二項ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキハ前ノ資格ニ基ク失業保險金ハ之ヲ支給セズ

第三十三條ノ九　失業保險金ハ船員職業紹介所、公共職業安定所又ハ都道府縣廳ニ於テ一週間ニ一回其ノ日以前ノ七日分（失業ノ認定ヲ受ケザリシ日分ヲ除ク）ヲ支給ス但シ厚生大臣ハ必要アリト認ムルトキハ船員保險委員會ノ意見ヲ聽キ失業保險金ノ支給ニ付別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

船員職業紹介所、公共職業安定所又ハ都道府縣廳ハ被保險者タリシ者ニ付失業保險金ヲ支給スベキ日ヲ定メ之ヲ其ノ者ニ通知スベシ

第四十一條第一項、第三項、第四十一條ノ二、第四十二條第二項、第四十二條ノ二及び第四十二條ノ三第一項中「最終平均報酬月額」を「最終報酬日額」に改める。

第四十六條第二項中「被保險者タル者」の下に「又ハ失業保險金ノ支給ヲ受クル者」を加える。

第五十條ノ二第一項及び第五十條ノ三中「最終平均報酬日額」を「最終報酬日額」に改める。

第五十二條ノ二　被保險者タリシ者船員職業紹介所又ハ公共職業安定所ノ紹介スル職業ニ就クコト又ハ其ノ指示シタル職業ノ補導ヲ受クルコトヲ拒ミタルトキハ其ノ拒ミタル日ヨリ起算シ一月間ハ失業保險金ヲ支給セズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一　紹介セラレタル職業又ハ補導ヲ受クベキコトヲ指示セラレタル職業ガ其ノ者ノ能力ニ照シ不適當ト認メラルルトキ

二　就職スル爲現在ノ住所又ハ居所ヲ變更スルコトヲ要スル場合ニ於

第6285号　本文

テ其ノ變更ガ困難ト認メラルルトキ

三　就職先ノ報酬ガ同種ノ業務及技能ニ付行ハルル一般ノ報酬水準ニ比シ不當ニ低額ナルトキ

四　職業安定法第二十條ノ規定ニ違反シ勞働爭議ノ發生中ノ事業所ニ紹介シタルトキ

五　其ノ他正當ノ理由アルトキ

船員職業紹介所又ハ公共職業安定所ハ被保險者タリシ者ニ付前項各號ノ一ニ該當スルヤ否ヤヲ認定セントスルトキハ厚生大臣ガ船員保險委員會ノ意見ヲ聽キ定メタル基準ニ依ルベシ

第五十二條ノ三　被保險者自己ノ責ニ歸スベキ重大ナル事由ニ因リ又ハ已ムヲ得ザル事由ナキニ拘ラズ自己ノ都合ニ依リ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレザルニ至リタルトキハ第三十三條ノ七ニ規定スル期間滿了後一月以上二月以内ノ間ニ於テ船員職業紹介所又ハ公共職業安定所ノ定ムル期間ハ失業保險金ヲ支給セズ

船員職業紹介所又ハ公共職業安定所ハ被保險者タリシ者ガ前項ニ規定スル事由ニ因リ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレザルニ至リタルヤ否ヤヲ認定セントスルトキハ厚生大臣ガ船員保險委員會ノ意見ヲ聽キ定メタル基準ニ依ルベシ

第三章第八節中第五十七條ノ二の次に次の一條を加える。

第五十七條ノ三　被保險者タリシ者ガ船員職業紹介所又ハ公共職業安定所ノ紹介シタル職業ニ就ク爲其ノ住所又ハ居所ヲ變更スル場合ニ於テハ政府ハ被保險者タリシ者及其ノ者ニ依リ生計ヲ維持セラルル家族ノ移轉ニ要スル費用ヲ支給スルコトヲ得

前項ノ費用ノ支給ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣船員保險委員會ノ意見ヲ聽キ之ヲ定ム

第五十八條第一項に次の但書を加える。

但シ失業保險金ノ支給ニ付テハ之ニ要スル費用ノ三分ノ一ヲ負擔ス

第五十九條第二項を削り、同條に次の三項を加える。

前項ノ保險料額ハ第二十二條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ計算シタル被保險者タリシ期間ノ各月ニ付被保險者ノ報酬月額ニ保險料率ヲ乘ジテ得タル額トス

第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ノ其ノ被保險者ト爲リタル月ノ保險料額ハ前項ノ例ニ依リ之ヲ算定ス

第一項ノ規定ニ依リ徴收スル保險料ノ保險料率ハ左ノ如シ

一　第十七條ノ規定ニ依ル被保險者ニシテ第二號ニ該當セザルモノニ付テハ其ノ報酬月額百圓ニ付十九圓二十錢ノ割合

二　第三十三條ノ三第二項ニ規定スル期間ノ被保險者ニ付テハ其ノ報酬月額百圓ニ付十七圓ノ割合

三　第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ニ付テハ其ノ報酬月額百圓ニ付十二圓二十錢ノ割合

第六十條　被保險者及被保險者ヲ使用スル船舶所有者ハ左ノ區分ニ從ヒ保險料額ヲ負擔ス

一　第十七條ノ規定ニ依ル被保險者ニシテ第二號ニ該當セザルモノニ付テハ被保險者ニ於テ保險料額ノ十九・二分ノ七・九、船舶所有者ニ於テ保險料額ノ十九・二分ノ十一・三

二　第三十三條ノ三第二項ニ規定スル期間ノ被保險者ニ付テハ被保險者ニ於テ保險料額ノ十七分ノ六・八、船舶所有者ニ於テ保險料額ノ十七分ノ十・二

第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ハ前項ノ規定ニ拘ラズ保險料額ノ全額ヲ負擔ス

第六十二條に次の一項を加える。

船舶所有者ハ前項ノ規定ニ依リ保險料ヲ控除シタルトキハ之ニ關スル計算書ヲ作製シ其ノ控除額ヲ被保險者ニ通知スベシ

第六十九條中「指定シタル者」の下に「故ナク」を、同條に次の二号を加える。

三　第六十一條本文ノ規定ニ違反シ其ノ納付スベキ保險料ヲ納付セザルトキ

四　第九條第二項ノ規定ニ依ル證明ヲ拒ミタルトキ

第六十九條ノ二中「關係者」の下に「故ナク」を加える。

別表第四に次のように加える。

別表第五

等級	報酬日額ノ平均額	率	
		失業保險金	失業手當金
一	二十圓未満	八〇%	七五%
二	二十圓以上二十五圓未満	七七	七二
三	二十五圓以上三十圓未満	七五	七〇
四	三十圓以上三十五圓未満	七三	六八
五	三十五圓以上四十圓未満	七〇	六五
六	四十圓以上四十五圓未満	六七	六二
七	四十五圓以上五十圓未満	六五	六〇
八	五十圓以上五十五圓未満	六三	五八
九	五十五圓以上百圓未満	六〇	五五
一〇	百圓以上百十圓未満	五七	五二
一一	百十圓以上百二十圓未満	五五	五〇
一二	百二十圓以上百三十圓未満	五三	四八
一三	百三十圓以上百四十圓未満	五〇	四五
一四	百四十圓以上百五十圓未満	四七	四二
一五	百五十圓以上百六十圓未満	四五	四〇
一六	百六十圓以上百七十圓未満	四三	三八
一七	百七十圓以上	四〇	三五

備考

一　本表ニ依リ算出シタル各級ノ支給日額ガ次級ノ最低日額ヲ超ユルトキハ其ノ次級ノ最低日額ヲ以テ支給日額トス

二　失業保險金ニ付テハ失業保險法第十七條第五項及第六項ノ規定ニ依リ失業保險金額表ガ改正セラレ其ノ効力ヲ生ジタル場合ニ於テハ第十四級及第十五級中「百五十圓」ヲ「百五十五圓」ニ、第十五級及第十六級中「百六十圓」ヲ「百七十圓」ニ、第十七級中「百七十圓」ヲ「百九十圓」ニ變更シ本表ヲ適用スルモノトス

附　則

第一條　この法律は、昭和二十二年十一月一日から、これを適用する。

第二條　改正後の第三十三條ノ三第一項に規定する被保險者であつた期間には、昭和二十二年十一月一日前における被保險者であつた期間は、これを算入しない。

第三條　政府は、被保險者が左に掲げる事項に該当するときは、昭和二十三年四月三十日までは、失業手当金を、同年五月一日以後は、失業保險金を支給する。

一　船員として船舶所有者に使用されなくなつた日まで六箇月以上、船舶所有者に使用されたこと。

二　前号に該当する者が昭和二十二年十一月一日から昭和二十三年四月三十日までの間において、船員として船舶所有者に使用されなくなつた場合において、第三十三條ノ三第一項の規定に該当しないこと。

前項の規定によつて失業手当金（同項に規定する失業保險金を含む。第十一條の場合を除いて以下同じ。）の支給を受けることができる者が、第五條に規定する期間内に再び船員として船舶所有者に使用された後使用されなくなつたときは、同項に該当しないときでも、前の資格に基く失業手当金を支給する。

被保險者が第一項の規定により失業手当金の支給を受けたときは、その支給について計算の基礎とされた期間は、改正後の第三十三條ノ三第一項に規定する被保險者であつた期間に、これを算入しない。

第四條　前條の規定に該当する者（以下受給資格者という。）が、失業手当金の支給を受けようとするときは、左の手続をしなければならない。

一　前條の規定に該当することを証明する文書その他必要な書類を船員職業紹介所又は公共職業安定所に提出すること。

二　船員として船舶所有者に使用されなくなつた後、政令の定めるところにより、船員職業紹介所又は公共職業安定所に出頭して求職の申込をした上、失業の認定を受けること。

第五條　失業手当金の支給を受ける期間は、受給資格者が最初に船員として船舶所有者に使用されなくなつた日の翌日から起算して、一年間とする。

第六條　失業手当金は、受給資格者が第四條の規定により船員職業紹介所又は公共職業安定所に求職の申込をした日から起算し失業の日数が通算して三十日に満たない間は、これを支給しない。但し、失業手当金の支給を受けた者が前條に規定する期間内に再び船員として船舶所有者に使用された後使用されなくなつたときは、この限りでない。

第七條　失業手当金は、第五條に規定する一年の期間内において、通算して百二十日分を超えてこれを支給しない。

第八條　受給資格者が改正後の第三十三條ノ三第一項の規定に該当するに至つたときは、失業手当金を支給しない。

第九條　受給資格者が、船員職業紹介所又は公共職業安定所の紹介する職業に就くこと、又はその指示した職業の補導を受けることを拒んだときは、失業手当金を支給しない。但し、左の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一　紹介された職業又は補導を受けることを指示された職業が受給資格者の能力からみて不適当と認められるとき。

二　就職するために、現在の住所又は居所を変更することを要する場合において、その変更が困難であると認められるとき。

三　就職先の報酬が、同種の業務及び技能について行われる一般の報酬水準に比べて、不当に低いとき。

四　職業安定法第二十條の規定に違反して労働争議の発生している事務所に受給資格者を紹介したとき。

五　その他正当の理由のあるとき。

船員職業紹介所又は公共職業安定所は、受給資格者について、前項各号の一に該当するかしないかを認定しようとするときは、厚生大臣が船員保險委員会の意見を聽いて定めた基準によらなければならない。

第十條　第三條第一項に該当する者が自己の責に帰すべき重大な事由に因り又はやむを得ない事由がないと認められるにもかかわらず自己の都合により船員として船舶所有者に使用されなくなつたときは、失業手当金を支給しない。

船舶職業紹介所又は公共職業安定所は、第三條第一項に該当する者が前項に規定する事由に因り船員として船舶所有者に使用されなくなつたかどうかを認定しようとするときは、厚生大臣が船員保險委員会の意見を聽いて定めた基準によらなければならない。

第十一條　失業手当金の支給に要する出費は、國庫において全額これを負担し、第三條第一項の失業保險金の支給に要する費用については、その三分の一は國庫においてこれを負担し、その三分の二は、船員保險法の規定による保險料を以て、これに充てるものとする。

第十二條　失業手当金の支給を受ける権利は、一年を経過したときは、時効に因つて消滅する。

第十三條　失業手当金については、船員保險法第七條、第九條、第九條ノ二、第十條、第二十六條、第二十七條、第三十三條ノ五、第三十三條ノ九、第五十五條、第六十三條、第六十三條ノ二及び第六十七條の規定を準用する。但し、第三十三條ノ五中「百分ノ七十五」とあるのは「百分ノ八十」と読み替えるものとする。

第十四條　船舶所有者、船員保險法第九條ノ二に規定する関係者又は受給資格者が故なく左の各号の一に該当するときは、これを一万円以下の罰金に処する。

一　第十三條において準用する船員保險法第九條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書を提示せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提示し、又は出頭しなかつたとき。

二　第十三條において準用する船員保險法第九條ノ二の規定による当該官吏の質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三　第十三條において準用する船員保險法第九條第二項の規定による証明を拒んだとき。

第十五條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、同條の罰金刑を科する。

内務大臣　木村小左衞門
大藏大臣　栗栖　赳夫
厚生大臣　一松　定吉
内閣総理大臣　片山　哲

船員保險特別会計法をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十二年十二月二十四日
内閣総理大臣　片山　哲

法律第二百三十六号

船員保險特別会計法

第一條　船員保險法による船員保險事業を経営するため、特別会計を設置し、その歳入を以てその歳出に充てる。

第二條　この会計は、厚生大臣が、法令の定めるところに従い、これを管理する。

第三條　この会計は、これを普通保險勘定及び失業保險勘定に区分する。

第四條　普通保險勘定においては、船員保險事業のうち失業保險事業以外の保險事業経営上の保險料、一般会計からの受入金、積立金から生ずる収入、借入金及び附属雑收入を以てその歳入とし、同事業経営上の保險給付費、借入金の償還金及び利子、業務取扱費、療養所費、福祉施設費、営繕費その他の諸費を以てその歳出とする。

第五條　失業保險勘定においては、船員保險事業のうち失業保險事業経営上の保險料、一般会計からの受入金、積立金から生ずる収入、借入金及び附属雑收入を以てその歳入とし、同事業経営上の保險金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、業務取扱費、営繕費その他の諸費を以てその歳出とする。

第六條　普通保險勘定又は失業保險勘定において、保險給付費又は保險金を支弁するため必要があるときは、当該勘定の負担において、借入金をなすことができる。

第七條　厚生大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作製し、これを大藏大臣に送付しなければならない。

第八條　この会計の歳入歳出予算は、これを普通保險及び失業保險の二勘定に分け、各勘定のうちにおいて、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、これを款及び項に区分する。

第九條　内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、これを國会に提出しなければならない。

前項の予算には、左の書類を添付しなければならない。

一　歳入歳出予定計算書

二　前前年度の損益計算書及び貸借対照表並びに前前年度末における積立金明細表

三　前年度及び当該年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表

第十條　各勘定において、支拂上現金に余裕があるときは、これを大藏省預金部に預け入れることができる。

第十一條　失業保險勘定において、支拂上現金に不足があるときは、当該勘定の負担において、一時借入金をなすことができる。

前項の規定による一時借入金は、当該年度内に、これを償還しなければならない。

第十二條　第六條に規定する借入金及び前條に規定する一時借入金の借入及び償還に関する事務は、大藏大臣が、これを行う。

第十三條　厚生大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、これを大藏大臣に送付しなければならない。

第十四條　内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般

第6285号　本文

会計の歳入歳出決算とともに、國会に提出しなければならない。

前項の歳入歳出決算には、歳入歳出決定計算書、当該年度の損益計算書、貸借対照表、当該年度末における積立金明細表及び債務に関する計算書を添付しなければならない。

第十五條　普通保険勘定又は失業保険勘定において、決算上剩余金を生じたときは、当該勘定の積立金として、これを積み立てなければならない。

普通保険勘定又は失業保険勘定において、決算上不足を生じたときは、当該勘定の積立金から、これを補足する。

第十六條　普通保険勘定及び失業保険勘定の各積立金は、國債を以て保有し、又は大藏省預金部に預け入れて、これを運用することができる。

第十七條　この会計において、支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

前項の規定による繰越は、財政法第四十三條の規定にかかわらず、大藏大臣の承認を経ることを要しない。

厚生大臣は、第一項の規定による繰越をなしたときは、大藏大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

第十八條　この法律の施行に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

附　則

第十九條　この法律は、昭和二十二年十一月一日から、これを適用する。但し、この法律中普通保険勘定に関する部分並びに第二十四條及び第二十五條の規定は、公布の日から、これを施行する。

第二十條　第一條において船員保険法による船員保険事業とあり、又は第五條において船員保険事業とあり、若しくは失業保険事業とあるのは、昭和二十二年十一月一日から昭和二十三年四月三十日までの間において船員として船舶所有者に使用されなくなつた者に対し失業手当金及び失業保険金を支給する事業を含むものとする。

第五條及び第六條において保険金とあるのは、前項の失業手当金及び失業保険金を含むものとする。

第二十一條　第二十四條の規定施行の際厚生保険特別会計船員勘定に属する積立金その他の権利義務は、これをこの会計に帰属せしめ、普通保険勘定の所属とする。

第二十二條　厚生保険特別会計船員勘定の昭和二十二年度の歳入歳出は、これをこの会計の普通保険勘定に移して決算を行うものとする。

前項の規定による決算の作成については、当該歳入及び歳出に係る予算並びに収納済歳入額及び支出済歳出額は、これをこの会計の歳入及び歳出の予算並びに収納済歳入額及び支出済歳出額に含めて作成することができる。

第二十三條　第二十四條の規定施行の際厚生保険特別会計業務勘定に属する船員保険事業に関する権利義務は、これをこの会計に帰属せしめ、普通保険勘定の所属とする。

厚生保険特別会計業務勘定の昭和二十二年度における決算上の剰余金で船員勘定の積立金となるべきものは、同年度の決算終了の際、この会計に帰属せしめ、普通保険勘定の所属とする。

第二十四條　厚生保険特別会計法の一部を次のように改正する。

第一條中「、厚生年金保険事業及船員保険事業」を「及厚生年金保険事業」に改める。

第二條中「、船員勘定」を削る。

第五條　削除

第六條中「船員保険事業ノ業務取扱ニ關スル諸費、療養所費、福祉施設費又ハ營繕費ニ充ツル爲ノ船員勘定ヨリノ受入金、」を削り「、厚生年金保険事業及船員保険事業」を「及厚生年金保険事業」に、「、厚生年金保険事業ノ福祉施設費及營繕費竝ニ船員保険事業ノ療養所費、福祉施設費及營繕費」を「竝ニ厚生年金保険事業ノ福祉施設費及營繕費」に改める。

第八條中「又ハ船員勘定」を削る。

第九條中「、年金勘定及船員勘定」を「及年金勘定」に改める。

第十一條　削除

第十三條中「、年金勘定及船員勘定」を「及年金勘定」に改める。

第十四條　内閣ハ毎年度本會計ノ豫算ヲ作成シ一般會計ノ豫算ト共ニ之ヲ國會ニ提出スベシ

第二十五條　従前の厚生保険特別会計法の規定は、厚生保険特別会計業務勘定の昭和二十二年度の決算上の剰余金については、前條の規定施行の後でも、なお、その効力を有する。

大藏大臣　栗栖　赳夫
厚生大臣　一松　定吉
内閣総理大臣　片山　哲

政　令

昭和十四年勅令第三百六十三号（人事調停の手数料等に関する件）を廃止する政令をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十二年十二月二十四日
内閣総理大臣　片山　哲

政令第二百七十九号

昭和十四年勅令第三百六十三号は、これを廃止する。

附　則

この政令は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

旧令第二條の規定は、家事審判法施行法第四條第三項に規定する人事調停事件については、この政令施行後も、なお、その効力を有する。

司法大臣　鈴木　義男
内閣総理大臣　片山　哲

寄留手続令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十二年十二月二十四日
内閣総理大臣　片山　哲

政令第二百八十号

寄留手続令の一部を次のように改正する。

第五條第一項第三号中「、華士族ノ稱」を削り、第四号を次のように改める。

四　寄留者カ戸籍法第九條ニ規定スル者ニ非サルトキハ其者ノ氏名

第二十一條中「地方裁判所長」を「監督司法事務局ノ長」に改める。

第四十條ノ二　都ノ區ノ存スル區域ニ於テハ本令中市、市長及市役所ニ關スル規定ハ區、區長及區役所ニ之ヲ準用ス特別市及地方自治法第百五十五條第二項ノ市ニ於テモ第十三條ノ場合ヲ除クノ外亦同ジ

附　則

この政令は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

司法大臣　鈴木　義男
内閣総理大臣　片山　哲

昭和二十二年法律第百三十三号農業協同組合法の制定に伴う農業團体の整理等に関する法律の施行に関する政令をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十二年十二月二十四日
内閣総理大臣　片山　哲

政令第二百八十一号

第一條　昭和二十二年法律第百三十三号（農業協同組合法の制定に伴う農業團体の整理等に関する法律。以下法という。）第五條第一項の規定による認可の申請は、農業協同組合が市町村農業会との協議により同條第二項の規定により当該農業協同組合に帰属すべき財産を定めてこれをしなければならない。

前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、農業協同組合は、都道府縣知事又は特別市の市長に対し裁定を申請することができる。

前項の裁定があつたときは、第一項の協議が調つたものとみなす。

第二條　法第五條第二項の規定による財産の帰属があつたときは、農業協同組合の組合員で市町村農業会の会員たるものは、その帰属の時に市町村農業会を脱退する。

市町村農業会は、前項の規定により脱退した会員に対しその持分を拂い戻さない。

法第五條第二項の規定による財産の帰属があつたときは、第一項に規定する組合員は、その帰属の時に、その者が市町村農業会において有した持分の額の割合に應じ当該財産の價額を分割して得た額に相当する額の持分を取得したものとする。

前項の規定による取得のあつた持分は、定款の定めるところにより、その全部又は一部を農業協同組合の出資に引き当てることができる。

第三條　市町村農業会は、法第五條第一項の規定による請求を受けた場合においてその請求に係る財産のうちに債権があるときは、当該債権が同條第二項の規定により農業協同組合に帰属した旨を公告し、且つ、会員以外の債務者に通知しなければならない。

第四條　法第五條第二項及びこの政令第二條第三項又は法第六條第三項の規定の適用については、持分の額は、第一條第一項又は法第六條第一項の協議が調つた時以前でこれに最も近い時において市町村農業会の会則の定めるところにより算定された持分の額による。

第五條　法第七條第一項の農業協同組合連合会は、すべての農業協同組合連合会とする。

第六條　法第八條の総会においては、会員は、代理人を以て議決権を行うことができない。但し、会員の数が千五百人以上の農業会にあつては、この限りでない。

前項但書の場合においては、代理人は、二人以上の会員を代理することができない。

第七條　法第十三條第二項の金融に関する事業は、左の事業とする。

一　会員に必要な資金の貸付又は会員の貯金の受入

二　会員のためにする債務の保証又は金融機関の委任を受けて行う債権の取立

三　会員に対してする手形の割引

第八條　法第一條第四項（法第十四條第三項において準用する場合を含む。）の行政廳は、市町村農業会、養蚕実行組合及び農事実行組合に関する場合にあつては都道府縣知事又は特別市の市長、都道府縣農業会及び全國農業会に関する場合にあつては農林大臣とする。

法第二條第一項の行政廳は、市町村農業会に関する場合にあつては都道府縣知事又は特別市の市長、都道府縣農業会及び全國農業会に関する場合にあつては農林大臣とする。

法第五條第一項及び第六條第一項第二項の行政廳は、都道府縣知事又は特別市の市長とする。

法第七條第一項及び同條第二項において準用する法第六條第二項の行政廳は、農林大臣とする。

法第八條第四項の行政廳は、市町村農業会に関する場合にあつては都道府縣知事又は特別市の市長、都道府縣農業会に関する場合にあつては都道府縣知事、全國農業会に関する場合にあつては農林大臣とする。

第九條　農業團体法施行令、農業團体登記令及び蚕糸業組合法施行令は、これを廃止する。

この政令施行の際現に存する市町村農業会、都道府縣農業会及び全國農業会並びに生糸輸出業組合及び養蚕実行組合については、前項に掲げる勅令は、この政令施行後でも、なおその効力を有する。

第十條　印紙税法施行規則の一部を次のように改正する。

第一條第一号を次のように改める。

一　農業協同組合及農業協同組合連合会（所屬ノ組合員又ハ會員ヲシテ出資ヲ爲サシメザルモノヲ除ク）

第二條中「市町村農業會」を削る。

第十一條　登録税法施行規則の一部を次のように改正する。

第五條第一号中「市町村農業會、産業組合又ハ農事實行組合」を「農業協同組合又ハ産業組合」に、「第四條、第六條」を「第七條」に、同條第二号中「市町村農業會、産業組合、農事實行組合又ハ養蠶實行組合」を「農業協同組合又ハ産業組合」に、「第四條、第六條」を「第七條」に、同條第三号中「市町村農業會、産業組合、農事實行組合又ハ養蠶實行組合」を「農業協同組合又ハ産業組合」に、「第四條」を「第七條」に、同條第四号中「市町村農業會、産業組合、農事實行組合」を「農業協同組合、産業組合」に、「第四條、第六條」を「第七條」に、同條第六号中「市町村農業會、産業組合又ハ農事實行組合」を「農業協同組合又ハ産業組合」に、「第四條、第六條」を「第七條」に改める。

第五條ノ六第二号及び第三号中「市町村農業會」を「農業協同組合」に改める。

第十二條　特別法人税法施行規則の一部を次のように改正する。

第四條乃至第六條中「市町村農業會、道府縣農業會、全國農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合會」に改める。

第十三條　農業動産信用法施行令の一部を次のように改正する。

第二條第一号を次のように改める。

一　農業協同組合法第十條第一項第一號ノ事業ヲ行フ農業協同組合連合會

第四條第一号を次のように改める。

一　農業協同組合

第十四條　農業團体自治監査法施行令の一部を次のように改正する。

「農業團體自治監査法施行令」を「農業協同組合自治監査法施行令」に、「農業團體監査聯合會」を「農業協同組合監査連合會」に、「農業團體」を「農業協同組合及農業協同組合連合會」に、「農業團體自治監査法」を「農業協同組合自治監査法」に、「農業團體監査聯合會登記簿」を「農業協同組合監査連合會登記簿」に改める。

第三十四條中「市町村農業會又ハ道府縣農業會」を「農業協同組合又ハ農業協同組合連合會」に改め、同條に次の但書を加える。

但シ當該命令ガ都道府縣若ハ特別市ノ區域又ハ此等ノ區域ヲ超ユル區域ヲ地區トスル農業協同組合又ハ農業協同組合連合會ニ係ル場合ニ於テハ農林大臣トス

第十五條　予算決算及び会計令の一部を次のように改正する。

第九十六條第十七号中「公益法人、」の下に、「農業協同組合、農業協同組合連合会、」を加える。

第十六條　酪農業調整法施行令の一部を次のように改正する。

第一條中「農事實行組合」を削り、「市町村農業會、道府縣農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合會」に改める。

第十七條　昭和八年勅令第三百二十九号（小切手法の適用につき銀行と同視すべき人又は施設を定める勅令）の一部を次のように改正する。

「市町村農業會」を「農業協同組合法第十二條第一號及第二號ノ事業ヲ行フ農業協同組合」に、「道府縣農業會」を「農業協同組合法第十二條第一號及第二號ノ事業ヲ行フ農業協同組合連合會」に改める。

第十八條　この政令施行の際現に存する市町村農業会、都道府縣農業会及び全國農業会並びに農事実行組合及び養蚕実行組合については、第十條乃至前條の規定にかかわらず、この政令施行後でも、なお従前の例による。

附　則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

大藏大臣　栗栖　赳夫
司法大臣　鈴木　義男
農林大臣　波多野　鼎
内閣総理大臣　片山　哲

省　令

◎農林省令第九十四号

昭和二十二年内閣訓令第三号指定配給物資配給手続規程に従い、臨時物資需給調整法に基いて、漁業資材配給規則を次のように制定する。

昭和二十二年十二月二十四日
農林大臣　波多野　鼎

第6285号　本文

漁業資材配給規則

第一條　この省令で漁業資材とは、左に掲げるものをいう。

一　綿漁網、漁業用綿撚糸、漁業用綿ロープ

二　麻漁網、漁業用麻撚糸、漁業用麻ロープ

三　絹漁網、漁業用絹撚糸、漁業用絹ロープ

四　漁業用人造テグス及び天然テグス

五　漁業用タンニン染料、漁業用油性染料その他の漁網編用染料

農林大臣は、経済安定本部総裁の承認を得て、前項各号に掲げる品目を追加し又は削除することがある。

第二條　この規則において需要者とは、漁業資材を自己の営む漁業上使用する者（零細な漁業者が自由な意思に基いて設立した協同組合を含む。）をいい、販賣業者とは、漁業資材を販賣することを業とする者（購買組合その他これに準ずる者を含む。）をいい、製造業者とは、漁業資材の製造又は加工を業とする者をいう。

第三條　漁業資材の需給調整については、この省令の定めるところによる。

第四條　農林大臣は、経済安定本部総裁の定める供給計画数量の範囲内で、中央割当委員会に諮問して、漁業資材の農林省資材調整事務所（以下資材調整事務所という。）別及び左の各号に掲げる者に対する配給割当数量を決定する。

一　東経百三十度以西の海面において機船底曳網漁業を営む者

二　汽船トロール漁業を営む者

三　母船式捕鯨業及び汽船捕鯨業を営む者

四　総屯数二十屯以上の漁船を使用して鰹鮪漁業を営む者

五　水産に関する試験研究又は教育練習を行う國の機関

前項の配給割当は左の二種類について、これを行う。

一　漁業資材の需要を充足するために必要な割当

二　特に漁獲物の計画的集荷及び出荷を確保するため、その集荷及び出荷の成績に応じ需要を考慮した割当

第一項の中央割当委員会の委員は七人とし、製造業者、販賣業者、漁業者及び一般公衆を代表する者の中から、農林大臣がこれを委嘱する。

資材調整事務所長は、第一項の資材調整事務所別割当に基いて、その管轄区域内の需要者であつて同項各号に掲げる者以外の者に対する配給割当数量を決定する。

前項の配給割当については、第二項の規定を準用する。

資材調整事務所長が第四項の配給割当を行う場合は、その管轄区域内における漁業種類ごとの需要者を代表する者の中から、その資材調整事務所長が委嘱した十人の委員を以て構成する地方割当委員会に諮問しなければならない。

第一項及び前項の割当委員会の委員の任期は六箇月とする。

農林大臣又は資材調整事務所長が配給割当数量を決定したときは、当該需要者に対して、引換券と発註券とからなる購入券を発給する。

購入券の様式は、農林大臣がこれを定める。

農林大臣は漁業資材の割当をしたときはその旨を公表する。

第五條　農林大臣又は資材調整事務所長は台帳を備えつけ、漁業資材の購入券を発給した都度その詳細を記載し、その閲覧を希望する者にこれを閲覧させる。

第六條　購入券は、これを他人に譲り渡し、又は他人から譲り受けることができない。

購入券の交付を受けた者は、これと引換で、第十二條の規定により登録を受けた漁業資材の製造業者又は販賣業者（製造業者又は販賣業者という。以下同じ。）から漁業資材を購入することができる。

購入券の交付を受けた者は、その発註券を製造業者又は販賣業者に提出して、漁業資材の購入の予約をすることができる。

前項の場合において、購入の予約をした漁業資材を購入しようとするときは、引換券と引換でなければならない。

第七條　販賣業者は、前條第二項の規定により発註券を受け取つたときは、これを直接製造業者に提出し、又は漁業資材を購入する経路に従い他の販賣業者を通じ製造業者に提出して、漁業資材の購入の予約をすることができる。

前項の場合において、購入の予約を引き受けた製造業者又は販賣業者は、農林大臣の定める様式の引受証を発行しなければならない。

第一項の規定により購入の予約をした漁業資材を購入する場合は前項の引受証と引換でなければならない。

販賣業者は、漁業資材と引き換へた引換券を漁業資材を購入した経路に従い遅滞なく製造業者に提出しなければならない。他の販賣業者から受けとつた引換券についても亦同じである。

第八條　購入券の交付を受けた者は、二以上の購入先から漁業資材を購入する必要がある場合は、農林大臣又は資材調整事務所長に対して、購入券の分割交付を申請することができる。

第九條　漁業資材は、購入券（第六條第三項の規定により漁業資材を購入する場合の引換券を含む。以下同じ。）と引換でなければこれを譲り渡し又は譲り受けることができない。但し、第七條第三項の規定により引受証と引換で漁業資材を購入する場合又は左の各号の場合で農林大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

一　漁業資材を輸出するため貿易公團に譲り渡す場合

二　天災若しくは事変のため漁業資材の購入券を発給する余裕のない場合又は購入券と引換で漁業資材を購入することが不可能若しくは極めて困難な場合

三　官廳において試驗研究その他の用に供するため漁業資材を購入する場合

第十條　製造業者又は販賣業者は、購入券と引換に統制價格で漁業資材の購入の申込があつたときは、在庫品のない場合を除き、これを拒むことができない。

前項の規定は、第六條第二項又は第七條第一項の規定による購入の予約の申込があつた場合に、これを準用する。

第十一條　製造業者又は第六條第一項の規定により購入券と引換に漁業資材を販賣した販賣業者は、漁業資材と引き換えた購入券を、毎月取りまとめ、翌月十日までに農林大臣に提出しなければならない。

漁業資材が輸入品である場合は、貿易公團から直接購入する販賣業者についても亦前項に同じである。

第十二條　漁業資材の製造業者又は販賣業者は農林大臣に申請して登録を受けなければならない。但し第一條第一号乃至第三号に掲げる漁業資材の製造業者についてはこの限りでない。

前項但書の場合は農林大臣は商工大臣の通知に基いて登録を行う。

第一項の登録を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した登録申請書を、農林大臣に提出しなければならない。

一　住所及び氏名又は名称

二　営業所（支所、出張所及び工場を含む。）の所在地及び規模の概要

三　営業の種類（製造、卸賣、小賣別）及び取扱品目

四　申請時における漁業資材又はその主要原材料の在庫数量

農林大臣は前項の登録申請書を提出した者に対し登録票を交付する。

第一項又は第二項の申請により登録を受けた者は、農林大臣の交付する登録票を保存し、登録番号その他の農林大臣の指示する事項を、店頭その他見易い場所に表示しなければならない。

前五項の規定は、新たに漁業資材の製造又は販賣の事業を営まうとする者に対して、これを準用する。

登録票の交付を受けた者は、第三項各号の事項に変更を生じた場合は遅滞なくその旨を農林大臣に報告しなければならない。

登録票の様式は、農林大臣がこれを定める。

第十三條　農林大臣は、登録票を交付した場合は、その旨を公表する。

登録票の交付を受けた者が、登録を受けてから六箇月以上経過しても、その営業を開始しないときは、農林大臣はその登録を取り消すことがある。

前項の登録の取消処分を受けた者に対しては、その取消処分を受けた日から一箇年間は登録票を交付しない。

第十四條　第四條の規定による漁業資材の割当を受けなかつた者、割当に不服のある者又は前條第一項の規定による登録の取消を受けた者は、その処分のあつた日から一箇月以内に経済安定本部総裁に文書で不服の申立をすることができる。

前項の場合には、その文書の写を農林大臣に提出しなければならない。

経済安定本部総裁が第一項の不服の申立を受けた日から三十日以内にこれに対する処置を決定しないときは農林大臣は経済安定本部総裁がその申立を正当と認めたものとして必要な措置を講ずる。

第十五條　製造業者又は販賣業者は、帳簿を備えつけ、左に掲げる事項の眞実な記載をしなければならない。

一　毎月の漁業資材の種類別の予約数量、生産数量、譲渡数量及び毎月末在庫数量

二　農林大臣の指定する漁業資材の原材料の毎割当期間における割当数量及び毎月の入荷数量並びに毎月末在庫数量

製造業者又は販賣業者は、購入券の交付を受けた者が前項の帳簿の閲覧を申し出たときはこれを拒むことができない。

第十六條　農林大臣は、必要があると認めたときは、製造業者又は販賣業者に対して、左に掲げる事項の報告を命ずることがある。

一　農林大臣の指定する日における漁業資材の品目別在庫数量

二　農林大臣の指定する期間における漁業資材の品目別生産数量又は取扱数量

三　その他経済安定本部総裁の承認を得て、農林大臣が漁業資材の需給調整上必要であると認める事項

第十七條　農林大臣は左の各号に掲げる場合は、製造業者又は販賣業者に対し、数量、時期及び地域を定めて、漁業資材の出荷を命ずることがある。

一　天災若しくは事変のため漁業資材を緊急に出荷する必要があると認める場合

二　漁業資材の出荷が著しく停滞して、漁業上著しい支障を來すおそれがあると認める場合

三　漁業資材の出荷が地域的に著しく不均衡になつた場合

第十八條　農林大臣は、漁業資材の需要とその供給が著しく不均衡を來した場合は購入券による漁業資材の購入について、その購入先を指定し、変更し又は制限することがある。

第十九條　製造業者又は販賣業者は、その生産し又は取り扱う漁業資材を販賣以外の用途に供してはならない。

第二十條　農林大臣は、この規則に違反した者に対し、登録の取消、購入券の交付の停止、購入券の返還命令、購入券による購入割当数量の削減その他必要な措置を講ずることがある。

附　則

この省令は公布の日からこれを施行する。

この省令施行の際現に漁業資材の製造又は販賣の事業を営んでいる者は、この省令施行の日から二十日以内に、第十二條第一項に規定する登録の申請をしたときは、同條同項の規定にかかわらずその登録の許否の処置のあるまでなお引き続き営業をすることができる。

漁網綱配給統制規則は、これを廃止する。

前項の規則廃止前にした行為に関する罰則の適用については、この省令の施行後であつても、なお従前の例による。

この省令施行前に発給された漁業資材の割当を証明する公文書は、農林大臣の定めるところに従い確認を受けたものに限り、この省令施行後六箇月間有効とする。

◉農林司法省令第一号

農業協同組合法の制定に伴う農業團体の整理等に関する法律施行に関する件を次のように定める。

昭和二十二年十二月二十四日

農林大臣　波多野　鼎
司法大臣　鈴木　義男

第一條　農業團体法施行規則、蚕糸業組合法施行規則及び昭和十六年農林省令第百号（農会法等の規定に依る農会等の基本金、積立金、準備金その他の財産の処分に関する件）は、これを廃止する。

この省令施行の際現に存する市町村農業会、都道府県農業会、全國農業会、生糸輸出業組合及び蚕糸実行組合については、農業團体法施行規則及び蚕糸業組合法施行規則は、この省令施行後でも、なおその効力を有する。

第二條　牧野法施行規則等の一部を次のように改正する。

牧野法施行規則、農業倉庫業法施行規則、獣医師試験規則、昭和十五年農林省令第九十二号（昭和十五年法律第九十二号の施行に関する件）及び昭和十五年農林省令第百五号（農業倉庫業法第十五條の規定による命令の件）中「市町村農業會」を「農業協同組合」に、「道府県農業會」を「農業協同組合連合会」に改める。

第三條　家畜市場法施行規則の一部を次のように改正する。

第十一條第二号中「農業團體法」を「農業協同組合法」に改める。

第四條　酪農業調整法施行規則の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「市町村農業会及道府県農業會ニ在リテハ農業團體法施行令第十五條」を「農業協同組合及農業協同組合連合会ニ在リテハ農業協同組合法第四十六條」に改める。

第五條　農林水産業調査規則の一部を次のように改正する。

第八條中「市町村農業會、蚕糸實行組合」を「農業協同組合」に改める。

第六條　農業團体自治監査法施行規則の一部を次のように改正する。

「農業團体自治監査法」を「農業協同組合自治監査法」に、「農業團體自治監査法施行規則」を「農業協同組合自治監査法施行規則」に、「農業團體監査聯合會」を「農業協同組合監査連合会」に、「農業團體監査員」を「農業協同組合監査員」に、「農業團體」を「農業協同組合又ハ農業協同組合連合会」に改める。

第七條但書を次のように改める。

但シ都道府県若ハ特別市ノ区域又ハ其ノ区域ヲ超ユル区域ヲ地区トスル農業協同組合又ハ農業協同組合連合会ニ在リテハ農林大臣ニ報告セシムベシ

第七條　農業倉庫業法施行規則の一部を次のように改正する。

第二條第十五号中「会員若ハ」を削る。

第十二條ノ三第二号を削り、第三号を第二号とする。

第十五條中但書を削る。

第十六條中「全國農業会」を「都道府県若ハ特別市ノ区域又ハ其ノ区域ヲ超ユル地域ヲ地区トスル農業協同組合連合会」に改める。

第八條　漁船保険法施行規則の一部を次のように改正する。

第十九條第一号中「市町村農業会」を「農業協同組合」に、「道府県農業会」を「農業協同組合連合会」に改める。

第九條　産業組合法施行規則の一部を次のように改正する。

第一條ノ十削除

第一條ノ十二中「農事実行組合、」「蚕糸實行組合、」を削る。

第一條ノ十四削除

第十一條ノ三及び第十一條ノ四中「道府県農業会」を「農業協同組合連合会」に改める。

第十條　製糸業法施行規則の一部を次のように改正する。

第二條第一号中「又ハ市町村農業會」を「農業協同組合又ハ農業協同組合連合会」に改める。

第四條第三項中「市町村農業會、道府県農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合会」に改める。

第十一條　この省令施行の際現に存する市町村農業会、都道府県農業会、全國農業会、農事実行組合及び蚕糸実行組合については、第二條乃至前條の規定にかかわらず、この省令施行後でも、なお従前の例による。

附　則

この省令は、昭和二十二年十二月十五日から、これを施行する。

告　示

◉総理廳告示第五十九号

参議院議員選挙法第七十一條第五項の規定により行う長野県選出任期三年の参議院議員の補欠選挙に関し、昭和二十二年閣令内務省令第一号第八條第一項の規定により候補者が覚書に該当する者でない旨の確認を内閣総理大臣に対して求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十二年十二月二十四日

内閣総理大臣　片山　哲

昭和二十二年十二月二十四日から
同　年十二月三十日まで

◉大蔵省告示第三百九号

特定財産管理規則第五條の規定によつて次の者の特定財産の管理を解除した。

昭和二十二年十二月二十四日

大蔵大臣　栗栖　赳夫

早坂市太郎　鈴木省司　渡辺秀一　早川浩之　小西正之助　兼森一敏　米原実　内村稲松　狩谷泰男　飯島頼之　中村正林　服部尚　中村修次　近納藏　長嶺將義　荒木正一　井内光男　木元耕三　西正義　田中佐次郎　[illegible]　土屋賢郎　横田洋　五十嵐成久　堀平節一　櫻井義男　関啓吾　新井重雄　伊藤顯正　久保龍郎　杉野峯九　杉山周三　江川周一　木錦健　近邊敏夫　町山一雄　中村力　佐田保三　生子謙信　照長義好

川口松夫　高橋良男　吉木清　原島完次　男沢利男　浅沼継男　宮下常五郎　円城源三　高橋沢吉　岸本正男　佐藤進　西川菊馬　藤野喜徳　纐川左右　杉田幸次　朝比奈光　相良七郎　森義雄　鈴木左明　谷登留　崎山一人　山中順義　仮家篤彦　中村栄　大島和雄　佐々木三男　澁谷忠之助　堀田泰三　高橋高市　長山秀市　塚田勉夫　津田実　樋口満治　岩崎陽二　小沼利雄　三宮秀夫　野崎元徳　櫻木次郎　杉山三郎　辻小三正

小沢富三　田中保二　赤井栄之助　杉山章　和田清治　沖山勉　鈴木一徳　中野正巳　宮崎健次　岡本茂力　北川興二　齋藤勝次郎　原田浅一　田坦休正　中川幸弘　吉田業一　加藤昌平　中井利雄　高橋昌久　山木恒憲　佐々木政太郎　米村政俊　芝嘉明　岡崎忠男　齋藤武夫　佐々木勉　新井七平　今田泰　小林己之助　佐藤勇蔵　水落袈裟雄　山田駒次郎　日野健一　細川正義　楠森満男　平田三雄　岡田諒　白石七郎　鈴木樂綱　津崎寅之助

上田大　足立福三郎　清木勇次　我妻浩　頴川幸生　藤井三之政　稲田德郎　蜂屋正雄　橋本猛　東口兆一　本間信雄　一柳信郎　稲垣光造　岩淵清已　金綱龍吾　粕谷邦三　勝木國藏　川村博　菊地健一　木村保　桐下竹雄　木屋茂一　小林定治　近藤遠一　栗原吉生　黒岩康彦　松室三郎　菅川時雄　水越三郎　森田政市　宗廣源一　長沼正記　中村秀二　中西正男　灘波元雄　根元凌一　西川義雄　大林清　小野寺昌二　龍臨次　坂野定男　笹沢忠太　佐藤晋之助　柴野忠雄　新岡登義　宍戸正之助　米永愛君　田口義雄　高木芳甫　高橋省三　武田定　田中俊一　大竃二郎

山上宗治　秋山福次郎　浅香敏則　馬場健作　江泉茂雄　藤木実　後藤利夫　泰正人　畑精太郎　平松貞次　木田始　池田昌平　石部嘉代次　[illegible]　金山久雄　片山憲五　葛武雄　川手晴実　菊地正知　[illegible]　桐生貞之　小林稔　小林鉄夫　小谷義郎　黒川実　間野淳治　松尾相敬　宮川信蔵　水野達雄　森山百一　村上米男　中島英蔵　中村友吉　中尾梅作　成川政信　新妻金三郎　野木明　小笠原清　大田成実　齋藤弘光　佐野總吉　佐藤勝易　佐藤忠　清水修一　篠原正清　須藤嘉男　鈴木光　田鎖助男　高塲功帆　高久正三　竹中一男　村野三藏　岩瀬清作

横山彦信　安東達雄　浅野幸雄　坂東文八　藤井浩　藤田省三郎　郡司高之助　長谷川渡　羽間耕作　平野龍馬　[illegible]　池田祐信　石森初雄　神戸初明　管野政実　加藤正義　川辺長康　笠畑秀吉　木村誠　吉良今二郎　北丈夫　小林利作　小島一作　小沢三郎　栗山義太　樋山延郎　三村三三　三浦泰三　水野松夫　森田利之　牟田弘吉　中島松郁　中西祐男　中山彦吉　根石良孝　西田男　沼尻二茂　大木元雄　折戸好吉　齋藤傳雄　佐々木三勇　佐藤正　沢村年　新城正三　塩入盛雄　杉力文　鈴木正藏　高金慶男　高橋三一　高田孝一　田中周男　太郎館一幹　津田耕道

第6285号　本文

第6285号本文

津田恒助　宇野廣市　渡辺英助　渡辺武雄　山本重藏　安田勝義　吉田秀雄　由井清　清木正一郎　福原勳　堀芳郎　上休場良立　古閑秋義　西村友惠　関昇　杉山信保　辻野秋好　阿部博吉　石井正芳　久原房之助　内藤信一　二宮成　岡野勘　坂井要　下村宏　只木信行　徳宮猪一郎　山崎順一郎　横森良房　勝野敏夫　松川善市　森山久　杉浦宏　吉沢寛一郎　穂積正克　黒川與八　中谷政太郎　小野寺長助　寺田武夫　内田五郎　鮎川義介　小林順一郎　眞崎甚三郎　岡部長景　酒井忠正　國武三千雄　井上守夫　野島峰雄　大田原滿美　七野忍　飛田時雄　長谷部利雄　小島公雄　長尾芳隆

内田金益　上森正雄　渡辺勝之助　渡辺富國　山本静二郎　安江清　芳尾哲郎　宮崎義雄　青野茂　平井堅志　市場得一　片桐清繁　万谷宇之助　重井武一　清水重治　高下虎一　山口福磨　原邦雄　鹿子木員信　小沢清松　中島知久平　西山茂美　女屋正平　櫻井兵五郎　住吉正任　田上秀男　渡辺十代吉　山崎啓二　降山誠一　川崎寅雄　湊晨　大槻幹久　田上寅次郎　有泉茂　井野雅治　小池金市　野口讓　市東林三郎　詫間正太郎　牛原達文　井田磐楠　小林靖造　村田省藏　大倉邦彦　進藤一馬　松森英雄　中道貫治　萩矢賴雄　斉藤陽一　内山英太郎　明石寛二　林正直　松原忠雄　西原貫治

上田清二郎　鷲見太郎　渡辺貞夫　山田良民　山本壽久　米村徳治　吉次精一郎　荒巻作次郎　藤崎武之助　本田廣治　伊藤栄一　木村龍之助　峰本善成　坂本勇七　霜出良一　田中時藏　山崎橋行　林励三　川綱治滿　水野鍊太郎　中川直　緒方竹虎　小野塚善三郎　佐藤保雄　鈴木元治　富樫宣　山口哲男　八島進作　岩佐春男　網田重郎　野本武夫　瀬沼忠夫　田中繁松　後藤勇　岩沼次男　水口安俊　岡崎弘十郎　末松一幹　土谷七郎　渡辺聰雄　菊池武夫　松坂廣政　大達茂雄　太田耕造　正力松太郎　道下正能　中谷敬一　小野武一　坂口清房　山中徳夫　後藤貞一　石原政雫　水野征一　大北五郎

尾崎光雄　吉村周平　関本誉一　橋本光治　龜井邦泰　越川外次郎　丸山房安　成沢清　小田久藏　鈴木君次　田崎延一　馬場正郎　風戸文之　柴田繁雄　鈴木庄藏　平岡閑造　柿久尚利　河辺正三　中西徳太郎　大森明　鈴木芳永　竹本武雄　在間茂　藤井正市　伊藤喜久二　長原啓二　野田家利　須田喜代松　山本弘　安部辰夫　浅利英二　原茂吉　今井満己　角田一　金子多喜夫　菊地重太郎　森喜代一　岡田三四六　力竹彌市　柴田照夫　竹下俊男　内田敏春　山内國光　藤野義雄　林正治　菅原武　脇山義夫　星野芳実　向後信雄　森本嘉吉　石垣仙造　田中良三　若野三朗

達脇信太郎　道前正雄　山田清一　堀田一之　川崎輝雄　熊谷聲　望月保　夏井昇　作間喬宣　田村安治　宇野節　藤家廣次　野間賢之助　森本伊市郎　赤木鉄夫　井戸藤胤　金岡喜四郎　木原次太郎　大倉輝男　隅木正男　高橋久男　涌井周治　阿部孝莊　藤田光美　刈谷義見　根本恒　齋藤照吉　田中政治　吉井靜雄　赤松茂雄　千原奈良一　平野好美　石田喜太郎　龜岡義夫　川上春重　近藤正吾　元屋敷信一　岡崎磯治郎　坂上元一　下平直藏　外山房雄　山田富夫　弓田泰三　長谷川正男　石堂富雄　安井源藏　池崎忠孝　加藤正彦　前田美乃留　中尾正武　四王天延孝　種木良雄　芦田積

柳川明　永野修身　松崎喜起　今井周　北部邦雄　黒岩盛雄　茂木巳之吉　新名健兒　佐藤善一　田中勝己　山本清衛　福岡千代吉　大津四郎　永友吉忠　花崎保　石川弘行　加藤幸雄　松本藤治郎　奥村清太郎　鈴木眞男　高島知多　山口秀夫　浅田繁穗　石松又助　三橋由男　野田徳一　佐々木正一　植田文雄　湯谷清一　赤松寅之助　吉嶋長太郎　池田義之　石毛通治　金山延雄　川崎源巌　岑野次　西岡茂　大野輝男　酒井健　高野正　土屋達雄　山中利次　千葉栄吾　畑岡日出雄　下山寅雄　八橋繁　郷重盛　幸田藏六　溝内茂　中島三一　備栄彦　内平清吉　伍堂卓雄

原田憲義　神野敏夫　高橋幸兵衛　宝田義雄　渡辺凸

一瀬聰一　宮本治夫　高橋宗作　原博

神辺良平　岡庭栄　高久兼廣　牧村大八

◎大藏省告示第三百十号

金融機関再建整備法施行規則第三十一條の規定により、次のように指定する。

昭和二十二年十二月二十四日　大藏大臣　栗栖赳夫

金融機関再建整備法第十八條第二号の規定により、左の各号に掲げる資産を定める。

一　國債及び地方債（外地地方債を除く。）

二　金融債券

三　動産

四　不動産（船舶を含み、無体財産を除く。）

◎大藏省告示第三百十一号

昭和二十二年九月大藏省告示第二百七号（金融機関再建整備法第七條第二項の規定により、金融機関の確定評價基準を定める告示）の一部を次のように改正する。

昭和二十二年十二月二十四日　大藏大臣　栗栖赳夫

第一号の次に左の一号を加える。

一の二　金融債券

（一）新勘定に属する金融債券

1　発行價額から戻し料を差し引いた額に、経過年数に應じた償還差益及び戻し料を加えた額による。

2　割引の方法により発行した金融債券は、1にかかわらず、発行價額から戻し料を差し引いた額に、経過年数に應じた割引額及び戻し料を加えた額による。

（二）旧勘定に属する金融債券

（一）により算出した評價額に、券面額から金融機関再建整備法施行規則第十三條第一項の規定により当該金融債券を発行した金融機関から通知を受けた当該金融債券の損失負担額を差し引いた額の券面額に対する割合を乗じて得た額による。

二　（一）及び（二）による計算は、別記の二に定めるところによる。

別記の次に別記の二を加える。

別記の二

金融債券の評價額算出方法

（一）金融債券の評價額は1又は2の式により算出する。

1　新勘定に属する金融債券

$$\text{評價額}=\text{発行價額}-\text{戻し料}+\frac{\text{券面額}-(\text{発行價額}-\text{戻し料})}{\text{償還年限}}\times\text{経過年数}$$

2　旧勘定に属する金融債券

$$\text{評價額}=\left(\text{発行價額}-\text{戻し料}+\frac{\text{券面額}-(\text{発行價額}-\text{戻し料})}{\text{償還年限}}\times\text{経過年数}\right)\times\frac{\text{券面額}-\text{損失負担額}}{\text{券面額}}$$

（二）（一）の1及び2の式中の発行價額は、割引の方法により発行した金融債券については、発行價額から割引額を差し引いた額による。

償還年限又は経過年数の一年未満の端数は、これを切り捨てる。

評價額の銭位未満の端数は、これを切り捨てる。

同一銘柄のものは、その総額により一括計算して差し支えない。

◎農林省告示第百八十五号

昭和二十二年農林省令第九十四号漁業資材配給規則第四條第九項、第七條第二項、第十二條及び附則第五項の規定により次のように定める。

昭和二十二年十二月二十四日　農林大臣　波多野鼎

一　同規則第四條第九項の購入券の様式は、様式第一号の通りとする。

二　同規則第七條第二項の引受証の様式は、様式第二号の通りとする。

三　同規則第十二條第八項の登録票の様式は、様式第三号の通りとする。

四　同規則第十二條第三項の登録申請書は、様式第四号によるものとする。

五　附則第五項の同規則施行前に発給された割当を証明する公文書の取扱は、左によるものとする。

1　農林大臣の発給した割当を証明する公文書（都道府県に対して発給したものを除く。）は、これを農林大臣に提出し、その確認を受けるものとする。

2　都道府県知事その他農林省以外の行政廳の長の発給した割当を証明する公文書は、これをその割当廳の長及びその所轄農林省資材調整事務所長に提出し、その確認を受けるものとする。

3　日本遠洋底曳網水産組合、日本鰹鮪遠洋漁業者組合聯合会その他農林大臣から割当を受けた中央團体の発給した割当を証明する公文書は、その割当をした者の副申を添えてこれを農林大臣に提出し、その確認を受けるものとする。

4　前各号に掲げる者以外の者の発給した割当を証明する公文書は、その割当をした者の副申を添えてこれをその地域を管轄する都道府県知事及び農林省資材調整事務所長に提出して、その確認を受けるものとする。

5　前各号の場合において、割当を受けた者が公文書に記載された割当数量の一部を既に入手しているときは、その入手したことを証明する証票を添附し、その残量につき確認を受けるものとする。

6　公文書によらないで割当を受けた者は、その割当をした者の割当を証明する文書を添えて前各号に準じ農林大臣又は農林省資材調整事務所長に割当公文書の発給を申請することができる。

前項の申請があつた場合は農林大臣又は農林省資材調整事務所長は、様式第一号の購入券に準じ割当証明書を発行するものとする。

7　第一号乃至第五号の割当公文書の確認の申請及び前号の割当公文書の発給の申請は同規則施行の日から一箇月以内にこれをするものとする。

様式第一号

漁業資材購入券

1. この購入券は漁業資材配給規則第四條の規定によりこれを発行する。
2. この購入券はこれを他人に譲り渡し又は他人から譲り受ける事が出来ない。
3. 漁業資材はこの購入券と引き換えるのでなければこれを譲り渡し又は譲り受けることは出来ない。
4. 発行者、需要者及び販賣を引受けた製造業者又は、販賣業者は共に引換券と発註券の切取線に割印をすること。
5. 需要者が割当数量を引換券と引換に受領したときは受領年月日及び受領した製品数量を記入捺印すること。
6. 製造業者がこの購入券を受取つたときは毎月取りまとめ翌月十日迄に農林大臣に提出すること。
7. 購入の予約をしないで製品を直接購入する場合は引換券と発註券とを切離さずに引換え受領すること。
8. 有効期限を経過した後は製造業者又は販賣業者はこの購入券による購入申込を受け付けてはならない。
9. 有効期限を経過した購入券は割当を受けたものから直接発行官廳に返戻すること。

漁業資材引換券

主務官廳		割当期	昭和　年第　四半期
割当を受けた者の住所氏名又は名称		割当番号	
		有効期限	
割当品種		割当数量	

購入予約引受欄

引受年月日	昭和　年　月　日	引渡予定日	昭和　年　月　日	
引受業者住所氏名				
受領年月日		受領製品数量		印

発行年月日　昭和　年　月　日

割当主任官の官職氏名及び印

主務官廳名　印

漁業資材発註券

主務官廳		割当期	
割当を受けた者の住所氏名又は名称印		割当番号	
		有効期限	
割当品種		割当数量	
引受年月日	引受業者住所氏名		

様式第二号

漁業資材購入引受証

1. この購入引受証は漁業資材配給規則第七條の規定によりこれを発行する。
2. 購入引受証を受領したものがこの引受証と引換に漁業資材を受領したときは受領年月日及び受領した製品数量を記入捺印すること。
3. 製造業者がこの引受証を受け取つた時は毎月取りまとめ翌月十日迄に農林大臣に提出すること。

1. 割当期	
2. 割当番号	
3. 割当を受けた者の住所氏名又は名称	
4. 引受業者住所氏名	
5. 引受品種	
6. 引受数量	
7. 引渡予定日	

上記の通り引受け致します。

住所

昭和　年　月　日　　氏名又は名称

様式第三号

漁業資材製造販賣登錄票

登錄番号	住所 氏名又は名称	營業の種類	取扱品目	條件
○第 号				

右の通り登錄する

昭和 年 月 日

農林大臣

備考 登錄番号の部分には左記の如き名称を記入する。

(網) 製網業者
(ロ) 製綱業者
(テ) テグス製造業者
(染) 染料 〃 〃
(販) 販賣業者

様式第四号

漁業資材製造販賣業者登錄申請書

一、住所
　　氏名又は名称
二、營業の種類 製造、卸賣、小賣、専業、兼業
三、取扱品目
四、事業の概要
　創業年月
　資本金
　營業所 名
　從業員数 男工員 名 女工員 名 事務員 名
　製造施設 ○○機 台
　　　　　　○○機 台 倉庫 棟 坪
　販賣施設 倉庫 棟 坪
　年間予定販賣数量
五、在庫数量 製品在庫数量(品目別)別紙の通り
　主要原材料数量 同
六、兼業の種別 兼業の種類
　兼業の規模
七、其の他参考事項 終戰後経済事犯により罰金刑以上の刑に処せられたことなし其の他

右の通り漁業資材配給規則第十二條の規定により登錄の申請をする

昭和 年 月 日

住所

氏名又は名称

農林大臣 殿

◉運輸省告示第三百三十八号

昭和九年二月遞信省令第十七号船用品取締規則により左の通り船用品の製造を免許した。

昭和二十二年十二月二十四日 運輸大臣 北村徳太郎

船用品製造免許証書番号	船用品の品名及び型式
第一、三七一号	甲種檣燈(油用第二種)第一号
第一、三七二号	乙種檣燈(油用)第一号
第一、三七三号	乙種舷燈(油用)第一号
第一、三七四号	甲種両色燈(油用)第一号
第一、三七五号	乙種両色燈(油用)第一号
第一、三七六号	乙種白燈(油用)第一号
第一、三七七号	丙種白燈(油用)第一号
第一、三七八号	丁種白燈(油用)第一号
第一、三七九号	三色燈(油用第二種)第一号
第一、三八〇号	船尾燈(油用)第一号

免許期間 自昭和二十二年十二月十一日 至昭和二十七年十二月十日

申請人の營業所及び名称 東京都江東区深川冬木町二八番地 日本船燈株式会社

製造所の位置及び名称 東京都江東区深川冬木町二八番地 日本船燈株式会社

◉運輸省告示第三百三十九号

昭和十九年八月海運輸通信省告示第二十六号(船舶安全法施行規則第七十三條ノ規定ニ依ル船舶検査執行地指定ノ件)の一部を次のように改正する。

昭和二十二年十二月二十四日 運輸大臣 北村徳太郎

別表中大分縣の項「大分郡鶴崎町」の前に「大分市」を加え、末尾に「北海部郡佐賀の關町、速見郡杵築町」を加える。

福岡縣の項「直方市」の前に「小倉市」を加える。

◉運輸省告示第三百四十号

昭和二十三年一月一日から、上越線敷島岩本間に次の停車場を設置し、旅客、手荷物及び小荷物の取扱を開始する。但し、配達の取扱はしない。

昭和二十二年十二月二十四日 運輸大臣 北村徳太郎

停車場名	所在地	粁程
津久田	群馬縣勢多郡敷島村大字津久田	敷島 津久田間 三粁零分 津久田 岩本間 五粁八分

◉運輸省告示第三百四十一号

昭和二十二年十月運輸省告示第二百八十二号の一部を次のように改正する。

昭和二十二年十二月二十四日 運輸大臣 北村徳太郎

「昭和二十二年九月九日業務を開始した。」を「昭和二十二年九月九日無線標識業務を開始した。」に改める。

◉運輸省告示第三百四十二号

次の倉庫營業は、これを廃止した。

昭和二十二年十二月二十四日 運輸大臣 北村徳太郎

一、名称 岡田倉庫岡田義三郎
一、位置 京都市中京区西ノ京職司町十三、十四、十五番地
一、廃止年月日 昭和二十二年十月一日

◉運輸省告示第三百四十三号

倉庫業法第一條の規定により、倉庫証券の発行を次のとおり許可した。

昭和二十二年十二月二十四日 運輸大臣 北村徳太郎

一、名称 舞鶴倉庫株式会社
一、營業所位置 舞鶴市字竹屋十九番地の二
一、許可年月日 昭和二十二年十二月一日

◉運輸省告示第三百四十四号

昭和二十二年十二月二十五日から、徳島縣三好郡池田町、同縣美馬郡東祖谷山村間において、次の貨物取扱所を置き、自動車による区間貨物運輸營業を開始する。

昭和二十二年十二月二十四日 運輸大臣 北村徳太郎

貨物取扱所名	所在地
阿波池田	土讃線阿波池田驛構内
三繩	同線三繩驛構内
祖谷口	同線祖谷口驛構内
出合	徳島縣三好郡三繩村大字出合
一字	同縣美馬郡西祖谷山村大字一字
久保	同縣同郡東祖谷山村大字久保

◉遞信省告示第三百七十七号

昭和二十二年十二月十六日から次の郵便局を設置し、これを遞信官署官制第十條第一項但書の規定によつて、特定郵便局とする。但し、郵便物集配事務を取り扱わない。

昭和二十二年十二月二十四日 遞信大臣 三木武夫

名称	位置
此花西九條郵便局	大阪市此花区西九條上通二丁目(大阪福島局郵便区内)
置塩郵便局	兵庫縣飾磨郡置塩村(前之庄局郵便区内)

正誤

昭和二十一年二月十七日官報号外商工省告示第三十三号中一六頁上段五生ゴム、府ゴム及ゴム製品の地下足袋の行「二一〇」は「二一〇〇」の誤り。

商工事務官

地方行政

◉府会 大阪府において十二月十二日臨時府会を集招した。(大阪府)

廣告

◉公示催告

昭和二十二年(ヘ)第六〇四号

岩手縣東磐井郡折壁村浜横沢一〇八 申立人 菅原洋弥登

別紙表示の貨物引換証に付前所持人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十三年四月六日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に貨物引換証を提出されたい若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十二年十一月十日 東京地方裁判所

(別紙) 目録

一 新月驛日本通運新月營業所発行保証第十五号貨物引換証
発行年月日 昭和二十二年三月三十日
品名 杉不工板七百五十箇十八屯
貨車番号 トラ七二二一号
運送品價格 金四万円也
荷送人 岩手縣折壁村森林組合菅原洋弥登
荷受人 東京都荒川区日暮里町森喜三郎
着扱店 東京都荒川区三河島町四の三三二八七番地日本通運株式会社三河島營業所

昭和二十一年(ヘ)第六六〇号

富山市西田地方二二五番地 申立人 沼田勇三郎

右代理人辯護士 橋本孝興

右申立人より別紙目録表示の証券に付公示催告の申立を為したるに付其所持人は昭和二十三年七月十六日午前十時迄に当裁判所に権利を届出て且其証券を提出すべし若し右届出及提出を為さざるに於ては右証券は無効を宣言することあるべし。

昭和二十二年三月二十五日 富山区裁判所

(別紙) 目録

北陸配電株式会社株式三百八十五株
但し
一 一株の金額 金五十円
一 一株の拂込 (甲)旧一株金五十円拂込済、(乙)新一株金十二円五十銭拂込済
一 株券証号番号 甲旧株式百七十四株十株券自い丙第05226号至い丙第05242号十七枚、一株券自い甲第03315号至い甲第03318号四枚計二十一枚一株金五十円拂込済、乙新株式二百十一株十株券自ろ第01428号至ろ第01443号十六枚、自ろ丙第20078号至ろ丙第20081号四枚、五株券ろ乙第0369号一枚、一株券自ろ甲第00777号至ろ甲第00780号四枚、ろ第02607号一枚、ろ第02608号一枚計二十一枚、一株金十二円五十銭拂込
一 株主名義人 橋本孝興

昭和二十一年(ヘ)第六六一号

富山市大宮町二五一番地 申立人 岩木忠藏
同所同番地 同 岩木忠次
同所同番地 同 岩木タキ
同所同番地 同 岩木忠保

右申立人より別紙目録表示の証券に付公示催告の申立を為したるに付其所持人は昭和二十三年七月十六日午前十時迄に当裁判所に権利を届出で且其証券を提出すべし若し右届出及提出を為さざるに於ては右証券は無効を宣言することあるべし。

昭和二十二年三月二十五日 富山区裁判所

(別紙) 目録

一 株式会社北陸銀行株券十一枚此株式数百十株
内訳
株券額面 金五百円十株券八枚全額拂込済
記号番号 甲は自二一七号至二二四号
株券額面 金五百円十株券三枚拂込金各百二十五円也
記号番号 戌は自一九二号至一九四号
最終株主 岩城忠藏

一 株式会社北陸銀行株券二枚此株式数二十株
内訳
株券額面 金五百円十株券一枚全額拂込済
記号番号 甲は二三五号
株券額面 金五百円十株券一枚拂込金一百二十五円也
記号番号 戌は一九五号
最終株主 岩城忠次

一 株式会社北陸銀行株券一枚此株式数十株
内訳
株券額面 金五百円十株券一枚全額拂込済
記号番号 甲は二三六号
最終株主 岩城タキ

一 株式会社北陸銀行株券六枚此株式数六株
内訳
株券額面 金五十円也一株券三枚各全額拂込済
記号番号 甲い自八八号至九〇号
株券額面 金五十円也一株券三枚各金十二円五十銭拂込
記号番号 戌い自四八号至五〇号
最終株主 岩城忠保

昭和二十一年(ヘ)第六六二号

富山市稲荷一番地 申立人 燐化学工業株式会社
代表者取締役社長 金山喜久

右申立人より別紙目録表示の証券に付公示催告の申立を為したるに付其所持人は昭和二十三年七月十六日午前十時迄に当裁判所に権利を届出で且其証券を提出すべし若し右届出及提出を為さざるに於ては右証券は無効を宣言することあるべし。

昭和二十二年三月二十五日 富山区裁判所

(別紙) 目録

富山化学工業株式会社株式一千株此券二十枚
内訳
株券額面 金二千五百円五十株券二十枚全額拂込済
記号番号 乙自第〇〇一号至第〇〇二〇号
株券発行年月日 昭和十九年十一月三日
最終所有の名義人 富山市稲荷一番地 燐化学工業株式会社代表取締役社長金山喜久

昭和二十一年(ヘ)第六六三号

富山縣西礪波郡石動町上野本 申立人 高田喜一

右申立人より別紙目録表示の証券に付公示催告の申立を為したるに付其所持人は昭和二十三年七月十六日午前十時迄に当裁判所に権利を届出で且其証券を提出すべし若し右届出及提出を為さざるに於ては右証券は無効を宣言することあるべし。

昭和二十二年三月二十五日 富山区裁判所

(別紙) 目録

一 富山化学工業株式会社株券十二枚此株式数二百株
内訳
株券額面 金五百円十株券十枚全額拂込済
記号番号 ろ第九七七号、自ろ第九七九号至第九八七号
株券発行年月日 昭和十二年二月十一日
最終株主所有名義人 高田喜一
株券額面 金二千五百円五十株二枚全額拂込済
記号番号 拾乙第六六六号、第六六七号
株券発行年月日 昭和十九年十一月三日
最終株主所有名義人 高田喜一

昭和二十一年(ヘ)第六六四号

金沢市十三間町中丁三十四番地 申立人 村田欣二

右申立人より別紙目録表示の証券に付公示催告の申立を為したるに付其所持人は昭和二十三年七月十六日午前十時迄に当裁判所に権利を届出て且其証券を提出すべし若し右届出及提出を為さざるに於ては右証券は無効を宣言することあるべし。

昭和二十二年三月二十五日 富山区裁判所

(別紙) 目録

一 北陸配電株式会社株式六十二株
内訳
一株券 額面五十円い甲八七〇三号、い甲八七〇四号二枚
十株券額面 五百円い丙自一九三五五号至一九三六〇号六枚
発行年月日 昭和十七年七月一日
最終名義人 村田欣二
発行者 富山市桜橋通一番地北陸配電株式会社社長山田昌竹

昭和二十一年(ヘ)第六六五号

富山市不二越町十一丁目八八番地 申立人 羽田野正信

右申立人より別紙目録表示の証券に付公示催告の申立を為したるに付其所持人は昭和二十三年七月十六日午前十時迄に当裁判所に権利を届出て且其証券を提出すべし若し右届出及提出を為さざるに於ては右証券は無効を宣言することあるべし。

昭和二十二年三月二十五日 富山区裁判所

(別紙) 目録

一 不二越鋼材工業株式会社株式五十株五枚
但し
株券額面 金五百円也
一株の拂込金額 金五十円也
記号番号 自内第九五七二号至内第九五七六号
最終株主 羽田野正信
発行者 富山市石金二十番地不二越鋼材工業株式会社取締役社長井村荒喜

解散公告

当会社は昭和二十二年十一月二十五日の臨時株主総会の決議に依り解散したるに付き当会社に対し債権を有せらるる向は本公告掲載の翌日より二箇月以内迄にその債権御申出相成度右期間内に申出無之節は清算より除斥可致商法の規定に依り此段公告候也

昭和二十二年十一月二十六日

京都市下京区油小路綾小路下ル風早町五六六番地
大阪丸善製品販賣株式会社
清算人 疋田宇三郎

解散公告

当会社は昭和二十二年十一月二十五日の臨時株主総会の決議に依り解散したるに付き当会社に対し債権を有せらるる向は本公告掲載の翌日より二箇月以内迄にその債権御申出相成度右期間内に申出無之節は清算より除斥可致商法の規定に依り此段公告候也

昭和二十二年十一月二十六日

名古屋市中区南呉服町一丁目二番地
中部丸善製品販賣株式会社
清算人 永井恒三

解散公告

当会社は昭和二十二年十一月二十五日の臨時株主総会の決議に依り解散したるに付き当会社に対し債権を有せらるる向は本公告掲載の翌日より二箇月以内迄にその債権御申出相成度右期間内に申出無之節は清算より除斥可致商法の規定に依り此段公告候也

昭和二十二年十一月二十六日

福岡市下呉服町十番地
九州丸善製品販賣株式会社
清算人 松尾崧

解散公告

当会社は昭和二十二年十一月二十五日の臨時株主総会の決議に依り解散したるに付き当会社に対し債権を有せらるる向は本公告掲載の翌日より二箇月以内迄にその債権御申出相成度右期間内に申出無之節は清算より除斥可致商法の規定に依り此段公告候也

昭和二十二年十一月二十六日

札幌市南一條西三丁目八番地の二十
北海道丸善製品販賣株式会社
清算人 稲葉安之助

失踪に関する届出の催告

福島縣双葉郡富岡町大字夕筋字木沢口十三番地 申立人 木村仲子

本籍並最後の住所福島縣石城郡四倉町字新町乙六十二番地
不在者 木村忠
明治三十一年十二月三十日生

右不在者に対し利害関係人木村仲子より失踪宣告の申立を為したるに付不在者は昭和二十三年七月二日午前九時迄に当裁判所に生存の届出を為すべく若し其の届出を為さざるときは失踪を宣告すべし又不在者の生死を知るものは右期日迄に其の届出を為すべし。

昭和二十二年十一月十四日 福島地方裁判所平支部

本籍群馬縣吾妻郡坂上村大字大戸二千七百七十番地、最後の住所東京都港区麻布本村町百五十二番地
不在者 加部千代子
明治四十五年二月二十三日生

右の不在者に対し、利害関係人加部秀重より失踪宣告の申立があつたから、不在者は昭和二十三年七月十一日午前十時までに、当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又

第6285号 本文

第6285号 本文

不在者の生死を知つて居る方も、右期日までにその届出をして下さい。

昭和二十二年十一月十一日　東京地方裁判所

本籍及最後の住所山口縣大島郡久賀町第六千六百番地

不在者　藤谷　卯助

明治三十六年八月三日生

右不在者に対し利害関係人藤谷キミエより失踪宣告の申立を爲したるに付不在者は昭和二十三年六月四日午前九時迄に当裁判所に生存の届出を爲すべく若其の届出を爲さざるときは失踪を宣告すべし又不在者の生死を知る者は右期日迄に其の届出を爲すべし。

昭和二十二年十一月十四日

山口地方裁判所岩國支部

本籍及最後の住所兵庫縣津名郡岩屋町千百五番地ノ三

不在者　東根　光次

明治四十五年一月一日生

右不在者に対して利害関係人右同所東根榮光より失踪宣告の申立があつたので不在者は昭和二十三年七月三十一日午前九時迄に当裁判所に生存の届出をすること若し其の届出をなさない時は失踪を宣告する又不在者の生死を知る者は右期日迄に其の届出をすること。

昭和二十二年十一月十八日

神戸地方裁判所洲本支部

本籍並最後の住所宮城縣登米郡米山村西野二百五番地

不在者　白濱利三郎

明治十一年十月十六日生

右の不在者に対して利害関係人白濱利喜三郎より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十三年八月十日午前九時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしなければ失踪を宣告することがある。又その不在者の生死を知つてゐる方は右の期日までにその届出をして下さい。

昭和二十二年十一月二十九日

仙台地方裁判所登米支部

本籍並最後の住所佐賀市水ケ江町二〇一番地

不在者　竹下　周一

明治二十三年一月五日生

右不在者に対し利害関係人竹下重美より失踪宣告の申立を爲したから不在者は昭和二十三年六月二十一日午前十時迄に当裁判所に生存の届出を爲されたい若し其の届出を爲さないときは失踪の宣告をする又不在者の生死を知る者は右期日迄に其の届出を爲されたい。

昭和二十二年十一月二十五日　佐賀地方裁判所

本籍並最後の住所佐賀郡久保泉村大字上和泉二一八五番地の一

不在者　福地　スマ

慶應三年九月十日生

右不在者に対し利害関係人福地勝太郎より失踪宣告の申立を爲したから不在者は昭和二十三年六月二十一日午前十時迄に当裁判所に生存の届出を爲されたい若し其の届出を爲さないときは失踪の宣告をする又不在者の生死を知る者は右期日迄に其の届出を爲されたい。

昭和二十二年十一月二十五日　佐賀地方裁判所

本籍並最後の住所兵庫縣加東郡上東條村森二七五番地の一

不在者　尾城一郎

明治四十四年四月六日生

右の者に対し利害関係人継母尾城よしより失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十三年七月二十九日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つている方は、右期日までにその届出をして下さい。

昭和二十二年十一月十五日　神戸地方裁判所社支部

本籍及最後の住所東京都西多摩郡東秋留村平沢七百二十八番地

不在者　秋葉　眞一

明治三十七年二月五日生

右不在者に対し利害関係人秋葉ヒサより失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十三年六月三十日午前十時迄に生存の届出をされ度い若し其の届出をしなければ失踪を宣告することがある又その不在者の生死を知つている方は右の期日迄にその届出をして下さい。

昭和二十二年十一月十八日

東京地方裁判所八王子支部

判事　大城朝申

本籍北海道紋別郡下湧別村東二線一二番地、最後の住所本籍に同じ

不在者　佐々木丑之助

明治二十三年二月四日生

右の不在者に対して利害関係人佐々木健から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十三年九月二十日午前八時迄に当裁判所に生存の届出をされたい若し其の届出がないときは失踪を宣告することがある。又不在者の生死を知る者は右期日迄に其の旨届出でられたい。

昭和二十二年十一月一日

釧路地方裁判所北見支部

本籍及最後の住所鹿兒島縣川辺郡知覧町厚地五千百九十七番地

不在者　馬場　重高

昭和九年十一月二十四日生

右不在者に対し利害関係人馬場鉄之進から失踪宣告の申立をしたから不在者は昭和二十三年九月十日午前九時迄に当裁判所に生存の届出をせよ、若し其の届出をしないときは失踪を宣告する、又不在者の生死を知つている者は右期日迄に其の届出をせよ。

昭和二十二年十一月十二日

鹿兒島地方裁判所知覧支部

判事　池田惟一

本籍並最後の住所秋田縣北秋田郡阿仁合町水無字湯口内二百四十六番地

不在者　辻　五助

明治二年十一月六日生

右不在者に対し利害関係人辻市太郎より失踪宣言の申立を爲したるに付不在者は昭和二十三年八月二十五日午前九時迄に当裁判所に生存の届出を爲すべく若其の届出を爲さざるときは失踪を宣告すべし又不在者の生死を知る者は右期日迄に其の届出を爲すべし。

昭和二十二年十一月十七日

秋田地方裁判所大館支部

判事　羽田　實

◉除権判決

昭和二十一年（ヘ）第一八九六号

愛媛縣温泉郡小野村大字平井

申立人　中西　章

右法定代理人親権を行ふ母　中西　久子

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十二年八月九日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十二年十一月六日

東京地方裁判所

判事　原　増司

（別紙）失権すべき株券の表示

一、日本製鉄株式会社株式一株券六枚
二、所有名義人　中西章
三、株券番号に甲第三一六七五号より同第三一六八〇号に至る六枚
四、発行日　昭和十六年十一月三日
五、発行地　東京都
六、発行者　日本製鉄株式会社
七、一株の金額　金五十円也
八、払込金額　一株に付金五十円也

昭和二十一年（ヘ）第三八七六号

兵庫縣神戸市灘区下河原町四丁目八の三

申立人　喜多村喜平

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十二年八月九日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十二年十一月六日

東京地方裁判所

判事　原　増司

（別紙）　目録

一、証券種類　日本鉱業株式会社株式十株券五枚
株券記号番号　る自第四五七〇九号至第四五七一三号
株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役社長伊藤文吉
株券発行年月日　昭和十六年十一月十三日
額面　金五百円也
払込金額　金三百七十五円也
最終の株主名　福德生命保険株式会社
現在名義人　喜多村喜平

昭和二十一年（ヘ）第三八七四号

大阪市住吉区帝塚山東五丁目二十番地森順方

申立人　丁坪竹次

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十二年八月九日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十二年十一月六日

東京地方裁判所

判事　原　増司

（別紙）　目録

一、証券種類　日本鉱業株式会社株式一株券四枚
株券記号番号　甲自第一六〇四五六号至第一六〇四五九号
株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役社長伊藤文吉
株券発行年月日　昭和十四年三月三日
額面　金五十円也
払込金額　金五十円也
最初の株主　満洲重工業開発株式会社
現在名義人　丁坪竹次
二、証券種類　日本鉱業株式会社株式一株券二枚
株券記号番号　を自第一六三一六号至第一六三一七号
株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役社長伊藤文吉
株券発行年月日　昭和十六年十一月十三日
額面　金五十円也
払込金額　金三十七円五十銭也
最初の株主名　丁坪竹次
現在名義人　丁坪竹次

第四回定時株主総会招集公告

来る昭和二十三年一月二十二日午前十一時東京都中央区銀座二丁目三番地の一当社において第四回定時株主総会を開催し左記事項御決議相願度候間御出席被下度此段公告候也

昭和二十二年十二月二十二日

東京都中央区銀座二丁目三番地の一

麦酒配給株式会社

取締役　諏訪藤之助

株主各位

会議の目的たる事項

第一号議案　自昭和二十一年十二月一日至昭和二十二年十一月三十日期間の営業報告書、貸借対照表、財産目録及び損益計算書承認の件

第二号議案　同期間における損益金処分案決議の件

以上

定価　一ヶ月　五十円　一部　二円　送料実費
廣告料　本欄　八ポイント　一行十七字詰　三十円
一般廣告　八ポイント　一行十四字詰　二十五円

発行所　印刷局
東京都新宿区市ケ谷本村町
電話九段五三一一
振替東京一九〇〇〇　図書課

（國定規格A4判）

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

第6285号 物価号外

号外
官報

告　示

◉総理廳告示第五十八号

昭和二十二年臨時國勢調査の結果による昭和二十二年十月一日現在の石川縣、富山縣、茨城縣、秋田縣、群馬縣、山形縣、靜岡縣及び香川縣の郡市区町村別人口は左の通りである。

昭和二十二年十二月二十四日
内閣總理大臣　片山　哲

都道府縣郡市区町村別人口

この表の中の括弧内の数字は、総数の中、監獄及び矯正院内に現在した收容者の人員を示したものである。

この表の人口は、昭和二十二年臨時國勢調査規則第二條第一項但書の規定によつて、下記の者を含まない。

日本の國籍を有しない者のうち、次の各号の一に該当する者

1、連合國軍の將兵及び連合國軍に附屬し又は隨伴する者並びにこれらの者の家族
2、連合國最高司令官の任命又は承認した使節團の構成員及び使用人並びにこれらの者の家族
3、外國政府の公務を帶びて日本に駐在する者及びこれに隨從する者並びにこれらの者の家族

この表の地域は、昭和二十二年臨時國勢調査規則第二條第一項の規定に依つて下記の地域を含まない。

一　朝鮮全域
二　台湾全域
三　樺太全域
四　北海道國後郡泊村、留夜別村
色丹郡色丹村
紗那郡紗那村
択捉郡留別村
蘂取郡蘂取村
得撫郡
新知郡
占守郡
花咲郡歯舞村の内水晶島、勇留島、秋勇留島、志発島、多楽島
五　東京都小笠原支廳管内全域
六　島根縣隱地郡五箇村の内竹島
七　鹿兒島縣大島郡（十島村の内硫黄島、竹島及び黑島を除く。）
八　沖繩縣全域

	総　数	男	女
石川縣	927,743 (1,116)	443,872	483,871
金澤市	231,441 (1,079)	110,118	121,323
七尾市	39,471 (20)	19,038	20,433
小松市	61,898	29,399	32,499
江沼郡	72,411	33,795	38,616
大聖寺町	13,864	6,445	7,419
山中町	7,171	3,355	3,816
山代町	6,766	3,175	3,591
片山津町	7,360	3,352	4,008
三木村	2,173	1,020	1,153
瀬越村	401	162	239
三谷村	1,514	724	790
南郷村	3,735	1,522	2,213
河南村	2,546	1,159	1,387
西谷村	2,076	1,047	1,029
東谷奥村	1,437	698	739
東谷口村	1,392	651	741
勅使村	1,822	873	949
橋立村	3,919	1,850	2,069
篠原村	2,442	1,220	1,222
動橋村	2,604	1,198	1,486
分校村	2,038	985	1,053
那谷村	1,657	821	836
矢田野村	2,944	1,440	1,504
月津村	2,870	1,394	1,476
塩屋村	1,680	704	976
能美郡	64,747	31,408	33,339
寺井野町	6,935	3,326	3,609
根上町	8,595	4,101	4,494
大杉谷村	3,425	1,638	1,787
鳥越村	5,761	2,802	2,959
金野村	1,946	960	986
新丸村	971	488	483
尾口村	2,096	1,031	1,065
白峰村	3,370	1,786	1,584
中海村	3,263	1,595	1,668
粟生村	1,328	671	657
湊村	1,407	641	766
吉田村	1,955	891	1,064
久常村	1,871	901	970
國府村	6,576	3,164	3,412
川北村	4,799	2,269	2,532
西尾村	4,668	2,385	2,283
山上村	5,781	2,761	3,020
石川郡	71,518	34,388	37,130
松任町	7,634	3,650	3,984
美川町	6,403	3,006	3,397
鶴來町	5,767	2,734	3,033
野々市町	2,873	1,358	1,515
石川村	2,577	1,228	1,349
柏野村	952	461	491
蝶屋村	2,408	1,150	1,258
笠間村	2,096	1,034	1,062
宮保村	1,463	726	737
一木村	1,361	658	703
出城村	1,771	857	914
御手洗村	2,067	1,021	1,046
旭村	2,634	1,257	1,377
安原村	2,294	1,094	1,200
郷村	1,511	756	755
中奥村	1,270	603	667
林中村	1,765	829	936
山島村	2,094	1,033	1,061
館畑村	1,698	812	886
林村	1,287	621	666
藏山村	1,941	900	1,041
河内村	3,175	1,496	1,679
吉野谷村	2,616	1,273	1,343
額村	1,812	868	944
富奥村	1,750	811	939
押野村	2,780	1,341	1,439
内川村	1,280	639	641
犀川村	2,725	1,330	1,395
湯涌谷村	1,514	842	672
河北郡	74,759 (17)	36,039	38,720
津幡町	4,330	2,060	2,270
高松町	8,951	4,323	4,628
七塚町	9,255	4,408	4,847
中條村	2,457	1,185	1,272
井上村	1,943	915	1,028
内灘村	5,822	2,783	3,039
大場村	856	398	458
八田村	1,240	595	645
川北村	3,705	1,786	1,922
花園村	4,008	1,945	2,063
倶利伽羅村	4,100	2,003	2,097
笠谷村	3,248	1,572	1,676
淺川村	6,740 (17)	3,263	3,477
英田村	4,225	2,076	2,149
宇ノ氣村	6,616	3,132	3,484
三谷村	4,533	2,237	2,296
森本村	2,727	1,358	1,369
羽咋郡	91,150	43,603	47,547
羽咋町	6,853	3,182	3,671
高濱町	3,779	1,757	2,022
富來町	2,957	1,349	1,608
志雄町	8,962	4,312	4,650
邑知町	6,755	3,262	3,493
南大海村	2,865	1,401	1,464
北大海村	3,026	1,475	1,551
河合谷村	1,732	844	888
北莊村	1,949	911	1,038
中莊村	1,565	788	777
末森村	2,486	1,151	1,335
柏崎村	2,147	1,004	1,143

昭和二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

物価号外

栗ノ保村	2,274	1,082	1,192
富永村	1,726	839	887
一ノ宮村	2,082	1,002	1,080
越路野村	2,516	1,218	1,298
上甘田村	2,477	1,212	1,265
中甘田村	2,191	1,052	1,139
下甘田村	2,317	1,158	1,159
志加浦村	2,927	1,406	1,521
堀松村	2,704	1,344	1,360
加茂村	1,689	831	858
土田村	4,078	1,972	2,106
上熊野村	1,770	857	913
熊野村	1,708	864	844
稗造村	2,240	1,078	1,162
釶打村	2,304	1,207	1,097
東増穂村	1,959	946	1,013
西増穂村	2,007	956	1,051
西海村	1,856	830	1,026
西浦村	2,637	1,142	1,495
千里濱村	1,429	621	808
福浦村	1,183	550	633
鹿島郡	65,172	31,442	33,730
田鶴濱町	3,586	1,736	1,850
能登部町	4,678	2,251	2,427
鳥屋町	6,437	3,075	3,362
越路町	4,872	2,318	2,554
餘喜村	3,295	1,588	1,707
鹿島路村	1,432	693	739
御祖村	2,972	1,402	1,570
瀧尾村	3,179	1,549	1,630
久江村	1,058	511	547
南大吞村	2,582	1,263	1,319
北大吞村	3,134	1,572	1,562
崎山村	2,779	1,333	1,446
高階村	2,106	1,047	1,059
相馬村	2,603	1,272	1,331
金ヶ崎村	1,519	726	793
笠師保村	1,804	863	941
豊川村	2,467	1,209	1,258
熊木村	2,118	1,000	1,118
西岸村	2,217	1,089	1,128
東島村	2,459	1,194	1,265
中乃島村	1,777	836	941
西島村	2,152	1,054	1,098
金丸村	2,224	1,058	1,166
中島村	1,722	803	919
鳳至郡	104,117	50,152	53,965
輪島町	15,526	7,398	8,128
宇出津町	7,566	3,522	4,044
穴水町	8,353	4,084	4,269
門前町	3,993	1,816	2,177
鵜川町	5,497	2,658	2,839
町野町	6,892	3,465	3,427
劔地村	4,981	2,346	2,635
諸岡村	2,443	1,111	1,332
浦上村	2,090	1,007	1,083
七浦村	2,220	1,032	1,188
西保村	1,896	881	1,015
大屋村	5,498	2,716	2,782
河原田村	2,283	1,080	1,203
鵠ノ巣村	1,950	947	1,003
南志見村	3,032	1,510	1,522
柳田村	7,661	3,736	3,925
神野村	2,031	1,033	998
諸橋村	3,174	1,544	1,630
三波村	2,328	1,129	1,199
兜村	3,159	1,552	1,607
住吉村	4,600	2,227	2,373
本郷村	2,397	1,155	1,242
三井村	3,257	1,641	1,616
黒島村	1,290	562	728
珠洲郡	51,059	24,490	26,569
飯田町	3,174	1,540	1,634
小木町	5,423	2,380	3,043
寶立町	6,578	3,191	3,387
正院村	3,556	1,701	1,855
木郎村	8,059	3,865	4,194
上戸村	2,695	1,280	1,415
若山村	4,708	2,298	2,410
直村	1,880	909	971
三崎村	5,642	2,816	2,826
西海村	6,825	3,302	3,523
蛸島村	2,519	1,208	1,311
	総数	男	女
富山縣	979,229 (426)	472,829	506,400
富山市	137,818 (268)	67,912	69 906
高岡市	133,858 (147)	64,302	69,556
上新川郡	40,714	19,569	21,145
新保村	2,526	1,208	1,318
大久保町	3,823	1,847	1,976
大澤野町	8,973	3,781	5,192
下タ村	1,845	888	957
船峅村	2,814	1,425	1,389
福澤村	3,273	1,761	1,512
熊野村	3,019	1,476	1,543
大庄村	2,493	1,225	1,268
月岡村	3,542	1,713	1 829
上瀧町	3,997	1,950	2,047
大山村	4,409	2,295	2,114
中新川郡	104,429 (11)	50,226	54,203
水橋町	11,195	5,183	6,012
滑川町	13,251	6,134	7,117
濱加積村	3,293	1,572	1,721
早月加積村	2,703	1,315	1,388
北加積村	3,161	1,524	1,637
東加積村	2,632	1,279	1,353
山加積村	1,911	918	993
南加積村	2,563	1,311	1,252
中加積村	2,438	1,187	1,251
西加積村	2,814	1,336	1,478
上條村	1,726	853	873
三郷村	3,640	1,765	1,875
舟橋村	1,497	713	784
柳ノ木村	1,560	761	799
宮川村	2,447	1,214	1,233
上市町	10,195	4,787	5,408
白萩村	3,642	1,723	1,919
柿澤村	2,023	969	1,054
大岩村	1,136	558	578
新川村	3,597	1,737	1,860
利田村	1,715	836	879
雄山町	12,707	6,135	6,572
上段村	3,147	1,528	1,619
東谷村	2,257	1,120	1,137
釜ヶ淵村	2,422	1,245	1,177
立山村	4,757 (11)	2,523	2,234
下新川郡	141,073	66,840	74,233
魚津町	15,535	7,408	8,127
下中島村	2,061	991	1,070
上中島村	1,914	914	1,000
松倉村	2,887	1,388	1,499
上野方村	1,412	681	731
下野方村	2,763	1,288	1,475
片貝谷村	2,276	1,089	1,187
加積村	2,311	1,149	1,162
道下村	5,330	2,611	2,719
經田村	4,235	2,075	2,160
天神村	1,334	652	682
西布施村	2,405	1,194	1,211
東布施村	2,685	1,343	1,342
櫻井町	22,483	10,808	11,675
生地町	6,677	3,241	3,436
東山村	4,306	2,132	2,174
内山村	2,525	1,275	1,250
愛本村	2,867	1,598	1,259
舟見町	2,388	1,132	1,256
野中村	2,081	1,009	1,072
新屋村	2,955	1,433	1,522
小摺戸村	2,299	1,140	1,159
青木村	2,244	1,116	1,128
飯野村	5,336	2,581	2,755
上原村	3,281	1,571	1,710
入善町	7,278	2,533	4,745
横山村	2,613	1,186	1,427
椚山村	2,133	1,047	1,086

大家庄村	2,802	1,364	1,438
山崎村	3,197	1,524	1,673
南保村	2,377	1,072	1,305
五箇庄村	2,231	1,010	1,221
泊町	7,637	3,351	4,286
宮崎村	2,411	1,122	1,289
境村	1,804	812	992
婦負郡	89,147	43,415	45,732
四方町	4,601	2,066	2,535
八尾町	7,505	3,486	4,019
八幡村	6,122	2,983	3,139
倉垣村	1,978	923	1,055
長岡村	2,571	1,261	1,310
寒江村	2,050	1,011	1,039
吳羽村	9,111	4,032	5,079
朝日町	2,155	1,062	1,093
婦中町	7,711	3,956	3,755
熊野村	1,807	875	932
宮川村	1,997	970	1,027
杉原村	4,611	2,287	2,324
保内村	4,547	2,252	2,295
神保村	3,472	1,721	1,751
古里村	3,545	1,753	1,792
池多村	2,453	1,238	1,215
音川村	2,807	1,403	1,404
山田村	3,250	1,631	1,619
大長谷村	1,721	905	816
仁歩村	1,614	789	825
室牧村	1,688	852	836
野積村	2,902	1,429	1,473
黒瀬谷村	2,274	1,144	1,133
卯花村	2,415	1,244	1,171
細入村	4,240	2,145	2,095
射水郡	55,434	26,859	28,575
小杉町	8,016	3,798	4,218
大門町	3,159	1,471	1,688
櫟原村	2,372	1,150	1,222
作道村	4,049	1,995	2,054
片口村	2,151	1,071	1,080
堀岡村	4,011	1,953	2,058
海老江村	2,690	1,259	1,431
本江村	1,902	877	1,025
七美村	1,111	551	560
下村	2,282	1,095	1,187
大江村	2,430	1,196	1,234
老田村	2,883	1,408	1,475
黒河村	2,787	1,356	1,431
水戸田村	2,076	1,039	1,037
金山村	2,395	1,243	1,152
櫛田村	3,045	1,447	1,598
淺井村	2,096	1,012	1,084
二口村	1,771	878	893
大島村	4,208	2,060	2,148
氷見郡	71,717	34,881	36,836
氷見町	22,764	10,820	11,944
太田村	3,010	1,480	1,530
宮田村	3,001	1,500	1,501
窪村	3,875	1,899	1,976
神代村	1,829	906	923
佛生寺村	2,428	1,204	1,224
布勢村	1,572	739	833
十二町村	2,979	1,464	1,515
上庄村	3,544	1,738	1,806
熊無村	3,061	1,482	1,579
速川村	3,028	1,508	1,520
久目村	3,341	1,695	1,646
余川村	1,424	712	712
碁石村	2,606	1,314	1,292
八代村	2,509	1,244	1,265
阿尾村	2,365	1,131	1,234
藪田村	1,762	814	948
宇波村	3,275	1,596	1,679
女良村	3,344	1,635	1,709
東礪波郡	101,942	48,915	53,027
北山田村	2,163	1,077	1,086
山田村	2,135	1,014	1,121
南山田村	2,283	1,590	1,693
大鋸屋村	2,074	1,016	1,058
城端町	5,047	2,326	2,721
北野村	1,522	747	775
蓑谷村	1,530	750	780
平村	4,170	2,045	2,125
上平村	2,353	1,220	1,133
利賀村	4,663	2,756	1,907
青島村	1,979	96 1	1,018
東山見村	3,087	1,385	1,702
雄神村	1,363	634	729
栴檀山村	1,738	852	886
栴檀野村	2,060	1,038	1,022
般若村	2,885	1,433	1,452
東般若村	2,182	1,033	1,149
般若野村	2,006	970	1,036
中田町	3,173	1,488	1,685
南般若村	1,564	729	835
北般若村	2,488	1,187	1,301
柳瀬村	1,286	587	699
太田村	2,004	934	1,070
中野村	1,974	933	1,041
油田村	1,840	856	984
庄下村	1,568	752	816
井波町	7,820	3,256	4,564
南山見村	1,508	703	805
井口村	1,773	873	900
高瀬村	2,198	1,080	1,118
山野村	2,333	1,110	1,223
種田村	1,303	616	687
福野町	12,334	5,945	6,389
東野尻村	1,991	972	1,019
五鹿屋村	1,983	975	1,008
出町	6,562	3,072	3,490
西礪波郡	103,097	49,910	53,187
石動町	10,112	4,817	5,295
南谷村	2,190	1,078	1,112
埴生村	2,487	1,239	1,248
松澤村	1,911	907	1,004
若林村	2,754	1,386	1,368
正得村	1,467	730	737
荒川村	1,622	807	815
子撫村	1,317	643	674
宮島村	1,245	624	621
福光町	6,542	3,019	3,523
石黒村	1,362	648	714
南蟹谷村	1,752	870	882
廣瀬村	1,369	660	709
廣瀬舘村	1,053	536	517
西太美村	1,787	850	937
太美山村	1,372	673	699
東太美村	1,805	918	887
吉江村	3,328	1,610	1,718
東石黒村	1,779	861	918
津澤村	3,166	1,522	1,644
西野尻村	2,068	991	1,077
東蟹谷村	2,027	1,016	1,011
北蟹谷村	2,721	1,350	1,371
藪波村	2,041	1,023	1,018
水島村	2,566	1,223	1,343
鷹栖村	2,421	1,189	1,232
戸出町	5,833	2,699	3,134
是戸村	1,515	720	795
林村	2,407	1,168	1,239
高波村	1,828	893	935
醍醐村	1,551	750	801
小勢村	1,833	910	923
福岡町	6,095	2,952	3,143
立野村	2,303	1,089	1,214
東五位村	1,702	803	899
福田村	2,137	1,000	1,137
國吉村	3,737	1,834	1,903
石堤村	2,124	1,054	1,070
赤丸村	1,543	770	773
五位山村	1,702	833	869
西五位村	2,523	1,245	1,278
	総数	男	女
茨城縣	2,013,735 (11,22)	974,289	1,039,446
水戸市	61,416	29,157	32,259
日立市	50,159	24,919	25,240
土浦市	53,298 (73)	25,481	27,817

第6285号　物価号外

東茨城郡	166,418	80,388	86,030
	(103)		
上大野村	3,937	1,871	2,066
下大野村	3,995	1,933	2,062
	(65)		
稲荷村	3,613	1,746	1,867
大場村	2,624	1,227	1,397
酒門村	3,992	1,942	2,050
石崎村	5,322	2,595	2,727
	(36)		
吉田村	5,036	2,390	2,646
緑岡村	7,693	3,775	3,918
河和田村	5,377	2,645	2,732
上中妻村	3,148	1,512	1,636
長岡村	6,523	3,136	3,387
上野合村	5,495	2,678	2,817
白河村	4,776	2,342	2,434
橘村	4,695	2,292	2,403
小川町	6,835	3,251	3,584
竹原村	6,012	2,923	3,089
堅倉村	8,720	4,260	4,460
川根村	5,940	2,849	3,091
	(2)		
鯉淵村	6,458	3,358	3,100
下中妻村	4,720	2,342	2,378
中妻村	2,959	1,396	1,563
渡里村	4,939	2,414	2,525
飯富村	3,734	1,745	1,989
山根村	3,387	1,614	1,773
石塚町	5,844	2,809	3,035
小松村	2,872	1,370	1,502
西郷村	4,443	2,143	2,300
圷渡村	2,868	1,382	1,486
岩船村	4,171	1,987	2,184
澤山村	3,493	1,712	1,781
伊勢畑村	1,997	981	1,016
磯濱町	15,618	7,344	8,274
大貫町	5,182	2,424	2,758
西茨城郡	97,533	47,246	50,287
笠間町	13,120	6,253	6,867
宍戸町	11,088	5,560	5,528
岩間町	10,052	4,864	5,188
南川根村	4,413	2,142	2,271
北川根村	3,073	1,513	1,560
大原村	4,275	2,076	2,199
大池田村	3,949	1,902	2,047
七會村	4,323	2,151	2,172
北山内村	4,860	2,332	2,528
南山内村	5,173	2,562	2,611
西山内村	7,870	3,820	4,050
東那珂村	7,182	3,473	3,709
北那珂村	6,819	3,273	3,546
岩瀬町	11,336	5,325	6,011
那珂郡	179,572	87,439	92,133
	(862)		
那珂湊町	18,538	8,864	9,674
平磯町	10,533	5,019	5,514
前渡村	6,855	3,301	3,554
勝田町	24,753	12,586	12,167
	(849)		
佐野村	6,692	3,243	3,449
村松村	6,634	3,357	3,277
石神村	4,421	2,126	2,295
神崎村	4,618	2,230	2,388
額田村	4,305	2,086	2,219
菅谷村	5,620	2,694	2,926
五臺村	4,454	2,181	2,273
柳河村	3,198	1,512	1,686
國田村	3,656	1,787	1,869
戸多村	3,199	1,512	1,687
芳野村	4,535	2,202	2,333
木崎村	4,219	2,067	2,152
瓜連町	4,947	2,394	2,553
靜村	4,241	2,054	2,187
大場村	3,462	1,670	1,792
	(13)		
上野村	3,282	1,591	1,691
大宮町	5,909	2,911	2,998
大賀村	3,799	1,831	1,968
玉川村	3,569	1,721	1,848
鹽田村	3,087	1,484	1,603
山方町	5,834	2,856	2,978
檜澤村	3,841	1,875	1,966
小瀬村	4,968	2,380	2,588
野口村	3,488	1,689	1,799
長倉村	3,128	1,505	1,623
八里村	4,540	2,179	2,361
嶐郷村	5,247	2,532	2,715
久慈郡	152,177	73,584	78,593
機初村	3,381	1,648	1,733
世矢村	4,473	2,224	2,249
坂本村	2,717	1,326	1,391
東小澤村	2,001	954	1,047
西小澤村	2,941	1,406	1,535
幸久村	3,641	1,788	1,853
佐竹村	3,631	1,755	1,876
郡戸村	3,640	1,768	1,872
久米村	3,585	1,715	1,870
金郷村	4,520	2,195	2,325
世喜村	4,221	2,009	2,212
金砂村	4,077	1,973	2,104
天下野村	3,166	1,504	1,662
高倉村	2,098	1,005	1,093
染和田村	3,930	1,826	2,104
山田村	3,431	1,662	1,769
譽田村	5,864	2,762	3,102
佐都村	2,804	1,301	1,503
河内村	2,961	1,394	1,567
中里村	4,386	2,188	2,198
賀美村	3,391	1,609	1,782
小里村	4,924	2,355	2,569
生瀬村	5,436	2,623	2,813
宮川村	4,625	2,290	2,335
黒澤村	5,308	2,652	2,656
依上村	4,202	2,012	2,190
佐原村	3,592	1,754	1,838
大子町	9,118	4,466	4,652
袋田村	4,611	2,208	2,403
上小川村	5,536	2,834	2,702
下小川村	4,039	2,002	2,037
諸富野村	3,878	1,905	1,973
太田町	11,256	5,322	5,934
久慈町	10,793	5,149	5,644
多賀郡	135,042	67,773	67,269
多賀町	37,186	19,081	18,105
日高村	3,578	1,715	1,863
豐浦町	4,323	2,075	2,248
櫛形村	7,287	3,654	3,633
黒前村	2,740	1,304	1,436
高萩町	17,855	8,786	9,069
松岡町	6,699	3,238	3,461
高岡村	3,037	1,523	1,514
南中郷村	10,076	5,135	4,941
磯原町	13,141	6,364	6,777
華川村	6,858	3,350	3,508
關南村	3,307	1,620	1,687
大津町	7,392	3,869	3,523
平潟町	3,321	1,596	1,725
關本村	8,242	4,463	3,779
鹿島郡	119,983	57,704	62,279
夏海村	3,985	1,906	2,079
大谷村	6,705	3,250	3,455
沼前村	6,673	3,257	3,416
巴村	4,947	2,414	2,533
徳宿村	5,237	2,522	2,715
諏訪村	5,408	2,606	2,802
鉾田町	6,384	2,966	3,418
新宮村	3,915	1,881	2,034
上島村	4,189	2,015	2,174
白鳥村	6,227	3,024	3,203
大同村	7,206	3,499	3,707
中野村	3,681	1,771	1,910
波野村	2,754	1,363	1,391
豐郷村	1,676	810	866
豐津村	1,926	945	981
鹿島町	3,588	1,708	1,880
高松村	5,818	2,734	3,084
息栖村	7,063	3,326	3,737
輕野村	8,498	4,061	4,437
若松村	5,260	2,523	2,737
矢田部村	4,504	2,099	2,405
波崎町	14,339	7,024	7,315

行方郡	78,502	37,785	40,717
麻生町	6,015	2,903	3,112
香澄村	4,037	1,911	2,126
八代村	2,894	1,378	1,516
潮來町	7,035	3,361	3,674
津知村	2,211	1,030	1,181
大生原村	2,749	1,306	1,443
太田村	2,393	1,178	1,215
大和村	5,501	2,624	2,877
津澄村	4,218	2,015	2,203
要村	2,775	1,357	1,418
武田村	4,649	2,267	2,382
秋津村	5,383	2,577	2,806
立花村	3,802	1,867	1,935
現原村	2,581	1,241	1,340
玉川村	2,910	1,422	1,488
行方村	2,998	1,451	1,547
小高村	3,738	1,799	1,939
玉造町	4,038	1,970	2,068
手賀村	2,522	1,233	1,289
延方村	6,053	2,895	3,158
稻敷郡	147,291	71,631	75,660
	(72)		
江戸崎町	4,448	2,089	2,359
君賀村	2,348	1,118	1,230
沼里村	1,914	902	1,012
鳩崎村	2,088	1,019	1,069
安中村	3,751	1,860	1,891
木原村	5,464	2,660	2,804
君原村	3,233	1,633	1,600
舟島村	2,704	1,308	1,396
阿見町	9,632	5,105	4,527
朝日村	10,717	5,258	5,459
奥野村	3,957	1,917	2,040
岡田村	5,590	2,743	2,847
茎崎村	6,716	3,327	3,389
牛久村	5,149	2,572	2,577
馴柴村	5,195	2,525	2,670
八原村	3,805	1,842	1,963
長戸村	2,948	1,408	1,540
根本村	2,507	1,191	1,316
柴崎村	4,723	2,270	2,453
太田村	2,684	1,282	1,402
高田村	2,418	1,176	1,242
大須賀村	3,515	1,689	1,826
伊崎村	2,968	1,422	1,546
阿波村	3,470	1,667	1,803
古渡村	3,511	1,704	1,807
	(72)		
浮島村	2,337	1,127	1,210
龍ケ崎町	14,206	6,826	7,380
大宮村	4,200	1,974	2,226
生板村	4,142	1,997	2,145
瑞穗村	5,038	2,359	2,679
金江津村	5,023	2,449	2,574
十余島村	3,733	1,720	2,013
本新島村	3,157	1,492	1,665
新治郡	136,316	65,836	70,480
上大津村	6,405	3,127	3,278
下大津村	2,585	1,300	1,285
美並村	3,282	1,587	1,695
牛渡村	2,662	1,299	1,363
佐賀村	3,987	1,905	2,082
安飾村	3,165	1,511	1,654
志士庫村	3,430	1,688	1,742
關川村	2,618	1,271	1,347
高濱町	4,462	2,170	2,292
田余村	3,901	1,855	2,046
玉里村	1,718	817	901
石岡町	25,969	12,264	13,705
園部村	4,672	2,308	2,364
瓦會村	3,344	1,604	1,740
林村	3,330	1,596	1,734
戀瀬村	4,202	2,022	2,180
柿岡町	4,331	2,103	2,228
[illegible]	5,170	2,485	2,685
[illegible]	4,398	2,157	2,241
小幡村	3,835	1,852	1,983
志筑村	3,331	1,622	1,709
新治村	3,166	1,552	1,614
七會村	5,607	2,763	2,844
都和村	4,005	1,960	2,045
藤澤村	3,817	1,848	1,969
斗利出村	2,692	1,330	1,362
山ノ莊村	2,817	1,343	1,474
榮村	3,434	1,640	1,794
九重村	4,575	2,237	2,338
栗原村	2,256	1,103	1,153
三村	3,150	1,517	1,633
筑波郡	103,893	50,120	53,773
谷田部町	7,037	3,360	3,677
小張村	2,172	1,046	1,126
板橋村	3,041	1,436	1,578
久賀村	3,561	1,694	1,867
[illegible]	2,307	1,112	1,195
[illegible]	1,965	947	1,018
[illegible]	2,367	1,162	1,205
[illegible]	3,874	1,863	2,011
谷井田村	3,362	1,642	1,720
十和村	2,297	1,043	1,254
福岡村	3,864	1,862	2,002
眞瀬村	3,658	1,777	1,881
旭村	6,886	3,281	3,605
上郷村	5,981	2,912	3,069
吉沼村	5,953	2,905	3,048
高道祖村	2,712	1,304	1,418
作岡村	3,687	1,833	1,854
田水山村	2,648	1,298	1,350
菅間村	2,466	1,199	1,267
筑波町	4,449	2,159	2,290
田井村	3,067	1,485	1,582
北條町	5,876	2,775	3,101
小田村	5,744	2,746	2,998
大穗村	6,588	3,203	3,385
葛城村	2,845	1,385	1,460
小野川村	5,513	2,691	2,822
眞壁郡	163,963	78,797	85,166
	(12)		
下館町	16,344	7,660	8,684
竹島村	3,588	1,745	1,843
養蠶村	4,214	1,988	2,226
河間村	3,762	1,860	1,902
中村	3,509	1,680	1,829
五所村	3,869	1,860	2,009
伊讃村	7,996	3,968	4,028
太田村	5,421	2,658	2,763
關本町	6,686	3,175	3,511
上妻村	6,162	3,019	3,143
河内村	4,140	2,005	2,135
川西村	3,973	1,984	1,989
下妻町	10,688	5,041	5,647
	(12)		
大寶村	4,439	2,170	2,269
騰波ノ江村	3,395	1,644	1,751
黒子村	4,959	2,388	2,571
嘉田生崎村	3,660	1,764	1,896
村田村	3,957	1,895	2,062
鳥羽村	2,656	1,276	1,380
上野村	4,208	2,039	2,169
大村	5,183	2,544	2,639
長讃村	4,031	1,986	2,045
古里村	4,342	2,092	2,250
谷貝村	3,030	1,454	1,576
紫尾村	4,865	2,319	2,546
樺穗村	5,235	2,466	2,769
雨引村	4,685	2,239	2,446
眞壁町	10,275	4,838	5,437
大國村	4,272	2,058	2,214
新治村	6,084	2,916	3,168
小栗村	4,335	2,066	2,269
結城郡	138,558	66,392	72,166
結城町	21,289	10,081	11,208
絹川村	3,604	1,723	1,881
江川村	6,347	3,075	3,272
山川村	5,689	2,735	2,954
上山川村	3,758	1,826	1,932
中結城村	5,218	2,579	2,639
名崎村	5,295	2,572	2,723
安靜村	6,279	3,037	3,242
大形村	3,596	1,765	1,831
岡田村	3,917	1,901	2,016

第6285号　物価号外

第6285号 物価号外

大花羽村	2,311	1,078	1,233
菅原村	3,856	1,836	2,020
下結城村	4,053	1,969	2,084
豐岡村	5,418	2,108	3,310
西豐田村	6,698	3,203	3,495
總上村	2,886	1,380	1,506
豐加美村	3,127	1,528	1,599
蠶飼村	1,646	790	856
宗道村	3,537	1,677	1,860
玉村	3,091	1,459	1,632
石下町	7,177	3,412	3,765
豐田村	3,103	1,502	1,601
五箇村	3,258	1,584	1,674
三妻村	4,288	2,049	2,239
大生村	3,361	1,617	1,744
飯沼村	5,638	2,679	2,959
水海道町	11,118	5,227	5,891
猿島郡	161,093	77,183	83,910
古河町	30,265	13,941	16,324
新郷村	6,084	2,931	3,153
勝鹿村	6,079	2,962	3,117
岡郷村	4,766	2,290	2,476
櫻井村	5,199	2,578	2,621
香取村	5,946	2,824	3,122
五霞村	10,169	4,930	5,239
靜村	3,461	1,682	1,779
長田村	4,087	1,995	2,092
八俣村	6,309	3,065	3,244
幸島村	9,076	4,404	4,672
猿島村	4,949	2,344	2,605
森戸村	5,412	2,627	2,785
生子菅村	5,407	2,586	2,821
逆井山村	4,570	2,239	2,331
七重村	4,742	2,302	2,440
沓掛村	5,837	2,838	2,999
弓馬田村	3,192	1,505	1,687
飯島村	2,957	1,419	1,538
神大實村	4,477	2,178	2,299
岩井町	6,475	3,079	3,396
七郷村	4,675	2,275	2,400
中川村	4,762	2,280	2,482
境町	7,341	3,506	3,835
長須村	4,856	2,403	2,453
北相馬郡	68,521	32,854	35,667
菅生村	4,231	2,068	2,163
坂手村	2,307	1,077	1,230
內守谷村	1,983	966	1,017
小絹村	3,123	1,511	1,612
大井澤村	2,787	1,337	1,450
大野村	2,610	1,247	1,363
高野村	1,787	883	904
守谷町	4,646	2,186	2,460
高井村	1,843	878	965
稻戸井村	2,827	1,336	1,491
山王村	3,118	1,492	1,626
寺原村	2,378	1,131	1,247
取手町	10,515	5,101	5,414
小文間村	1,998	947	1,051
六郷村	2,417	1,118	1,299
相馬町	3,856	1,851	2,005
高須村	2,024	993	1,031
川原代村	1,824	838	986
北文間村	2,210	1,071	1,139
文村	2,123	1,026	1,097
布川町	3,104	1,469	1,635
文間村	2,303	1,105	1,198
東文間村	2,507	1,223	1,284
	總數	男	女
秋田縣	1,257,398 (766)	616,269	641,129
秋田市	116,300 (601)	57,268	59,032
能代市	46,416	22,233	24,183
鹿角郡	70,937	34,622	36,315
花輪町	12,288	5,925	6,363
尾去澤町	9,234	4,564	4,670
宮川村	5,899	2,885	3,014
曙村	3,454	1,736	1,718
柴平村	5,940	2,928	3,012
錦木村	4,179	2,066	2,113
毛馬內町	6,330	3,030	3,300
七瀧村	3,024	1,526	1,498
小坂町	13,060	6,278	6,782
大湯町	7,529	3,684	3,845
北秋田郡	163,106 (114)	81,230	81,876
鷹巢町	7,465	3,633	3,832
榮村	1,812	876	936
坊澤村	2,421	1,167	1,254
七座村	3,263 (49)	1,649	1,614
綴子村	4,377	2,122	2,255
早口町	6,313	3,186	3,127
山瀨村	5,872	3,045	2,827
下川沿村	3,268	1,610	1,658
上川沿村	2,724	1,385	1,339
大館町	22,036 (15)	10,571	11,465
長木村	4,346	2,405	1,941
釋迦內村	6,007	2,969	3,038
花岡町	9,561	4,866	4,695
矢立村	3,983	2,077	1,906
扇田町	6,115	2,863	3,252
十二所町	5,559	2,650	2,909
大葛村	2,299	1,173	1,126
東館村	4,645	2,337	2,308
西館村	4,184	2,126	2,058
二井田村	3,105	1,496	1,609
眞中村	2,442	1,241	1,201
澤口村	3,272	1,612	1,660
七日市村	3,904	2,008	1,896
米內澤町	6,607	3,147	3,460
上大野村	3,932	1,931	2,001
下大野村	2,374	1,223	1,151
落合村	2,876	1,412	1,464
下小阿仁村	3,359	1,657	1,702
上小阿仁村	6,421 (50)	3,221	3,200
前田村	8,517	4,623	3,894
阿仁合町	5,450	2,583	2,867
大阿仁村	4,597	2,366	2,231
山本郡	86,890	42,612	44,278
淺內村	4,162	2,039	2,123
濱口村	5,251	2,517	2,734
鶴川村	4,731	2,286	2,445
鹿渡町	7,191	3,521	3,670
上岩川村	2,789	1,398	1,391
下岩川村	2,967	1,470	1,497
森岳村	3,933	1,932	2,001
金岡村	2,823	1,396	1,427
檜山町	4,011	1,964	2,047
鶴形村	2,761	1,333	1,428
富根村	1,690	825	865
響村	5,831	3,062	2,769
二ツ井町	4,399	2,119	2,280
荷上場村	2,189	1,004	1,185
藤琴村	5,714	2,871	2,843
粕毛村	2,859	1,414	1,445
種梅村	2,553	1,267	1,286
常盤村	3,589	1,723	1,866
塙川村	4,154	1,993	2,161
澤目村	4,396	2,116	2,280
八森村	7,001	3,415	3,586
岩館村	1,896	947	949
南秋田郡	138,631	67,192	71,439
大平村	4,633	2,277	2,356
外旭川村	3,153	1,567	1,586
飯島村	3,786	1,893	1,893
下新城村	4,553	2,274	2,279
上新城村	2,392	1,206	1,186
金足村	6,089	2,994	3,095
昭和町	15,503	7,496	8,007
下井河村	4,208	2,047	2,161
上井河村	3,023	1,496	1,527
大川村	2,457	1,223	1,234
一日市町	3,610	1,765	1,845
面潟村	4,525	2,258	2,267
五城目町	7,934	3,828	4,106
馬場目村	3,312	1,651	1,661
富津內村	2,963	1,459	1,504

內川村	2,202	1,075	1,127
天王町	10,490	5,114	5,376
船越町	4,327	2,097	2,230
拂戸村	3,925	1,873	2,052
脇本村	7,014	3,251	3,763
船川港町	15,475	7,534	7,941
戸賀村	1,686	702	984
北浦町	7,291	3,300	3,991
男鹿中村	3,231	1,550	1,681
五里合村	3,934	1,891	2,043
潟西村	6,915	3,371	3,544
河邊郡	43,093 (19)	21,379	21,714
濱田村	3,311	1,585	1,726
豐岩村	2,720	1,389	1,331
仁井田村	3,674	1,816	1,858
四ツ小屋村	2,274	1,151	1,123
川添村	4,258	2,092	2,166
種平村	2,124	1,043	1,081
戸米川村	2,329	1,167	1,162
和田町	8,683	4,417	4,266
戸島村	2,868	1,403	1,465
岩見三內村	5,598	2,714	2,884
上北手村	2,323 (19)	1,181	1,142
下北手村	2,931	1,421	1,510
由利郡	146,288	70,978	75,310
本莊町	18,251	8,714	9,537
子吉村	3,235	1,577	1,658
西目村	5,010	2,338	2,672
平澤町	6,079	2,883	3,196
金浦町	6,145	2,960	3,185
象潟町	6,987	3,365	3,622
上濱村	3,977	1,995	1,982
上郷村	3,618	1,803	1,815
小出村	3,083	1,521	1,562
院內村	4,018	2,023	1,995
矢島町	9,810	4,703	5,107
直根村	3,727	1,862	1,865
川內村	4,693	2,294	2,399
笹子村	3,850	1,893	1,957
玉米村	3,990	1,982	2,008
下郷村	5,728	2,826	2,902
石澤村	3,770	1,808	1,962
東瀧澤村	3,868	1,834	2,034
西瀧澤村	3,188	1,584	1,604
鮎川村	2,456	1,202	1,254
小友村	2,650	1,310	1,340
南內越村	2,610	1,257	1,353
北內越村	2,606	1,278	1,328
岩谷村	4,076	1,971	2,105
下川大內村	4,927	2,427	2,500
上川大內村	4,811	2,346	2,465
大正寺村	3,379	1,671	1,708
龜田町	4,389	2,081	2,308
松ヶ崎村	3,519	1,636	1,883
道川村	4,075	1,988	2,087
下濱村	3,763	1,846	1,917
仙北郡	190,374 (6)	93,311	97,063
大曲町	14,630 (6)	7,004	7,626
花館村	5,258	2,566	2,692
神宮寺町	5,790	2,829	2,961
北楢岡村	1,978	997	981
刈和野町	4,202	2,025	2,177
峰吉川村	2,135	1,053	1,082
淀川村	3,367	1,683	1,684
荒川村	5,415	2,667	2,748
土川村	3,566	1,794	1,772
大澤鄉村	4,432	2,199	2,233
強首村	3,302	1,651	1,651
南楢岡村	4,140	2,033	2,107
內小友村	4,558	2,169	2,389
外小友村	3,091	1,520	1,571
大川西根村	2,301	1,160	1,141
藤木村	3,597	1,741	1,856
高梨村	5,290	2,585	2,705
四ツ屋村	4,896	2,463	2,433
長野町	6,576	3,192	3,384
角館町	8,458	3,996	4,462
神代村	6,841	3,418	3,423
生保內村	6,051	3,043	3,008
田澤村	2,656	1,489	1,167
檜木內村	4,249	2,051	2,198
西明寺村	4,338	2,141	2,197
中川村	2,311	1,162	1,149
雲澤村	4,068	1,974	2,094
清水村	2,845	1,389	1,456
白岩村	3,009	1,471	1,538
豐川村	2,632	1,287	1,345
豐岡村	2,989	1,532	1,457
橫澤村	5,239	2,593	2,646
長信田村	4,221	2,085	2,136
千屋村	6,736	3,242	3,494
橫堀村	4,416	2,195	2,221
畑屋村	5,060	2,420	2,640
六鄉町	9,436	4,537	4,899
飯詰村	4,057	1,987	2,070
金澤西根村	4,420	2,197	2,223
金澤町	7,818	3,771	4,047
平鹿郡	136,763 (26)	66,811	69,892
橫手町	26,993 (26)	12,805	14,188
山內村	8,499	4,183	4,316
榮村	4,194	2,105	2,089
醍醐村	6,406	3,183	3,223
增田町	9,697	4,703	4,994
十文字町	5,456	2,657	2,799
三重村	4,100	2,045	2,055
植田村	3,899	1,908	1,991
睦合村	4,727	2,311	2,416
吉田村	4,710	2,403	2,307
淺舞町	8,046	3,977	4,069
福地村	3,467	1,750	1,717
里見村	4,038	1,992	2,046
沼館町	6,379	3,103	3,276
八澤木村	4,944	2,518	2,426
大森町	3,330	1,572	1,758
館合村	2,678	1,346	1,332
阿氣村	2,949	1,438	1,511
田根森村	4,430	2,208	2,222
旭村	3,986	1,997	1,989
境町村	2,994	1,460	1,534
黑川村	2,671	1,289	1,382
角間川町	4,387	2,058	2,329
川西村	3,723	1,800	1,923
雄勝郡	118,660	58,633	60,027
湯澤町	16,880	7,954	8,926
辨天村	3,307	1,674	1,633
幡野村	2,517	1,281	1,236
岩崎町	2,871	1,396	1,475
東成瀨村	6,220	3,138	3,082
西成瀨村	4,586	2,270	2,316
駒形村	4,323	2,147	2,176
川連村	4,641	2,283	2,358
三梨村	3,424	1,666	1,758
稻庭町	3,227	1,579	1,648
皆瀨村	4,749	2,349	2,400
三關村	3,560	1,751	1,809
須川村	4,372	2,267	2,105
小野村	4,301	2,104	2,197
橫堀町	3,020	1,483	1,537
秋ノ宮村	4,828	2,447	2,381
院內町	4,883	2,396	2,487
山田村	6,594	3,260	3,334
三輪村	5,747	2,853	2,894
西馬音內町	6,857	3,398	3,459
元西馬音內村	3,550	1,769	1,781
新成村	2,954	1,465	1,489
明治村	4,589	2,331	2,258
田代村	3,832	1,934	1,898
仙道村	2,828	1,438	1,390
	總數	男	女
群馬縣	1,572,787 (1,557)	759,140	813,647
前橋市	90,432 (790)	42,837	47,595
高崎市	88,483 (116)	42,458	46,025
桐生市	91,482	43,294	48,188

伊勢崎市	46,046	22,044	24,002
勢多郡	159,772 (341)	78,107	81,665
上川淵村	4,677	2,224	2,453
下川淵村	5,518	2,587	2,931
南橘村	10,876	5,241	5,635
北橘村	9,167	4,417	4,750
横野村	7,461	3,596	3,865
敷島村	8,469	4,309	4,160
富士見村	14,879	7,279	7,600
芳賀村	6,562	3,219	3,343
桂萱村	12,798	6,155	6,643
木瀬村	13,977	6,941	7,036
荒砥村	11,309	5,444	5,865
大胡町	9,912	4,865	5,047
宮城村	9,010 (291)	4,589	4,421
粕川村	10,061	4,906	5,155
新里村	9,648	4,711	4,937
黒保根村	7,428	3,624	3,804
東村	8,020 (50)	4,000	4,020
群馬郡	186,789 (291)	90,554	96,235
倉賀野町	6,568	3,253	3,315
岩鼻村	5,268	2,533	2,735
大類村	4,191	2,033	2,158
瀧川村	4,702	2,299	2,403
京ケ島村	4,145	2,033	2,112
東村	5,826	2,895	2,931
元總社村	6,969	3,264	3,705
新高尾村	4,463	2,179	2,284
中川村	4,273	2,104	2,169
六郷村	4,834	2,350	2,484
長野村	4,799	2,365	2,434
久留馬村	6,050	2,924	3,126
室田町	9,137	4,384	4,753
倉田村	5,126	2,518	2,608
車郷村	4,066 (291)	2,161	1,905
箕輪町	6,266	3,061	3,205
相馬村	4,330	2,059	2,271
上郊村	4,413	2,140	2,273
堤ケ岡村	4,960	2,426	2,534
國府村	3,513	1,733	1,780
總社町	5,049	2,427	2,622
金古町	4,026	1,928	2,098
清里村	2,817	1,374	1,443
駒寄村	4,381	2,087	2,294
古巻村	5,567	2,722	2,845
明治村	5,632	2,745	2,887
桃井村	5,451	2,640	2,811
豐秋村	4,624	2,217	2,407
澁川町	19,634	9,312	10,322
伊香保町	3,846	1,754	2,092
金島村	6,548	3,219	3,329
長尾村	6,056	2,937	3,119
白郷井村	5,952	2,897	3,055
小野上村	3,307	1,581	1,726
多野郡	105,658	50,331	55,327
藤岡町	14,429	6,690	7,739
神流村	3,991	1,922	2,069
新町	11,478	4,977	6,501
小野村	5,470	2,613	2,857
八幡村	5,296	2,566	2,730
美土里村	4,682	2,220	2,462
平井村	5,313	2,564	2,749
美九里村	5,578	2,693	2,885
鬼石町	7,032	3,346	3,686
三波川村	2,277	1,190	1,087
吉井町	9,464	4,499	4,965
多胡村	2,374	1,140	1,234
入野村	5,638	2,761	2,877
日野村	5,256	2,677	2,579
美原村	3,150	1,512	1,638
万場町	6,919	3,318	3,601
中里村	2,841	1,400	1,441
上野村	4,470	2,243	2,227
北甘樂郡	109,279	52,606	56,673
富岡町	17,547	8,082	9,465
黒岩村	2,605	1,262	1,343
一ノ宮町	4,749	2,261	2,488
丹生村	3,571	1,774	1,797
高田村	3,238	1,574	1,664
妙義町	3,635	1,766	1,869
小坂村	4,400	2,118	2,282
西牧村	4,926	2,450	2,476
尾澤村	2,978	1,513	1,465
月形村	3,061	1,504	1,557
磐戸村	4,777	2,400	2,377
青倉村	3,114	1,552	1,562
下仁田町	7,425	3,543	3,882
馬山村	3,469	1,689	1,780
吉田村	4,591	2,206	2,385
高瀬村	3,609	1,714	1,895
額部村	4,960	2,375	2,585
秋畑村	3,256	1,581	1,675
小幡町	6,211	2,986	3,225
福島町	4,941	2,377	2,564
新屋村	4,776	2,306	2,470
岩平村	2,915	1,394	1,521
小野村	4,525	2,179	2,346
碓氷郡	88,090	42,486	45,604
安中町	10,608	5,139	5,469
原市町	6,675	3,137	3,538
松井田町	6,241	2,938	3,303
臼井町	4,783	2,345	2,438
坂本町	2,918	1,433	1,485
西横野村	3,923	1,927	1,996
磯部町	5,873	2,809	3,064
東横野村	5,218	2,507	2,711
岩野谷村	3,542	1,718	1,824
板鼻町	2,695	1,272	1,423
八幡村	4,898	2,329	2,569
豐岡村	3,888	1,911	1,977
里見村	6,315	3,023	3,292
秋間村	5,560	2,693	2,867
後閑村	4,128	2,002	2,126
九十九村	2,974	1,441	1,533
細野村	4,296	2,123	2,173
烏淵村	3,555	1,739	1,816
吾妻郡	85,473	41,901	43,572
中之條町	9,106	4,227	4,879
東村	3,751	1,839	1,912
太田村	3,549	1,742	1,807
原町	5,267	2,590	2,677
岩島村	6,989	3,411	3,578
坂上村	6,340	3,064	3,276
長野原町	7,789	3,796	3,993
嬬戀村	12,040	6,017	6,023
草津町	7,393	3,670	3,723
六合村	3,736	1,925	1,811
澤田村	7,868	3,903	3,965
伊參村	3,123	1,526	1,597
名久田村	3,674	1,795	1,879
高山村	4,848	2,396	2,452
利根郡	110,157	54,200	55,957
沼田町	19,977	9,469	10,508
利南村	4,983	2,390	2,593
白澤村	4,117	2,016	2,101
東村	6,072	2,966	3,106
片品村	7,889	3,970	3,919
川場村	5,382	2,615	2,767
池田村	5,032	2,465	2,567
薄根村	5,158	2,531	2,627
古馬牧村	6,411	3,062	3,349
水上村	8,550	4,232	4,318
桃野村	6,610	3,341	3,269
新治村	9,939	4,846	5,093
川田村	6,906	3,789	3,117
久呂保村	5,298	2,632	2,666
糸之瀬村	4,476	2,203	2,273
赤城根村	3,357	1,673	1,684
佐波郡	95,079	45,685	49,394
三郷村	5,820	2,850	2,970
赤堀村	9,031	4,394	4,637
東村	9,599	4,632	4,967
采女村	8,474	4,103	4,371
剛志村	6,334	3,054	3,280
境町	7,741	3,624	4,117

島村	2,558	1,213	1,345
豐受村	9,775	4,682	5,093
名和村	8,521	4,120	4,401
芝根村	4,002	1,901	2,101
玉村町	7,548	3,565	3,983
上陽村	5,809	2,765	3,044
宮郷村	9,867	4,782	5,085
新田郡	127,849 (19)	61,598	66,251
太田町	49,943 (19)	24,043	25,900
尾島町	12,531	5,954	6,577
世良田村	9,444	4,624	4,820
木崎町	4,677	2,289	2,388
寶泉村	12,356	5,902	6,454
強戸村	7,317	3,465	3,852
生品村	7,468	3,626	3,842
綿打村	7,105	3,393	3,712
藪塚本町	8,600	4,203	4,397
笠懸村	8,408	4,099	4,309
山田郡	55,672	27,014	28,658
梅田村	4,429	2,162	2,267
川内村	6,915	3,274	3,641
福岡村	3,733	1,825	1,908
大間々町	11,736	5,655	6,081
相生村	8,152	3,945	4,207
毛里田村	10,052	4,916	5,136
矢場川村	4,728	2,314	2,414
休泊村	5,927	2,923	3,004
邑樂郡	132,526	64,025	68,501
館林町	23,277	10,947	12,330
郷谷村	2,136	1,038	1,098
大島村	2,650	1,271	1,379
西谷田村	4,810	2,299	2,511
海老瀬村	3,539	1,803	1,736
大箇野村	4,377	2,141	2,236
伊奈良村	7,795	3,774	4,021
赤羽村	5,562	2,714	2,848
千江田村	4,059	1,972	2,087
梅島村	2,989	1,443	1,546
佐貫村	3,394	1,651	1,743
六郷村	6,484	3,147	3,337
三野谷村	3,563	1,763	1,800
富永村	4,394	2,134	2,260
永樂村	7,044	3,405	3,639
大川村	8,788	4,284	4,504
小泉町	9,785	4,645	5,140
長柄村	6,029	2,893	3,136
高島村	3,660	1,784	1,876
中野村	6,279	3,067	3,212
多々良村	8,268	4,065	4,203
渡瀬村	3,644	1,785	1,859

	總數	男	女
山形縣	1,335,653 (330)	641,447	694,206
山形市	98,632 (260)	47,332	51,300
米澤市	55,344 (18)	25,968	29,376
鶴岡市	42,792 (22)	19,613	23,179
酒田市	49,526 (17)	23,507	26,019
南村山郡	80,799 (13)	38,388	42,411
上山町	16,586	7,573	9,013
西郷村	5,071	2,434	2,637
本庄村	3,952	1,856	2,096
東村	3,362	1,612	1,750
宮生村	3,254	1,539	1,715
中川村	5,218	2,587	2,631
金井村	5,364	2,550	2,814
堀田村	7,581	3,591	3,990
瀧山村	5,674	2,720	2,954
東澤村	3,794 (13)	1,846	1,948
南沼原村	2,950	1,394	1,556
飯塚村	1,279	621	658
椹澤村	1,516	727	789
村木澤村	3,881	1,874	2,007
柏倉門傳村	4,520	2,178	2,342
本澤村	4,814	2,330	2,484
山元村	1,983	956	1,027
東村山郡	107,922	51,820	56,102
天童町	10,264	4,806	5,458
成生村	4,880	2,305	2,575
蔵増村	5,452	2,612	2,840
津山村	3,833	1,891	1,942
干布村	4,316	2,076	2,240
山寺村	5,011	2,417	2,594
高瀬村	4,830	2,336	2,494
楯山村	5,022	2,422	2,600
出羽村	4,448	2,141	2,307
高楯村	6,660	3,191	3,469
寺津村	2,611	1,243	1,368
明治村	3,222	1,552	1,670
大郷村	6,691	3,207	3,484
金井村	5,935	2,884	3,051
長崎町	7,958	3,859	4,099
豐田村	6,287	3,014	3,273
山邊町	7,906	3,744	4,162
大寺村	2,400	1,148	1,252
中村	1,788	872	916
作谷澤村	2,256	1,111	1,145
相模村	3,190	1,557	1,633
大曾根村	2,962	1,432	1,530
西村山郡	120,557	57,948	62,609
寒河江町	14,748	7,063	7,685
西根村	5,051	2,417	2,634
柴橋村	5,917	2,856	3,061
高松村	4,757	2,263	2,494
左澤町	7,910	3,802	4,108
大谷村	4,126	1,977	2,149
宮宿町	7,419	3,503	3,916
西五百川村	5,922	2,885	3,037
本郷村	5,345	2,515	2,830
七軒村	3,862	1,935	1,927
大井澤村	1,490	766	724
本道寺村	1,541	771	770
川土居村	4,471	2,213	2,258
西山村	7,988	3,890	4,098
白岩町	6,772	3,289	3,483
醍醐村	2,349	1,087	1,262
西里村	4,406	2,180	2,226
三泉村	3,027	1,443	1,584
溝延村	4,807	2,237	2,570
谷地町	14,829	6,995	7,834
北谷地村	3,820	1,861	1,959
北村山郡	136,199	66,472	69,727
楯岡町	10,991	5,262	5,729
西郷村	5,918	2,884	3,034
大倉村	2,563	1,230	1,333
袖崎村	4,830	2,336	2,494
東根町	15,487	7,701	7,786
東郷村	5,577	2,722	2,855
高崎村	3,157	1,526	1,631
山口村	6,378	3,089	3,289
田麥野村	765	394	371
大富村	4,406	2,129	2,277
小田島村	4,775	2,345	2,430
長瀞村	4,546	2,191	2,355
大久保村	4,115	1,969	2,146
富本村	4,152	2,069	2,083
戸澤村	5,995	2,897	3,098
大高根村	4,213	2,051	2,162
横山村	3,843	1,853	1,990
大石田町	4,569	2,112	2,457
龜井田村	7,215	3,638	3,577
福原村	7,675	3,879	3,796
尾花澤町	8,983	4,334	4,649
宮澤村	6,174	3,034	3,140
玉野村	4,164	2,019	2,145
常盤村	5,708	2,808	2,900
最上郡	124,748	61,057	63,691
新庄町	25,234	12,135	13,099
稻舟村	5,004	2,497	2,507
舟形村	9,434	4,596	4,838
堀内村	2,279	1,141	1,138
大藏村	9,022	4,384	4,638

第6285号　物価号外

八向村	4,193	2,065	2,133
古口村	3,738	1,865	1,873
角川村	2,599	1,284	1,315
戸澤村	4,909	2,376	2,533
鮭川村	3,781	1,875	1,906
豐里村	2,525	1,231	1,294
豐田村	2,737	1,385	1,352
眞室川村	6,516	3,209	3,307
安樂城村	5,241	2,612	2,629
及位村	4,731	2,360	2,371
金山町	9,947	4,922	5,025
萩野村	5,754	2,861	2,893
西小國村	6,613	3,190	3,423
東小國村	10,486	5,069	5,417
南置賜郡	40,714	20,036	20,678
萬世村	2,863	1,400	1,463
山上村	5,051	2,715	2,336
南原村	6,359	3,083	3,276
上長井村	2,134	1,046	1,088
三澤村	5,635	2,732	2,903
玉庭村	4,531	2,233	2,298
中津川村	3,130	1,555	1,575
廣幡村	2,697	1,308	1,389
六郷村	1,937	923	1,014
鹽井村	1,644	782	862
窪田村	4,733	2,259	2,474
東置賜郡	118,334	56,293	62,041
高畠町	10,542	4,836	5,706
二井宿村	3,126	1,499	1,627
屋代村	6,956	3,185	3,771
龜岡村	3,523	1,702	1,821
和田村	6,257	3,093	3,164
上郷村	6,393	3,155	3,238
糠野目村	6,104	2,896	3,208
沖郷村	6,626	3,180	3,446
赤湯町	9,027	4,249	4,778
中川村	4,512	2,232	2,280
吉野村	3,773	1,798	1,975
金山村	1,367	660	707
宮內町	11,975	5,536	6,439
漆山村	5,538	2,525	3,013
梨郷村	3,503	1,676	1,827
伊佐澤村	3,078	1,503	1,575
大塚村	4,507	2,162	2,345
犬川村	3,154	1,498	1,656
小松町	7,634	3,634	4,000
中郡村	5,596	2,744	2,852
吉島村	5,143	2,530	2,613
西置賜郡	94,262	45,609	48,653
長井町	13,934	6,257	7,677
長井村	5,762	2,760	3,002
西根村	6,466	3,188	3,278
蠶桑村	5,991	2,877	3,114
鮎貝村	5,847	2,796	3,051
荒砥町	6,181	2,916	3,265
十王村	1,715	833	882
白鷹村	3,215	1,578	1,637
東根村	5,140	2,495	2,645
平野村	3,785	1,856	1,929
豐田村	5,000	2,437	2,563
豐原村	6,957	3,406	3,551
添川村	2,358	1,145	1,213
豐川村	4,241	2,136	2,105
津川村	3,362	1,688	1,674
小國町	10,061	5,159	4,902
南小國村	1,767	855	912
北小國村	2,480	1,227	1,253
東田川郡	105,390	50,972	54,418
大泉村	3,317	1,634	1,683
本郷村	5,060	2,449	2,611
山添村	5,296	2,538	2,758
黄金村	3,200	1,524	1,676
齋村	3,858	1,872	1,986
東村	3,122	1,594	1,528
黒川村	4,950	2,415	2,535
廣瀬村	4,751	2,310	2,441
泉村	5,707	2,782	2,925
渡前村	4,229	2,234	2,195
横山村	3,810	1,826	1,984
押切村	2,927	1,378	1,549
長沼村	2,049	1,026	1,023
八榮島村	1,594	759	835
藤島町	5,002	2,406	2,596
東榮村	3,661	1,800	1,861
手向村	2,686	1,227	1,459
立谷澤村	3,133	1,587	1,546
淸川村	1,882	883	999
狩川町	5,918	2,842	3,076
大和村	4,154	2,034	2,120
十六合村	2,954	1,444	1,510
八榮里村	1,587	774	813
常萬村	2,208	1,043	1,165
余目町	8,862	4,271	4,591
新堀村	4,455	2,128	2,327
榮村	2,278	1,072	1,206
廣野村	2,740	1,320	1,420
西田川郡	79,043	37,055	41,988
湯田川村	2,288	1,031	1,257
田川村	2,560	1,227	1,333
念珠關村	6,480	3,074	3,406
福榮村	3,957	1,840	2,117
溫海町	11,427	5,608	5,819
山戶村	2,080	972	1,108
豐浦村	6,468	2,864	3,604
上郷村	3,888	1,806	2,082
大泉村	3,887	1,901	1,986
大山町	8,179	3,767	4,412
加茂町	7,096	3,161	3,935
西郷村	4,630	2,209	2,421
袖浦村	8,441	3,944	4,497
東郷村	3,653	1,757	1,896
榮村	1,876	901	975
京田村	2,133	993	1,140
飽海郡	81,391	39,377	42,014
松嶺町	2,881	1,266	1,615
上郷村	3,072	1,463	1,609
內郷村	3,018	1,491	1,527
田澤村	3,824	1,886	1,938
北俣村	1,654	800	854
南平田村	5,558	2,733	2,825
東平田村	3,678	1,822	1,856
北平田村	2,922	1,393	1,529
中平田村	3,354	1,645	1,709
上田村	2,592	1,235	1,357
本楯村	4,397	2,103	2,294
一條村	2,516	1,248	1,268
觀音寺村	3,902	1,852	2,050
大澤村	2,132	1,063	1,069
日向村	3,016	1,530	1,486
西荒瀬村	3,416	1,645	1,771
南遊佐村	2,852	1,371	1,481
稻川村	3,532	1,713	1,819
西遊佐村	3,058	1,408	1,650
遊佐町	6,217	3,096	3,121
蕨岡村	4,062	1,941	2,121
高瀬村	4,370	2,124	2,246
吹浦村	3,994	1,932	2,062
飛島村	1,374	617	757
	総数	男	女
靜岡縣	2,353,005 (1,329)	1,141,788	1,211,217
靜岡市	205,737 (639)	101,141	104,596
濱松市	125,767 (324)	61,472	64,295
沼津市	92,838 (167)	44,985	47,853
淸水市	80,515 (180)	40,615	39,900
熱海市	34,754	15,764	18,990
三島市	46,180	22,689	23,491
富士宮市	40,904	19,627	21,277
伊東市	34,643	16,152	18,491
賀茂郡	101,156	47,989	53,167
城東村	5,073	2,513	2,560
稻取町	7,586	3,587	3,999
下河津村	7,226	3,395	3,831
上河津村	3,974	1,989	1,985
稻梓村	4,858	2,425	2,433
稻生澤村	5,293	2,617	2,676
白濱村	2,808	1,290	1,518
濱崎村	3,440	1,502	1,938
下田町	8,973	4,280	4,693
朝日村	2,849	1,355	1,494
竹麻村	3,693	1,685	2,008
南崎村	1,910	859	1,051
南中村	3,615	1,683	1,932
南上村	3,004	1,424	1,580
三坂村	2,047	932	1,115
三濱村	3,351	1,559	1,792
岩科村	5,237	2,428	2,809
松崎町	5,468	2,533	2,935
中川村	3,136	1,489	1,647
仁科村	6,187	2,944	3,243
田子村	5,628	2,719	2,909
安良里村	2,398	1,142	1,256
宇久須村	3,402	1,639	1,763
田方郡	128,934	62,259	66,675
中郷村	7,106	3,463	3,643
江間村	2,221	1,071	1,150
伊豆長岡町	6,761	3,088	3,673
內浦村	3,718	1,820	1,898
西浦村	4,020	1,982	2,038
戶田村	5,209	2,558	2,651
土肥町	7 594	3,570	4,024
西豆村	2,966	1,385	1,581
修善寺町	7,893	3,756	4,137
函南村	14,784	7,170	7,614
韮山村	10,727	5,181	5,546
大仁町	10,016	4,752	5,264
北狩野村	6,185	3,013	3,172
下狩野村	3,847	1,884	1,963
中狩野村	3,825	1,882	1,943
上狩野村	6,649	3,407	3,242
下大見村	2,118	995	1,123
中大見村	3,662	1,790	1,872
上大見村	3,181	1,518	1,663
對島村	5,723	2,794	2,929
宇佐美村	6,432	3,080	3,352
網代町	4,297	2,100	2,197
駿東郡	125,629	60 209	65,420
原町	9,659	4,549	5,110
浮島村	6,450	3,195	3,255
愛鷹村	5,627	2,791	2,836
大平村	2,159	1,061	1,098
淸水村	8,444	4,105	4,339
長泉村	11,777	5,785	5,992
小泉村	4,857	2,387	2,470
泉村	6,075	2,922	3,153
深良村	3,245	1,595	1,650
富岡村	6,061	2,968	3,093
須山村	1,989	1,019	970
富士岡村	6,778	3,332	3,446
原里村	6,266	3,073	3,193
印野村	1,976	975	1,001
玉穗村	3,709	1,824	1,885
御殿場町	13,061	6,342	6,719
高根村	3,383	1,637	1,746
須走村	587	290	297
北郷村	4,929	2,372	2,557
小山町	16,658	7,074	9,584
足柄村	1,939	913	1,026
富士郡	153,761	75,731	78,030
元吉原村	7,555	3,659	3,896
須津村	6,789	3,340	3,449
吉永村	7,655	3,719	3,936
原田村	5,118	2,545	2,573
吉原町	31,152	15,176	15,976
田子浦村	9,179	4,513	4,666
富士町	21,049	10,337	10,712
岩松村	7,018	3,437	3,581
大淵村	6,428	3,237	3,191
鷹岡町	11,580	5,604	5,976
富士根村	10,154	5,075	5,079
北山村	7,014	3,609	3,405
上井出村	4,589	2,361	2,228
白糸村	2,619	1,330	1,289
上野村	5,373	2,620	2,753
柚野村	4,679	2,336	2,343
芝富村	5,810	2,833	2,977
庵原郡	111,172	54,273	56,899
內房村	3,184	1,581	1,603
松野村	4,582	2,253	2,329
富士川町	9,380	4,508	4,872
蒲原町	17,065	8,310	8,755
由比町	13,861	6,729	7,132
興津町	14,228	6,955	7,273
小島村	7,968	3,916	4,052
兩河內村	7,421	3,600	3,821
庵原村	9,361	4,650	4,711
袖師村	9,681	4,816	4,865
飯田村	5,106	2,450	2,656
高部村	5,174	2,533	2,641
西奈村	4,161	1,972	2,189
安倍郡	46,288 (19)	23,262	23,026
有度村	11,099	5,519	5,580
大河內村	2,256	1,123	1,133
梅ケ島村	1,908 (19)	1,061	847
玉川村	4,336	2,184	2,152
井川村	2,995	1,564	1,431
美和村	6,373	3,150	3,223
服織村	4,840	2,420	2,420
中藁科村	3,405	1,727	1,678
南藁科村	2,623	1,295	1,328
淸澤村	3,431	1,727	1,704
大川村	3,022	1,492	1,530
志太郡	206,384	99,484	106,900
藤枝町	14,730	6,983	7,747
廣幡村	5,025	2,440	2,585
岡部町	6,463	3,108	3,355
朝比奈村	4,159	2,022	2,137
葉梨村	6,288	3,041	3,247
稻葉村	3,711	1,849	1,862
瀬戶谷村	4,935	2,442	2,493
伊久身村	3,253	1,623	1,630
笹間村	2,282	1,146	1,136
東川根村	3,717	1,848	1,869
徳山村	3,945	1,886	2,059
大長村	4,244	2,073	2,171
大津村	2,823	1,374	1,449
島田町	30,635	14,754	15,881
六合村	5,290	2,546	2,744
靑島町	14,331	7,000	7,331
大洲村	4,488	2,149	2,339
高洲村	5,119	2,497	2,622
豐田村	3,558	1,694	1,864
大富村	6,404	3,111	3,293
靜濱村	4,542	2,182	2,360
相川村	5,286	2,600	2,686
吉永村	6,233	2,962	3,271
和田村	6,019	2,888	3,131
小川村	9,520	4,574	4,946
西益津村	5,105	2,463	2,642
東益津村	6,893	3,382	3.511
燒津町	27,386	12,847	14,539
榛原郡	125,033	59,962	65,071
御前崎村	4,723	2,099	2,624
白羽村	4,216	1,898	2,318
地頭方村	5,829	2,754	3,075
相良町	14,938	7,086	7,852
萓山村	2,545	1,229	1,316
萩間村	6,144	3,038	3,106
川崎町	15,602	7,424	8,178
勝間田村	5,962	2,913	3,049
坂部村	3,205	1,583	1,622
吉田村	17,211	8,180	9,031
初倉村	8,135	3,948	4,187
金谷町	12,808	6,175	6,633
五和村	7,571	3,687	3,884
下川根村	6,148	2,946	3,202
中川根村	6,414	3,152	3,262
上川根村	3,582	1,850	1,732
小笠郡	150,119	73,232	76,887
掛川町	16,955	8,117	8,838
西南郷村	1,789	897	892
曾我村	2,849	1,403	1,446
和田岡村	2,648	1,289	1,359
櫻木村	5,580	2,708	2,872
原谷村	3,572	1,784	1,788

第6285号 物価号外

第6285号 物価号外

原田村	2,933	1,459	1,474
原泉村	1,779	908	871
西郷村	4,300	2,111	2,189
倉眞村	2,682	1,346	1,336
粟本村	2,143	1,027	1,116
西山口村	3,108	1,511	1,597
東山口村	2,950	1,442	1,508
日坂村	2,045	954	1,091
東山村	894	447	447
上内田村	2,574	1,246	1,328
内田村	3,120	1,528	1,592
佐東村	3,001	1,470	1,531
土方村	4,143	2,037	2,106
中村	2,849	1,395	1,454
笠原村	4,434	2,214	2,220
横須賀町	8,576	4,080	4,496
大淵村	3,249	1,576	1,673
大坂村	3,177	1,529	1,648
睦濱村	2,249	1,119	1,130
千濱村	4,247	2,116	2,131
池新田町	7,513	3,655	3,858
朝比奈村	3,432	1,661	1,771
比木村	2,404	1,167	1,237
佐倉村	3,413	1,657	1,756
新野村	2,603	1,254	1,349
南山村	3,445	1,707	1,738
小笠村	4,280	2,096	2,184
平田村	4,747	2,378	2,369
横地村	2,025	1,021	1,004
六郷村	5,060	2,457	2,603
河城村	5,622	2,720	2,902
堀之内町	5,838	2,841	2,997
加茂村	1,891	905	986
周智郡	63,789	31,364	32,425
久努西村	3,366	1,703	1,663
山梨町	4,482	2,175	2,307
宇刈村	2,792	1,402	1,390
飯田村	4,151	1,984	2,167
園田村	3,049	1,477	1,572
一宮村	2,469	1,212	1,257
森町	10,367	5,019	5,348
天方村	3,326	1,666	1,660
三倉村	3,740	1,822	1,918
犬居町	4,020	1,969	2,051
氣多村	5,556	2,779	2,777
熊切村	5,049	2,496	2,553
城西村	2,920	1,451	1,469
水窪町	8,502	4,209	4,293
磐田郡	183,011	89,245	93,766
幸浦村	3,526	1,698	1,828
東淺羽村	1,678	820	858
豐濱村	3,014	1,448	1,566
西淺羽村	2,336	1,121	1,215
上淺羽村	3,720	1,834	1,886
久努村	4,218	2,021	2,197
袋井町	12,182	5,877	6,305
田原村	2,656	1,330	1,326
御厨村	1,987	935	1,052
南御厨村	1,655	808	847
福田町	7,665	3,694	3,971
於保村	2,860	1,419	1,441
磐田町	34,185	16,269	17,916
長野村	3,381	1,658	1,723
袖浦村	3,710	1,763	1,947
掛塚町	7,062	3,362	3,700
十束村	2,364	1,159	1,205
井通村	4,311	2,141	2,170
池田村	1,897	914	983
富岡村	3,575	1,741	1,834
岩田村	2,491	1,216	1,275
廣瀬村	4,599	2,287	2,312
向笠村	2,750	1,353	1,397
大藤村	2,570	1,314	1,256
今井村	2,320	1,159	1,161
三川村	3,834	1,895	1,939
敷地村	2,138	1,088	1,050
野部村	4,077	2,031	2,046
二俣町	10,336	4,965	5,371
光明村	5,851	2,910	2,941
龍川村	4,600	2,285	2,315
龍山村	4,690	2,315	2,375
山香村	3,855	1,950	1,905
佐久間村	4,683	2,354	2,329
浦川町	5,838	2,933	2,905
熊村	2,607	1,285	1,322
上阿多古村	3,692	1,857	1,835
下阿多古村	4,098	2,036	2,062
濱名郡	227,988	109,130	118,858
河輪村	2,950	1,453	1,497
五島村	2,710	1,325	1,385
芳川村	6,585	3,227	3,358
飯田村	4,430	2,155	2,275
和田村	6,069	2,953	3,116
長上村	6,863	3,313	3,550
積志村	12,530	6,086	6,444
笠井町	6,790	3,217	3,573
北濱村	17,218	7,372	9,846
小野口村	9,340	4,535	4,805
赤佐村	6,782	3,425	3,357
中瀬村	6,486	3,071	3,415
龍池村	3,075	1,527	1,548
豐西村	4,211	2,019	2,192
中ノ町村	6,355	3,097	3,258
三方原村	6,487	3,297	3,190
司美村	7,693	3,570	4,123
新津村	5,678	2,793	2,885
篠原村	10,733	5,154	5,579
舞坂町	8,903	4,339	4,564
新居町	12,128	5,766	6,362
鷲津町	9,249	4,003	5,246
新所村	4,347	2,112	2,235
知波田村	3,267	1,587	1,680
入出村	3,424	1,666	1,758
和地村	3,749	1,817	1,932
吉野村	2,309	1,178	1,131
北庄内村	6,055	2,925	3,130
南庄内村	2,463	1,173	1,290
村櫛村	3,743	1,819	1,924
雄踏町	10,330	5,022	5,308
神久呂村	7,000	3,403	3,597
伊佐見村	6,248	3,042	3,206
入野村	6,284	2,964	3,320
白須賀町	5,504	2,725	2,779
引佐郡	68,403	33,203	35,200
氣賀町	11,476	5,517	5,959
中川村	4,712	2,295	2,417
金指町	1,940	922	1,018
都田村	5,719	2,830	2,889
麁玉村	8,413	4,076	4,337
鎮玉村	4,554	2,290	2,264
伊平村	3,340	1,618	1,722
井伊谷村	4,383	2,124	2,259
奧山村	3,993	1,952	2,046
東濱名村	6,599	3,185	3,414
三ヶ日町	13,269	6,394	6,875

	總數	男	女
香川縣	917,673 (1,099)	439,913	477,760
高松市	101,403 (900)	49,284	52,119
丸龜市	36,339 (44)	16,663	19,676
坂出市	40,311	19,153	21,158
大川郡	107,243	50,955	56,288
引田町	7,286	3,406	3,880
白鳥本町	5,373	2,500	2,873
三本松町	5,926	2,446	3,480
津田町	7,739	3,544	4,195
志度町	8,712	4,158	4,552
長尾町	8,121	3,919	4,202
相生村	4,472	2,147	2,325
小海村	1,453	713	740
福榮村	3,457	1,687	1,770
白鳥村	4,490	2,012	2,478
譽水村	5,928	2,882	3,046
丹生村	6,562	3,199	3,363
松尾村	3,320	1,608	1,712
富田村	6,156	3,054	3,102
五名村	1,301	660	641
石田村	4,644	2,242	2,402

神前村	2,359	1,168	1,191
造田村	3,400	1,645	1,755
多和村	1,555	817	738
鴨庄村	4,475	2,171	2,304
鴨部村	3,948	1,892	2,056
小田村	3,389	1,577	1,812
鶴羽村	3,179	1,508	1,671
木田郡	81,362 (56)	39,266	42,096
平井町	8,839	4,206	4,633
川島村	5,430	2,539	2,891
神山村	3,306	1,623	1,683
田中村	4,712	2,243	2,469
氷上村	5,557	2,699	2,858
下高岡村	2,634	1,272	1,362
井戸村	5,320	2,567	2,753
牟禮村	9,789	4,630	5,159
庵治村	8,341	4,086	4,255
前田村	4,331	2,064	2,267
川添村	4,088	1,977	2,111
林村	3,624 (56)	1,813	1,811
三谷村	3,369	1,648	1,721
十河村	4,164	2,031	2,133
東植田村	2,660	1,339	1,321
西植田村	5,198	2,529	2,669
小豆郡	62,664 (66)	29,584	33,080
土庄町	7,885	3,714	4,171
草壁町	4,985 (24)	2,336	2,649
池田町	6,716	3,128	3,588
淵崎村	5,014	2,272	2,742
大鐸村	2,449	1,207	1,242
二生村	2,196	1,025	1,171
三都村	2,284	1,069	1,215
西村	1,859	851	1,008
安田村	4,760	2,235	2,525
苗羽村	5,605	2,704	2,901
坂手村	2,544	1,308	1,236
福田村	2,379 (42)	1,152	1,227
大部村	3,421	1,667	1,754
北浦村	2,683	1,242	1,441
四海村	4,070	1,883	2,187
豐島村	3,814	1,791	2,023
香川郡	89,370	43,481	45,889
佛生山町	6,090	2,862	3,228
香西町	6,425	3,130	3,295
一宮村	5,595	2,709	2,886
多肥村	3,251	1,597	1,654
大野村	3,187	1,550	1,637
淺野村	3,576	1,713	1,863
川東村	4,935	2,395	2,540
安原村	4,193	2,089	2,104
鹽江村	3,181	1,562	1,619
安原上西村	2,682	1,313	1,369
池西村	2,986	1,418	1,568
由佐村	4,443	2,204	2,239
川岡村	4,115	2,012	2,103
圓座村	4,819	2,349	2,470
檀紙村	5,859	2,801	3,058
弦打村	4,414	2,161	2,253
上笠居村	5,026	2,429	2,597
下笠居村	6,311	3,067	3,244
雌雄島村	2,145	1,004	1,141
直島村	6,137	3,116	3,021
綾歌郡	114,515	55,818	58,697
宇多津町	7,771	3,786	3,985
松山村	5,797	2,854	2,943
王越村	2,913	1,416	1,497
加茂村	2,766	1,303	1,463
府中村	4,473	2,254	2,219
端岡村	6,122	2,965	3,157
山内村	5,057	2,433	2,624
陶村	5,341	2,589	2,752
瀧宮村	4,841	2,351	2,490
羽床村	2,408	1,149	1,259
羽床上村	2,689	1,304	1,385
西分村	1,928	999	929
山田村	5,119	2,503	2,616
昭和村	4,364	2,119	2,245
枌所村	2,719	1,366	1,353
川津村	5,159	2,534	2,625
坂本村	4,231	2,023	2,208
飯野村	2,983	1,471	1,512
土器村	4,352	2,095	2,257
川西村	4,277	2,094	2,183
法勲寺村	5,674	2,809	2,865
富熊村	2,711	1,319	1,392
栗熊村	3,427	1,620	1,807
岡田村	5,355	2,572	2,783
長炭村	4,879	2,369	2,510
造田村	2,230	1,053	1,177
美合村	4,929	2,468	2,461
仲多度郡	116,241 (33)	55,673	60,568
多度津町	12,904	6,185	6,719
善通寺町	21,827 (33)	10,690	11,137
琴平町	8,231	3,648	4,583
南村	2,990	1,444	1,546
郡家村	3,886	1,863	2,018
龍川村	4,821	2,377	2,444
與北村	3,185	1,551	1,634
垂水村	2,642	1,236	1,406
高篠村	3,207	1,568	1,639
象郷村	2,834	1,376	1,458
榎井村	4,277	2,079	2,198
四條村	2,689	1,273	1,416
神野村	3,955	1,962	1,993
吉野村	3,136	1,547	1,589
七箇村	4,204	1,442	1,466
十郷村	2,908	2,036	2,168
筆岡村	3,313	1,576	1,737
吉原村	3,119	1,483	1,636
四箇村	4,055	1,959	2,096
白方村	4,014	1,910	2,104
與島村	3,651	1,808	1,843
本島村	3,913	1,763	2,150
廣島村	3,585	1,636	1,949
高見島村	1,051	457	594
佐柳島村	1,844	799	1,045
三豐郡	168,225	80,036	88,189
仁尾町	10,510	4,995	5,515
觀音寺町	23,801	10,902	12,899
豐濱町	6,484	2,862	3,622
詫間町	11,196	5,362	5,834
莊内村	6,612	3,016	3,596
粟島村	3,046	1,463	1,583
大見村	4,242	2,105	2,137
吉津村	3,609	1,730	1,879
下高瀬村	2,749	1,327	1,422
上高瀬村	5,214	2,429	2,785
勝間村	4,060	1,995	2,065
笠田村	2,859	1,344	1,515
比地二村	3,708	1,759	1,949
比地大村	1,974	966	1,008
桑山村	3,862	1,851	2,011
本山村	2,329	1,085	1,244
上高野村	2,752	1,324	1,428
二ノ宮村	4,084	1,971	2,113
麻村	3,310	1,609	1,701
神田村	2,224	1,067	1,157
財田上村	6,593	3,168	3,425
財田大野村	2,833	1,382	1,456
高室村	3,996	1,892	2,104
常磐村	3,851	1,828	2,023
一ノ谷村	3,251	1,563	1,688
辻村	2,973	1,459	1,514
河内村	1,489	703	786
豐田村	3,759	1,862	1,897
粟井村	2,746	1,373	1,373
紀伊村	3,364	1,681	1,683
萩原村	2,402	1,171	1,231
五郷村	1,779	879	900
和田村	5,718	2,750	2,968
大野原村	10,228	4,933	5,295
柞田村	4,613	2,230	2,383

註　今回の告示は確定数として報告のあつた八縣の分のみである。殘餘の都道府縣については報告のあり次第直ちに官報に告示する。

なお括弧内の数字は司法大臣の直接調査による監獄及び矯正院の收容者の人員を示す。

廣告

◉除権判決

昭和二十一年（ヘ）第一一五四号

山梨県中巨摩郡五明村荊沢三百八十七番地　申立人　河西寛一郎

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年八月二十七日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年八月二十七日右証券の無効を宣言した。

昭和二十二年八月二十七日　大阪地方裁判所

（別紙）目録

日本國際航空工業株式会社株式五十株券一枚
記号番号　ロ第三三八〇号
株券額面　金二千五百円也
一日本國際航空工業株式会社株式十株券一枚
記号番号　自ハ第一一六九号至ハ第一一七三号
株券額面　金五百円也
以上一株の払込金額　金十二円五十銭
以上最終株主　河西寛一郎

昭和二十一年（ヘ）第一二八六号

神戸市生田区浪花町五六番地　申立人　株式会社神戸銀行

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年八月二十八日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年八月二十八日右証券の無効を宣言した。

昭和二十二年八月二十八日　大阪地方裁判所

（別紙）目録

一光洋精工株式会社株式五十株
内訳
十株券　ろ丙自第九三三二号至第九三三六号五枚
一株の金額　金五十円
各株に付払込みたる株金額　金五十円
株式名義人　安部井修治

昭和二十一年（ヘ）第一二九一号　第一二九二号

名古屋市瑞穂区村上町四丁目三　申立人　古川鼎三
同　古川信行

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年八月二十八日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年八月二十八日右証券の無効を宣言した。

昭和二十二年八月二十八日　大阪地方裁判所

（別紙）目録

一、大阪商船株式会社株式六枚
内訳
一五十株券（額面金二千五百円）全額払込済
一記号及番号　に第一三六八号
一十株券（額面金五百円）全額払込済
一記号及番号　寅自第四六四九一号至第四六四九五号
一発行者　大阪商船株式会社
一最終の株式名義人　古川信行
一、近畿日本鉄道株式会社第六新株式四十六枚
内訳
一五十株券（額面金二千五百円）一株に付二十五円払込
一記号及番号　地は自第二二八七号至第二二八八号、同自第六九六号至第六九七号、同第二四六号、同第二三七〇号
一十株券（額面金五百円）一株に付二十五円払込
一記号及番号　地ろ自第四〇七八号至第四〇九二号、同自第一〇五五号至第一〇六四号、他ろ自第一三五八五号至第一三五八六号、同自第四六八号至第四七七号、地ろ第一七五〇三号、同第一七五〇四号、地ろ第一八三五六号
一発行者　関西急行鉄道株式会社取締役社長種田虎雄
一発行日　昭和十六年六月一日
一最終の株式名義人　古川鼎三

昭和二十一年（ヘ）第一三三九号

神戸市須磨区離宮西町一丁目二三　申立人　美田爲三

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年十月七日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年十月七日右証券の無効を宣言した。

昭和二十二年十月七日　大阪地方裁判所

（別紙）目録

一東洋紡績株式会社株式十株券二枚
一株券額面　金五百円也
一一株に付払込金　金五十円也
一記号番号　丙は第七一一一一号、丙は第七一一一二号
一発行者　東洋紡績株式会社取締役社長種田健藏
一発行日　昭和十九年三月十日
一最終株主　美田爲三

昭和二十一年（ヘ）第一三三六号

大阪市阿倍野区阪南町東一丁目二四　申立人　原田小次郎

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年十月七日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年十月七日右証券の無効を宣言した。

昭和二十二年十月七日　大阪地方裁判所

（別紙）目録

第一、東洋紡績株式会社株式十株券一枚
一株券額面　金五百円也
一一株に付払込金　金五十円也
一記号番号　甲は第八三三〇八号
一発行者　東洋紡績株式会社取締役社長種田健藏
一発行日　昭和十七年五月五日
一最終株主　原田小次郎
第二、東洋紡績株式会社株式十株券一枚
一株券額面　金五百円也
一一株に付払込金　金五十円也
一記号番号　丙は第九一九二号
一発行者　東洋紡績株式会社取締役社長種田健藏
一発行日　昭和十九年三月十日
一最終株主　原田小次郎

昭和二十一年（ヘ）第一三三七号

大阪市阿倍野区阿倍野筋八丁目六十五番地　申立人　池田キヨ

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年十月八日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年十月八日右証券の無効を宣言した。

昭和二十二年十月八日　大阪地方裁判所

（別紙）目録

一東洋紡績株式会社株式十株券一枚
一株券額面　金五百円也
一一株に付払込金　金五十円也
一記号番号　甲は第七五三四二号
一発行者　東洋紡績株式会社取締役社長庄司乙吉
一発行日　昭和十一年十月十五日
一最終株主　池田キヨ

昭和二十一年（ヘ）第一三三四号

岡山県上房郡川面村津和谷東松院内　申立人　戸田幸三

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年十月八日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年十月八日右証券の無効を宣言した。

昭和二十二年十月八日　大阪地方裁判所

（別紙）目録

第一大和紡績株式会社株式五十株券二枚
一株券額面　金二千五百円也
一一株に付払込金　金五十円也
一記号番号　い甲第五二四二号、い甲第四八一号
一発行者　大和紡績株式会社取締役社長加藤正人
一発行日　昭和十六年七月一日
一最終株主　戸田幸三
第二大和紡績株式会社株式十株券十四枚
一株券額面　金五百円也
一一株に付払込金　金五十円也
一記号番号　い乙第一二一八五号、い乙自第一九六〇二号至第一九六一一号、い乙自第二八三五一号至第二八三五三号
一発行者　大和紡績株式会社取締役社長加藤正人
一発行日　昭和十六年七月一日
一最終株主　戸田幸三
第三大和紡績株式会社株式五株券二枚
一株券額面　金二百五十円也
一一株に付払込金　金五十円也
一記号番号　い丙第六〇六号、い丙第一七〇八号
一発行者　大和紡績株式会社取締役社長加藤正人
一発行日　昭和十六年七月一日
一最終株主　戸田幸三

昭和二十一年（ヘ）第一三二二号

山梨県西八代郡富里村下部三七三佐野孝治方　申立人　宮本貞吉

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年十月八日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年十月八日右証券の無効を宣言した。

昭和二十二年十月八日　大阪地方裁判所

（別紙）目録

一川南工業株式会社株式十株券五枚
株券額面　金五百円也
記番号　第一新乙自第二一七九号至第二一八一号、第五四一五号、第一〇五七三号
発行者　川南工業株式会社
発行年月日　昭和十二年九月三日
最終株主　宮本貞吉

昭和二十一年（ヘ）第一三二五号

名古屋市中区南外堀町六丁目一番地　申立人　兼松正名

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年十月八日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年十月八日右証券の無効を宣言した。

昭和二十二年十月八日　大阪地方裁判所

（別紙）株券目録（一）

証書を発行せる会社の所在地及名称　大阪市北区堂島浜通二丁目八番地東洋紡績株式会社

第一
一、種類　東洋紡績株式会社株式
二、数量　十株券一枚
三、株券額面　金五百円也
四、一株に付払込　金五十円也
五、記号番号　甲は第四七二六四号
六、発行者　東洋紡績株式会社取締役社長阿部房治郎
七、発行日　昭和十六年四月十日
八、最終株主　兼松正名

第二
一、種類　東洋紡績株式会社株式
二、数量　十株券一枚
三、株券額面　金五百円也
四、一株に付払込　金五十円也
五、記号番号　丙は第二七八二三号

六、発行者　東洋紡績株式会社取締役社長種田健藏
七、発行日　昭和十九年三月十日
八、最終株主　兼松正名

株券目録（二）

証書を発行せる会社の所在地及名称　大阪市北区宗是町一番地大阪商船株式会社

一、種類　大阪商船株式会社株式
二、数量　五株券二枚、十株券二枚
三、額面　金二百五十円券二枚、金五百円券二枚
四、一株に付払込　金五十円也
五、記号番号　丑第三二九八号、丑第三二六一号、庚一一七六八号、寅三五三一二号
六、発行者　大阪商船株式会社取締役社長
七、最終株主　兼松正名

株券目録（三）遺産相続の分

証書を発行せる会社の所在地及名称　大阪市北区堂島浜通二丁目八番地東洋紡績株式会社

第一
一、種類　東洋紡績株式会社株式
二、数量　十株券一枚
三、株券額面　金五百円也
四、一株に付払込　金五十円也
五、記号番号　甲は第三〇二一九号
六、発行者　東洋紡績株式会社取締役社長齋藤恒三
七、発行日　大正九年十二月一日
八、最終株主　兼松鈴子

第二
一、種類　東洋紡績株式会社株式
二、数量　十株券四枚
三、株券額面　金五百円也
四、一株に付払込　金五十円也
五、記号番号　甲は第四八一一四号、同自第六二六八二号同至第六二六八四号
六、発行者　東洋紡績株式会社取締役社長阿部房治郎
七、発行日　昭和六年四月十日
八、最終株主　兼松鈴子

第三
一、種類　東洋紡績株式会社株式
二、数量　十株券五枚
三、株券額面　金五百円也
四、一株に付払込　金五十円也
五、記号番号　丙は自第二七八一八号至第二七八二二号
六、発行者　東洋紡績株式会社取締役社長種田健藏
七、発行日　昭和十九年三月十日
八、最終株主　兼松鈴子

昭和二十一年（ヘ）第一三一六号

堺市上之芝向ヶ丘一丁目二二三の一三番地　申立人　藤木操

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年十月八日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年十月八日右証券の無効を宣言した。

昭和二十二年十月八日　大阪地方裁判所

（別紙）目録

一東洋紡績株式会社株式五十株券一枚
一株券額面　金二千五百円也
一一株に付払込金　金五十円也
一記号番号　甲に第四四〇号
一発行者　東洋紡績株式会社取締役社長齋藤恒三
一発行日　大正九年十二月一日
一最終株主　藤木操

昭和二十一年（ヘ）第一二五九号

神戸市兵庫区神田町五一番地屋敷川崎久夫方　申立人　山口高

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年十月八日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年十月八日右証券の無効を宣言した。

昭和二十二年十月八日　大阪地方裁判所

（別紙）目録

阪神急行電鉄株式会社株式（一株券二枚）
一株券額面　金五十円也
一記号番号　第六新丁自第四四四五〇号至第四四四五一号（二枚）
一一株の金額　金五十円也（全額払込済）
一発行年月日　昭和六年九月一日
一発行者　阪神急行電鉄株式会社取締役社長小林一三
一最終株主　山口高

昭和二十一年（ヘ）第一三〇四号

福井市佐佳枝下町百七番地　申立人　藤井剛士

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年十月八日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年十月八日右証券の無効を宣言した。

昭和二十二年十月八日　大阪地方裁判所

（別紙）目録

一帝國人造絹糸株式会社株式十株券十枚
記号番号　C第三七九号、C第三六五五号、C第一一一八九号、C第一三八三九号、C第一三九八七号、C第一三九八六号、C第八〇四六号、C第一三五〇八号、C第七〇五七号、C第一二五一二号
額面　金五百円
一株の金額　金五十円
払込金額　一株に付金三十七円五十銭
最終株主　藤井剛士

昭和二十一年（ヘ）第一三一〇号

兵庫県加古郡二見町西二見千六十四番地　申立人　馬場秀明

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年十月八日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年十月八日右証券の無効を宣言した。

昭和二十二年十月八日　大阪地方裁判所

（別紙）目録

一東洋棉花株式会社株式一十株券十四枚
一株券額面　五百円
一株金額　五十円
一株払込金額　五十円

記号	番号	発行年月日
丙	自一四九七八 至一四九八七	大正九年八月十日、
増新丙	自一五二 至一五五	昭和十五年十月一日

発行者　東洋棉花株式会社
最終株主名義人　馬場秀明

昭和二十一年（ヘ）第一三一一号

岡山県兒島郡味野町三七二二番地　申立人　小橋梅乃

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年十月十三日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年十月十三日右証券の無効を宣言した。

昭和二十二年十月十三日　大阪地方裁判所

（別紙）物件表

一、東洋ベアリング製造株式会社株式五十株
一一株の金額　金五十円也全額払込済
一株券記号番号　乙第二七号五十株券
一最終株主　小橋梅乃
一発行者　東洋ベアリング製造株式会社
一、東洋ベアリング製造株式会社新株（五十株）
一一株の金額　金五十円也内金二十五円払込済、一金一千二百五十円也額面金
一証券番　No.三三六号
一払込年月日　昭和二十年二月二十日
一発行者　東洋ベアリング製造株式会社
一最終株主　小橋梅乃

昭和二十一年（ヘ）第一三一二号

東京都世田ヶ谷区池尻町三百六十九番地　申立人　眞田幸雄

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年十月十三日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年十月十三日右証券の無効を宣言した。

昭和二十二年十月十三日　大阪地方裁判所

（別紙）目録

一関西配電株式会社
種類枚数　（一）一株券五枚、（二）十株券一枚
記号番号　（一）い甲第一五六〇六六号乃至第一五六〇七〇号、（二）い乙第一〇〇七五号
額面金額　（一）各金五十円（二）金五百円
払込金額　各全額払込済
発行年月日　昭和十七年七月一日
最後の株式名義人の住所氏名　福井市江戸下町二十四番地眞田一夫

昭和二十一年（ヘ）第一三一五号

香川県綾歌郡土器村四千二百四十六番地　申立人　岩瀬精一

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年十月十三日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年十月十三日右証券の無効を宣言した。

昭和二十二年十月十三日　大阪地方裁判所

（別紙）証書の重要なる趣旨

一関西配電株式会社普通株式六十株
但
種類枚数　十株券六枚
記号番号　旧自い乙二三八九号至い乙二三九一号、新自ろ乙一五六二号至ろ乙一五六四号
額面金額　金三千円也
一株の払込金　旧金五十円也、新金二十五円也
発行者　関西配電株式会社社長田邊隆二
発行日　昭和十七年七月一日
最終株主　岩瀬精一

昭和二十一年（ヘ）第一三一七号

浜松市鴨江町一四九二番地の二　申立人　影山定治郎

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年十月十三日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年十月十三日右証券の無効を宣言した。

昭和二十二年十月十三日　大阪地方裁判所

（別紙）目録

一東洋紡績株式会社株式十株券五枚
一株券額面　金五百円也
一一株に付払込金　金五十円也
一記号番号　自丙は第二七九八一号至丙は第二七九八五号
一発行者　東洋紡績株式会社取締役社長種田健藏
一発行日　昭和十九年三月十日
一最終株主　影山定治郎

昭和二十一年（ヘ）第一三一八号

姫路市五軒邸一六五の一　申立人　野々上寅雄

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年十月十三日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年十月十三日右証券の無効を宣言した。

昭和二十二年十月十三日　大阪地方裁判所

（別紙）目録

第一、東洋紡績株式会社株式五十株券一枚
一株券額面　金二千五百円也
一一株に付払込金　金五十円也
一記号番号　甲に第一一〇三号

第6285号 物価号外

第6285号 物価号外

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

一発行者　東洋紡績株式会社取締役社長齋藤恒三
一発行日　大正九年十二月一日
一最終株主　野々上寅雄
第二、東洋紡績株式会社株式五十株券一枚
一株券額面　金二千五百円也
一一株に付払込金　金五十円也
一記号番号　乙に第一六五九号
一発行者　東洋紡績株式会社取締役社長齋藤恒三
一発行日　大正九年八月一日
一最終株主　野々上寅雄
第三、東洋紡績株式会社株式十株券十枚
一株券額面　金五百円也
一一株に付払込金　金五十円也
一記号番号　自内は第四五六〇〇号至内は第四五六〇九号
一発行者　東洋紡績株式会社取締役社長種田健藏
一発行日　昭和十九年三月十日
一最終株主　野々上寅雄

昭和二十一年（ヘ）第一三二一号

石川縣羽咋郡邑知町丹井　申立人　永長要藏

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年十月十三日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年十月十三日右証券の無効を宣言した。

昭和二十二年十月十三日
大阪地方裁判所

（別紙）　目　録

第一、東洋紡績株式会社株式十株券三枚
一株券額面　金五百円也
一一株に付払込金　金五十円也
一記号番号　甲は第一二三五八号、甲は第一二八七一号、甲は第一二八八二号
一発行者　東洋紡績株式会社取締役社長齋藤恒三
一発行日　大正九年十二月一日
一最終株主　永長要藏
第二、東洋紡績株式会社株式十株券二枚
一株券額面　金五百円也
一一株に付払込金　金五十円也
一記号番号　乙は第一七七〇八号、乙は第一七一八九号
一発行者　東洋紡績株式会社取締役社長齋藤恒三
一発行日　大正九年八月一日
一最終株主　永長要藏

昭和二十一年（ヘ）第一三三二号

愛知縣幡豆郡平坂町大字平坂字北町十二番地　申立人　古澤準一

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年十月十三日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年十月十三日右証券の無効を宣言した。

昭和二十二年十月十三日
大阪地方裁判所

（別紙）　目　録

一、東洋紡績株式会社株式十株券二枚
但株券額面　金五百円也
一株の払込金　金五十円也
記号及番号　甲は第二一七三号、丙は第五六三五五号
最終株主　古澤準一

昭和二十一年（ヘ）第一三三五号

名古屋市南区朝拜町一丁目十七番地　申立人　布目一雄

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年十月十三日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年十月十三日右証券の無効を宣言した。

昭和二十二年十月十三日
大阪地方裁判所

（別紙）　目　録

第一、東洋紡績株式会社株式十株券二枚
一株券額面　金五百円也
一一株に付払込金　金五十円也
一記号番号　甲は第九三一六号、甲は第九三一七号
一発行者　東洋紡績株式会社取締役社長齋藤恒三
一発行日　大正九年十二月一日
一最終株主　布目一雄
第二、東洋紡績株式会社株式十株券二枚
一株券額面　金五百円也
一一株に付払込金　金五十円也
一記号番号　丙は第一六三一三号、丙は第一六三一四号
一発行者　東洋紡績株式会社取締役社長種田健藏
一発行日　昭和十九年三月十日
一最終株主　布目一雄

昭和二十一年（ヘ）第一三三八号

四日市市大字馳出一五四七長谷川重太郎方　申立人　田中保二郎

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年十月十三日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年十月十三日右証券の無効を宣言した。

昭和二十二年十月十三日
大阪地方裁判所

（別紙）　目　録

第一、東洋紡績株式会社株式十株券五枚
一株券額面　金五百円也
一一株に付払込金　金五十円也
一記号番号　自甲は第九〇〇〇〇号至甲は第九〇〇〇四号
一発行者　東洋紡績株式会社取締役社長種田健藏
一発行日　昭和十七年十一月十日
一最終株主　田中保二郎
第二、東洋紡績株式会社株式十株券五枚
一株券額面　金五百円也
一一株に付払込金　金五十円也
一記号番号　自内は第三一一〇二号至内は第三一一〇六号
一発行者　東洋紡績株式会社取締役社長種田健藏
一発行日　昭和十九年三月十日
一最終株主　田中保二郎

昭和二十一年（ヘ）第二七五二号

神戸市生田区浪花町五十六番地　株式会社神戸銀行
申立人　右代表取締役　八馬兼介
右代理人弁護士　栗岡善一郎

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によって公示催告を爲した処昭和二十二年十一月四日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかったから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十二年十一月四日
東京地方裁判所
判事　原　増司

（別紙）　目　録

一、株式会社三菱銀行株式六十株五十株券一枚、十株券一枚計二枚
1. 記号番号　五十株券丁第三八〇号、十株券内第一六八六号
2. 株券額面　五十株券金二千五百円也、十株券　金五百円也
3. 一株の金額　金五十円也
4. 一株の払込金額　金五十円也
5. 発行年月日　昭和十八年五月一日
6. 最終株主　藤春義
7. 最終所持人　株式会社神戸銀行
一、株式会社三菱銀行新株式三十株十株券三枚。
1. 記号番号　自新内い第二四六九号至新内い第二四七一号
2. 株券額面　金五百円也
3. 一株の金額　金五十円也
4. 一株の払込金額　金十二円五十銭也
5. 6. 7. 前記と同じ

昭和二十一年（ヘ）第三七五〇号

愛知縣丹羽郡城東村今井観音堂百八番地　申立人　奥村俊二

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によって公示催告を爲した処昭和二十二年八月十四日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかったから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十二年十一月四日
東京地方裁判所
判事　原　増司

（別紙）　目　録

一日本鋼管株式会社株式五十株券一枚
記号番号　乙第四九九号
額面　金二千五百円
一株の金額　金五十円宛全額払込済
株券発行日　昭和十三年一月三十日
株券発行者　日本鋼管株式会社取締役社長白石元治郎
最終株式名義人　奥村俊二

昭和二十一年（ヘ）第二七六四号

横浜市戸塚区戸塚町四丁目三千六百番地富永閑三方　申立人　正岡正市

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によって公示催告を爲した処昭和二十二年六月十二日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかったから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十二年十一月四日
東京地方裁判所
判事　原　増司

（別紙）　目　録

日本発送電株式会社株券
一一株の額面金額　金五十円也
一一株の払込金額、全額払込
一株券の種類、枚数、記号、番号　十株券二枚は乙第四〇三三号、は乙第四〇三四号、一株券三枚自は甲第二〇三三九号至は甲第二〇三四一号
一株券発行者　日本発送電株式会社
一株主名義人　正岡正市
一最終所持人　右同人

昭和二十一年（ヘ）第二七六〇号

熱海市東田原町東山百三十三番地　申立人　貝島弘人

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によって公示催告を爲した処昭和二十二年六月十二日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかったから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十二年十一月四日
東京地方裁判所
判事　原　増司

（別紙）　目　録

三井鉱山株式会社発行十株券一枚
一株の額面　金五十円にして金十二円五十銭払込済
記号番号　ろ乙第三五一五号
最終株主名義人　貝島弘人
最後の所持人　右同人

昭和二十一年（ヘ）第一〇四七号

東京都港区芝高輪北町三十番地の二　申立人　難波又三郎

別紙目録表示の債券に付申立人の申立によって公示催告を爲した処昭和二十二年七月二十三日午前十時の期日迄に権利を届出て且右債券を提出するものがなかったから申立人の申立に基いて前記債券の無効を宣言する。

昭和二十二年十一月五日
東京地方裁判所
判事　渡辺一男

（別紙）　目　録

一東京都公債い号
一万円券二七九七番、五千円券〇〇五二番、一千円券〇三四六番、五百円券〇〇五七番、一百円券〇三〇五番

昭和二十一年（ヘ）第三六三八号

名古屋市中区新栄町九丁目八番地　申立人　柴田實

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によって公示催告を爲した処昭和二十二年八月九日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかったから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十二年十一月六日
東京地方裁判所
判事　原　増司

（別紙）　目　録

一、日本発送電株式会社株式十株十株券　一通
一但株券番号　う乙第三〇七九一号
一株券発行者　東京都小石川区小石川町一丁目一番地二日本発送電株式会社
一株券発行年月日　昭和十四年七月一日
一株券額面　金五百円
一一株に付払込金　金十二円五十銭
一最終名義人　柴田實

印刷局